

(補)漢北日記 城南真郭有黑河青塚古蹟遠望如山策馬往觀高三十丈圍數十畝頂有土屋一間四壁黑砌以瓦此喇嘛所爲也塚前有石虎雙列白石獅子僅存其一光瑩精工必中國所製以闕明妃者也綠琉璃瓦磚狼藉似享殿遺址惜無片碣可考石燈有蒙古字侍郎溫他往譯云是喇嘛所作非在也云云

張鵬翮の此の記述ありて、既に二百餘年を経過せる今日、余は之を訪ひたるが丘塚の高さは約三十サージエンにして、頂上の堂宇に就て捜せどもあることなく、只僅に其存在を想像せしむる址跡を見るのみ、南方なる正面に降り、虎獅を求むるも亦効なし、歲月の爲め、消失したるものならん、何處に享殿ありしか亦た之を認識するに由なし、但し處々に蒼瓦片の散在せるは之れありしか、然れども煉瓦の一ヶ所の堆塊を成すものは見えず、只驚きたるは漢文の石碑三個あることにて、是等碑は蓋し最後の製作にして、道光十三年(一八三三年)に係り、大同知府の建つる所なり、文字は讀み易し、其中第一の大石碑は花崗石を以て作られ、頗る奇麗に煉瓦を積み重ねて、瓦葺の蓋を以て飾られたる臺壁を嵌めらる、余は石刷を行ふことなく、單に之を撮影せり、即茲に挿入せるものにして、(寫眞略す)漢字を知るものは之を讀むこと甚容易なるべく、即漢明妃塚にして、漢の明妃の塚と云ふ意味なり、蒙古文はハンウルスン、ワン、チャオ、チユヌ、ヘグルにして、漢朝王昭君埋棺の地と云ふ意味なり。

余の旅行前此塚を見たる最近の旅行家は、蓋ポタニン氏なるべし、氏は千八百八十四年昭君墳を訪問せり、余は旅行前、氏の旅行記を讀まざりしが、今之を讀むに其記事中怪訝に堪へざるものあり、一例を挙げれば氏は此塚は周圍三百七十メートルにして、高約六サージエンと記するも、氏は果して如何なる目量を用ひたりや、現状の如くんば支那人張鵬翮前出が高さ二十間(一間は一サージエン)四呎九吋(周圍數十畝)畝は約百五十九平方サージエンと記したるを正しとす、尙氏は支那の鑄犁は將に此塚を以て四隣の谷地と同一視せんとすと云へり、然れども此處に示す寫眞に就きて觀ても、既に千九百二十年の存在を經たる此の記念物が、一般の土地と同一せらるるの恐れは尙頗る遠からんと言ふに充分なるべし、又氏は此塚に關して傳説を擧げたり、曰く第一は神視せられたる王女の溺死體を葬る處、第二は蒙古に嫁したる漢朝皇后を葬る處、第三は夫を去勢し黄河に投身せる成吉思汗の妻女を葬る處なりと、然れども余は此傳説の一をも聞きたることなきのみならず、支那人も蒙古人も、皆此塚は王昭君の墳墓なりと確言す、彼等は皆此の碑文を讀みて語る者なれば、恐らく誤謬にあらざるべしと余は信ず、蓋しポタニン氏は此の碑を見たるも、單に附近村落の支那人の墓標に外なら

すとして、軽々看過せしものにして、支那人にも蒙古人にも其の意味を問はざりしものならん、若し之を問ひたりせば、彼等は必ず碑文の意義を説明したるべきなり。

是等石碑の内小なるものは大なるよりも少しく容積を減じたるものにして、高さ一 サージエン 四 ウエルシヨークの石板を以て作られ、同様の石板の上に置かれ、外部には何等の覆蓋なくして風雨に委せらるゝを以て、其碑文は前者に比すれば著しく磨滅せり、然れども普通の漢字を以て示され、尙讀み難からず、手寫することも容易なり、其原文は左記の如し。

閩閩堪垂世明妃冠漢宮一身歸朔漠數代靖戎若以功名論幾掄霍衛同人皆悲遠嫁我獨羨遭逢縱使承恩寵焉能保始終至今青塚在絕勝賦秋風

鎮守綏遠城等處將軍兼管右衛歸

化城土默特官兵調遣宣大三鎮官兵世襲雲騎尉彥德題

將軍號亦奄滿洲正黃旗人嘉慶癸卯鄉科捷後承襲世職歷擢參贊大臣定邊左副將軍理藩院侍郎鎮紅旂漢軍都統今簡鎮斯土蓋儒雅而兼將略者也淵護道篆來此路徑黑河見所謂青塚者因思前 頗有歌咏皆未著明妃之功不足爲後世勸及

見將軍作喜曰妃無憾矣此詩之後不必有續咏矣故謹爲之序而請勒諸石署理分巡歸綏兵備通大同府知府長白珠潤書

道光十三年歲次癸巳五月吉日立

此譯文は左の如し(譯文略す)。

第三の碑は前記兩碑の中央に在りて、低けれども碑文は亦能く保存せらる、然れども字體草書なるにより、余は之を石刷にせり、余よりも善く漢文を知る人に讀ましめんため之を挿入すること、せり左の如し、

憶昔出宮闈志在不負主揮手去遐荒非死以無處悲彈馬上調肝腸向誰吐聲淚動天地名妃垂千古邊草伴芳魂紅顏餘骨阿俠若有神一坏萬世觀王嬙有青塚炎漢無寸土要知作傳人還應受奇苦

咏昭君墓者衆觀其墓者鮮予於戊申之秋奉使豐州公務既蒞聞距城廿里青塚里存隨俗愛堂侍郎馳往一觀塞草離々獨存孤塚感成五古屬伍山觀察壽石墓側以誌所見云爾

故に之れに生ずる草の綠色なるは、當然なるべし、尙ほ此の墓は前記の如く、漢

の元帝耶蘇紀元前四八—三三年の宮妾明妃、一名王昭君の爲に建てられたるものにして、妃は匈奴との戦敗績後、平和條約の條件に基き、匈奴王の妻に取られ、幾もなくして殞落し、以て此の墓に葬られたるなり、丘下に碑文あるに拘はらず、住民中之れに關する史實を知るもの甚少なく、殆んど之れを回想するものなきが如し。

左は第三石碑の原文寫眞を示す(略す)

歸化城記事を了るに臨み、尙附言の要あるは、此地方が露領ウエルヌイ地方、ピースク地方、及ミヌシンスク地方、並恰克圖より輸入する、イジュエブリと稱する一種の鹿の角の販賣地として有名なることなり、支那領の伊犁、塔爾巴噶台、科布多、烏里雅斯台、古城、哈密、寧夏等よりも、亦此の種鹿角を輸入す、然れども此商業に關しては、露國のウオロサトフ氏の詳細なる記述あれば、余は蛇足を添ふるの要なく、只此商業が歸化城に於ては、近年著しく衰頽せることを告ぐるに止まるべく、其主因は三、四年前より價格の暴落せるに存し、從て歸化城商人は其購買を中止したるもの多く、假令之を買ふども、歸化城に於て賣ることなく、張家口に齎して販賣するが故に、産地は之を歸化城に輸出するも、利益なきこととなり、商況不振

歸化城の近き過去と其運命

鹿角

棧

に陥りたり、然れども此商業は今尙存在を繼續し、之が爲、此地に來る商人の宿泊する棧も、從つて營業を繼續し、本品の取引尙行はる、勿論棧は角商人の爲のみならず、一般旅客を收容する所にして、中支那及南支那より他の商品を搬入する商人も亦た之れに止宿す、然れども此の種商人の出入も、近來著しく減少せり、二十年前は實に歸化城の黄金時代なりしが、今と比すれば想像も及び難き差異あり、當時は外來者夥多にして、歸化城には旅舍多く、中に就き東生棧、東盛棧及び長泰棧尤も盛大にして、是等旅舍は一種の取引所、旅舍と爲り、食事及要談の爲、土地の商人並外來商人之に集合し、冬季は各店夕食客の數毎日五百人に達したりと云ふ、而して客店には、雞、羊、豚のスープ、鴨、雉、雞、兔、其他各種野禽の蒸焼等、一も備はらざるものなく、上等料理は一食銀一兩(二品三十乃至五十哥)中等は同五錢(一留十五乃至二十五哥)下等は同二錢(約五十哥)なりしが、現今は來客甚減少し、而かも食品は約二割半の騰貴を示す。

曾て露國に於て歸化城開放問題起り、議論甚盛なりしは、尙久しからざる以前にして、當時開放を主張したるは、一方に於ては歸化城の商的復活を非常に重大したるに原因し、一方に於ては此地の事情に暗く、單に露國茶が支那茶の如く支

那本部を従て歸化城に入るとを得るの時來るべく、然るときは此地は露國の商業の爲張家口と同一の價格を有するに至るべしと云ふに在りき、特に露國茶が西部蒙古に向ひ、烏里雅斯台及科布多を經由するに至らば、歸化城の價值は無論張家口を凌駕すべしと爲せり、而して歸化城の如き要塞地に於ける露國商品の販路は、甚廣大なるものにして、且無稅貿易の條件を獲得するに於ては、其利一層多大なりと爲せり、而して其無稅貿易の特權獲得には、又自ら理由ありたり、即歸化城は土默特旗地内に在り、土默特旗地は地理上蒙古に近く、而して支那の公然たる地理書に據れば、蒙古の南境は長城を以て限らる、然るに歸化城管内は長城外に在りて、之と隣接せる蒙古諸旗との間に何等關門の之を分つものなし、故に之を支那本部と見做さんとせば、其支那本部の終點と蒙古諸旗の起點は、何れに在りやを定むること難ければなりと云ふに在りて、是等種々の利益を豫想し、前記歸化城問題は一時喧々囂々の議論を沸騰せしめたり。

然るに蒙古に來り歸化城の現狀を研究するに際し、前記事情を想起したるも、種々の狀況を綜合すれば、歸化城の商的價値の重大なるを云々するは、前記開放問題の起りたる當時（一八八五、六年）に於ても既に遲かりき、歸化城が全蒙古の爲

全東土耳其斯坦の爲、伊犁塔爾巴哈台地方の爲めに、商品の通過路となり、露領土耳機斯坦及西蒙古の爲にすら關係を有したりし時代に於ては、其商的價値や多大なりしと雖、千八百七十年代の末には、既に其價値を失ひ、爾來漸々頹勢を示すに至れり、尤も不況を受けたる歸化城商人中には、早晚東土耳其斯坦行の茶の歸化城經由禁止の解除を政府に請願し、要領を得んには、此地商況は再昔日の活氣を呈すべしとの希望を抱くものなきにあらずと雖も、此希望は到底之を達成すること難かるべきのみならず、支那政府は、却て鐵道を蘭州に通ずるの企圖を有し、而かも成るべく速に其企圖を實現せんとするの意向明かにして、此鐵道完成後は露國商品の支那本部に至るものは、之に由るを以て順當とし、支那本部と長城外との交渉も亦此鐵道を利用して歸化城を顧みることなかるべし、故に歸化城は何れにして既に其役割を演じ了りたるものにして、今更豫見し難き事情の發生を空想して、商的價値の向上を期するは間違なるべしと史料す。

楊子江岸より支那本部を通行すべき露國茶にして支那商人の作りたる道路に依り、歸化城を經由せば、其利や大なるべしとの議論も、亦根據なき者にして、此徑路の不利益なるとは、支那人自身が既に之を放棄し、漢口より其茶を水路に依

り天津に送り、即ち往昔露商が其茶を送りたる徑路を撰ぶに至りたるを以て、最良の證と爲すことを得べし、而して天津より支那人が歸化城に向くる茶は、保定府、易州、渾源州、大同府を經由して、殺虎口又は獨石口に於いて長城を踰ゆ、又歸化城を蒙古に編入すべしとの意見も、蓋實行不可能の意見にして、余自身の意見は別とし、歸化城に對する支那人の意見を知らんが爲め、余は務めて支那及土默特官吏と之を談じたるに、支那人の見解に依れば、歸化城は、曾て蒙古領内に屬したりしも、現今は然らずして之を支那領と見做することにて、久しき以前より之に純支那行政を布き、道台を以て之を管轄せしめ、地方長官は悉く山西巡撫に隸屬し、歸化城に於ては支那本部に於けると同じく、支那商人より凡て税を徵收するに憚る所なく、歸化城より蒙古に商品を輸出する支那商人は、規定に依り國税を納むるの義務あり、余は一支那官吏に何心なきもの、如く支那人は何を以て支那本部が長城外に接續すと云ふかと問ひたるに、彼は言下に是れ支那本部の終端は歸化城及其管内全部なればなりと答へたり、而して尙續けて曰へり、支那人は勿論長城の石牆を此地に移すと能はずと雖、歸化城は同地に税法を制定せし時より、支那本部に編入せられたるものにして、事情は張家口と同じ、故に此地

の公稱は、古代の明の稱歸化にもあらず、又滿洲のクク、ホトにもあらずして、西口と呼ぶ、猶張家口を東口と呼ぶが如しと、實際に於て余は歸化城滯在中、屢此地に送らるゝ官貨を見たるに、宛名は皆西口と記し、衛戍軍隊記章にも西口とあり、即歸化城は現今に於ては固有の名稱すらも變更せられたるなり。

次に一言すべきは歸化城住民は甚歐人を知らず、余が外出するときには數百人群集して一舉一動を注視せざることなし、撮影中は特に蒼蠅きこと云ふまでもなく、市街建物及街路の景は群集の爲めに遮ぎられて、豫期の成績を得る能はず、只五塔寺及び伊拉克呼散格根廟は成功せりと雖も、是れ是等目的物が遠く市街の邊隅に在りたるが爲のみ、而かも余は夜行して之に到着し、早晨撮影に従事せり、歸化城要塞即新城の外景も亦早晨の撮影なるが故、全然灰色を呈したるなり、(寫眞省略)

歸化城の
氣温

	午前六時	正午十二時	午後九時
十日	零下五度	四度	零下〇度
十一日	同 三度	三度	二度

第三章 歸化城

十二日	零下四度	六度	零下五度
十三日	同 五度	九度	二度
十四日	同 三度	七度	一度
十五日	同 三度	六度	零下〇度

(補) 歸化城及綏遠城 位置

歸化城は山西省の最北部に位し、東經百十一度八分北緯四十一度に位し、二十里にして即ち内蒙古に入るを得べく、北部一帶陰山の山嶺を控へ、西新張甘肅に至る貿易口たる西包頭には三百六十里にして至るを得へし、所謂歸化城平原と稱する大平原の中心點に位するものなり、

沿革

歸化城の地は漢の時ハ雲中郡即ち今の大同府に屬し、後魏の時に至りて始めて都を此の地に建設し、盛樂城と號し盛樂中等の郡を治め、隋に至り定襄郡を置き唐は單于大都護府を置き五代の後唐の時に至り遼に入り、豐州天德軍を置き西京道に屬し、金又之を因襲して元は大同路に屬せしめ、下りて明に至り宣德年間玉林雲州等の城を築き兵戍を設けて守らしめしが、後蒙古の爲めに據る所となり、嘉靖年間諸邊城を豐州に築き木を採り、屋を架し以て居る之を板升と云ふ、是れ土默特隆慶間なり、於之諸邊を封して順義王と爲し、其の城を歸化城と云ふ、之れ其の紀元にして清朝に至り、天聰六年太宗文皇帝察哈爾を親征し驛を歸化城土默特部落に駐め歸順し、九年貝勒岳脫命じて驛を此處に駐して守らしめ、康熙三十五年聖祖仁皇帝白塔より驛を此地に駐め、其の官制都統協領等の員を置き統理せしめ、諸旗を駐牧せしは雍正元年歸化城を増設し、同知二員より後一員を省き、乾隆四年綏遠城を増設置き同知一員及び鎮守將軍の朔州にあるを移して綏遠城に駐せしめ、二十五年歸化、清水河、薩拉齊、和林格爾、托克托城を増設し、通判五人を歸綏道に並屬し、二十九年歸化城の通判を分裁して計六廳となせりと云ふ、

地勢

歸化城は所謂西土默特の平原中にありて、東察哈爾より南黃河の沿岸に至るまで坦々砥の如く、唯北三十里許りにして陰山々脈の東方阿哈々拉山に至る山を帯ぶるのみ、此の如き大平原にありと雖も、其の海拔を開けば八百六十メートル、即ち二千八百尺餘なりと云ふ驚かざるべけんや、市も東陰山(大青山)に近きを以て北面稍高く西南黃河方面に至りて漸く低し、

氣候

地勢以上の如く地高原に屬するを以て、寒氣の強きは勿論なるも西南鄂爾多斯の沙漠を控ゆるを以て、夏季は暑氣強く冬季寒烈し、暑氣尤も烈しきは七月にして九十度を上ること連日なりと云ふ、八月九月は最好時季にして十月以後に至りて寒氣甚し、春季四月頃雪解けの季節よりは漸く雨期に入り、六月初旬に至るまで連日の降雨ありと云ふ、空氣の如きも高原の割合に清淨ならざるは、之れ又沙漠の影響にして、西南風の齋す沙塵の然らしむる所なりと云ふ、然れども疫病の如きは甚だしく流行病は殆どなしと云ふ、

市街の情况

市街は南北六里東西四里ありと稱せられ、東北綏遠城の方より流れ來る一小河は、市の北側を周り西部を流れ南方に去る、然れども河は一小流に過ぎざれば漸く水あるのみにして大部は徒渉するを得べし、市の北部に近く方二町許りの廢廟せる土城は、所謂明代に築造せられたるものなりと稱するも、今や其の遺蹟甚しく土壁は所々崩壞し城門ならずして通行し得るものさへあり、城の南門より一直南行する大南街と稱する、街道は當市第一の街道にして、道幅六七間商賈兩側に軒を接して列る城内は此の一路の北門に通ずるのみにて、他に一二條の小枝路あるも、何れも胡同にして城外に通ずるは此の一道あるのみ、

大南街の外に其の主なるものは南門を出で、大南街に交叉して、東西に走る大東大西の兩路及び北門を出で、東西に走る東順城西順城の兩街、其他大南街と併行して南行に通ずる大召街は其の著名なるものなり、大南街は其の最も大にして商賈の集る所、大召街は其の道路の大にして場所位置の可なる爲めに、露天店即屋臺店等最も多く、北門を出で、西順城街に沿へる所は牛橋馬橋と稱し、牛馬市場にして牛馬の集中多く、其の熱鬧の度を云へば市中第一となす、然れども其の熱鬧は實に其の陸運の發達盛大にして牛馬の貴重せらるゝを認ばしむ、河

第三章 歸化城

北は重に商家にあらずして、農家等多く、大牧場と稱する地區の如きは元は名の如く、八旗兵丁の練兵場なりしにや、道路の大なる僅に練兵をもなし得べく、側らの人家は所謂屋敷町風にして各門をかまねて家屋は遙かに内部にあるが如く、而も其の全部の外部は形ばかりの土壁あるが如し、

行政及教育

歸化道臺ありて兵備糧食鹽政等を統轄し、外に歸化城同知を置き、専ら歸化城市内の行政を行ひ、其の下に巡警を置き警備に充つ、綏遠城にも一人の同知ありて専ら綏遠城の行政に當り、綏遠城將軍は滿州旗人を監督指揮して滑道の兵備に備へ、専ら烏里雅斯台の交通を監督し警備をなすと云ふ、今其の衙門官吏の主なるものを序述すれば、

綏遠城將軍

元は綏遠城將軍なれば、衙門も綏遠城内に有りて雖も將軍は近年總務大臣の職を兼任すれば歸化城にも住宅否な衙門を有し、多く常所に居り蒙古王に對する公務あるときの外は其の府に歸らず、元來の職權は滿洲八旗軍の指揮に任ずるものなり、而して近時漸く新式兵の八旗營外に作らるゝを見るや、又八旗滿人を訓練して新式軍隊をおこさんとし陸軍第一營なるものを設け、保定陸軍學堂出身警官に任じて訓練し、別に陸軍學堂を起し幹部の養成をなすつゝあるも其の實情は唯其の外形を整へて清政府に對する申譯にすべきものなりと云ふ、

副都統

は將軍を補佐して西土默特に於ける蒙古旗民を統治すと云ふ

歸化道臺は衙門を市の西北部即ち北門を出て西順城街を西に進み河を渡れば其の衙門にして、山西巡撫の命を受け、歸化城平原一帯の開墾行政の任に當り現今其所轄地として、全六廳に撫民府をおき同知を以て知事とす、

歸化城同知

歸化城撫民府は市西部河岸にありて、市民之を二府衙門と稱し、其の知事同知は歸化廳の行政に任ずる直接の地方官なり

要するに歸化城及其の附近行政の系統を概言すれば、蒙古人に關する件は滿洲八旗軍の指揮官たる綏遠城將軍之に任し、副都統之を補佐し、又移民及び中國人に關する件は山西巡撫の派遣官とも見るべき歸化道臺之に當り數人の同知は各其の廳にありて管理し政治を行ふものなり、

巡警局

又歸化道の主管する處にして、巡警二百餘人を使役し、市中各所に分駐せしめ、以て其の警務に任ず、所々に巡警分局を設けて巡捕を訓練し其の管下の警務に任ず、

軍務局及兵營

綏遠城滿州八旗の外に、歸化城東北郊外に軍務局及び一兵營を置く、之れ純然たる新式兵にして歩兵營なり、山西省大同府に於ける鎮臺の分營にして、綏遠城將軍に屬するものならず、保定陸軍學堂出身の將校を以て其の教習となし新式兵術を教練す、

教育は地邊城なる割合に盛に行はれ、上は中學堂師範學堂より高等小學堂小學堂の設けあり、外に土默特小學堂と稱せらるものさへありて、蒙古人をも教育しつゝあり、

中學堂及び初等師範學堂

官立にして道臺之れが總辦となり學費は官費とす、高等小學堂卒業程度のものをして入學せしめ、以て中等教育を授く、中學堂は其の主とする所なるも、後には之に初級師範學堂を加へたり外に師範學堂附屬として高等小學堂をも入れたり、中學堂は修業五ヶ年現今學生八十名を有し師範學堂は二ヶ年課程にして、學生は四十名而して師範學堂入學資格は秀才の位を有するものに限らるゝを以て中には年齢四十歳以上のものもあり、其の教生たる直に附屬小學堂に入りて實地授業をなす、高等小學堂は學生四十名を有し主任教習二名ありて監督す、

綏遠城中學堂

綏遠城内にありて滿洲旗人の子弟を教養する所にして、學生四十餘名を有し、學費は凡て官費なりと云ふ、一般口外にある支那人は教育思想未だ發達せざるを以て、自然學費を給して教育を施すにあらざれば一人の入學するものなしと、故に此の滿洲旗人は元とより其の歸化城にある諸學堂の如きも、上は中學師範學堂より下は小學堂に至るまで皆官費の制によるものなりと云ふ、

土默特小學堂

歸化城文昌廟街にあり、蒙古人の子弟を教育し支那の風を學ばしむるを其の主眼とし、學生四十餘名四年の課程にして、重に官話及び支那文書を教授すと云ふ、

外に歸化城には四ヶ小學堂あるも小にして學生の數又僅かに十數人に過ぎずして課程も尋常小學程度なりと云ふも

第三章 歸化城

第三章 歸化城

未だ全く寺小屋の風習を免れず、

宗教

歸化城は元々蒙古人の居所なりしを以て、喇嘛教甚だ盛にして喇嘛廟の如き大なるもの五、小なるもの十五あり、何れも其の建築宏壯にして、其僧侶の如きも總數二萬人に及ぶ、一喇嘛廟の如きは一ヶ寺にして五百人を養ふものありと云ふ、其の喇嘛廟の大なるものを擧ぐれば、

舍利土召

大 召

新 召

小 召

太平 召

太平 召

太平 召

太平 召

太平 召

太平 召

支那人の信奉する宗教は佛教及回教にして、回教は最も勢力を有するが如し、佛教は支那一般の信奉する所にして諸所に小寺院を有するも、喇嘛廟の如く壯大なるものは之を見るを得ず、多くは三官廟文昌廟關帝廟等と稱する儒佛混淆の如きも多し、基督教は天主教と「チャイナ・インランド・ミッション」の講義所ありと雖も、天主教は漸く勢力衰へ今や一人の宣教師もなく「ミッション」や「勢力を有するも、去る明治三十三年拳匪の亂に於て殺戮せられたる結果として、現今僅かに外國宣教師の一夫妻を有するのみ信徒又極めて少なしと云ふ、此に一異類象として見るべきは、市人西洋人を見れば直に佛國人なりと稱することとなり、是れ其の天主教の昔時盛んなりしことを想ふべきなり、

商業

此の地又山西省と蒙古の交通路に當り、又西包頭鎮より甘肅陝西等に通ずるの要路にして、張家口の東口と稱するに對し歸化城は西口と稱し、内外の商賈商品の集散すること多し、現今及將來に於ては張家口の輸出額に及ばざるべきも、昔時に於ては遙かに張家口の上にあると云ふ、其の輸出入品の如きは張家口と殆ど等しく、唯甘肅寧遠方面より來る白米の甚だ多きのみ、當市にも洋行と稱するものありと雖も、外國人自ら業を營むものなく、三連單により其の名義により貨物の輸出入をなすものならず、支那商人の是等取引をなすには、多く貨店と稱する客棧に宿泊し、貨は其の棧内倉庫に入れ置きて大取引をなすものにして、路邊に開店しての商取引の如きは其の小取引なるものに過ぎずと云ふ、金融機關としては戶部銀行及錢舖にして、錢舖の取引最も大なりと云ふ、棋盤街と稱するは其の錢舖街とも稱すべく其の大なるものは數軒ありと云ふ、金満家と稱せらるゝも重に此の錢舖にして、其の店の如きは大門を有し其の取引事務所の如きは其の奥にありて一見して其の何店なるを見分け難きことあり、當地通貨は大取引には銀兩にして、洋錢即ち弗銀又通ぜざるにあらざるも、其の相場の高きは又張家口以上なり、英洋最も信用厚く、墨銀は殆ど通ぜず、小取引に於ては全部一厘錢にして當地は銅錢も通用せず又厘錢にしても毛錢中にて大錢と稱する形の完全にして割合に大形なるもののみ通用し、小錢と稱する沙錢即ち小形なるもの形の不完全なるものは通用せず、商品としては全く見るべきものなく僅かに製革業あるのみ、歸化城一帯に産出する所の穀物は麥、白麵、莜麥、粟等にして、大米の如きは遠く甘肅地方より輸入せらるゝに過ぎざるを以て、一般人民の常食としては粟粥にして、或は莜麥を以て造れる莜麵なり、其の白米を常食とするものは大財主たるか、然らざれば大商店等の大掌櫃的に過ぎず、

交通及衛生

道路は不潔にして而かも壞敗し、修理すること少きを以て、一度降雨に遇へば忽ち泥濘となるは北方支那の通弊なるも、張家口に比すれば幾分上位にありと云ふべく、壞落の如きも張家口の如く甚しからず、然れども一般住民の衛生思想の如きは未だ見るべからず、又醫術の如きも僅かの漢法醫あるのみならず、一度流行病の如き侵入すること

第三章 歸化城

とあれば其の蔓延知るべきのみ、
 道路の區劃は割合に整しく、一度出で、方向を過るが如きこと少なく、而も路傍の軒頭には所々街名を書し以て其の交通に便にす、
 交通機關としては馬車あり即ち張家口のもの多し、遠距離旅行に使用する二套車の馬を一頭になしたるものにして彈力器のあるにあらず、距離により價を定むることなきにあらざるも多くは日極にして一日一吊錢位なり、
 人 口

歸化城の人口は今明かに之を知るべからず、或は曰く十萬或は七萬八萬と號し歸一する所なし、今其の市の面積及び往來模様を見其の商賈客棧等の使用人其の宿泊人數等より考ふるに、其の張家口より多數なるは想像し得べき所なり、市街の略方形にして而かも其の中間には空地を殘すことなく、家屋の整頓並列するは他地方に多く見ざる所なり、次に其の商店員其の使用人を見れば上掌櫃的より夥計學生を合し多きは五十人少きは十人二十人の多數を有し、而も家室の全く大ならざるを見る、之れ又張家口の比すべきにあらず、又貨店客店と稱するものも使用數十人を有するもの五六家あり、其の客人たるや又半永久的のもの、みにして、他地方商人の支店出張店たるもの多く、之れ等の大店には常に二三十人宿泊し居るものなり、其の他小商店小客棧數百あるを以て、市街の面積を見るに南北六里東西二里にして而も其の東西の間には狭所あり空地あり、其の石沙河と稱する邊に於ては僅かに數家を見ざるが如きに比しては、遙かに多數なるを想像せらる、其他喇嘛廟内に住する蒙古人は已に二萬人と云ふ、以上數種の原因より之れを想像推定して七萬餘とせんか、

次に綏遠城の人口に付きては戸數一千餘戸にして、人口四五千との説あり、支那人は幾萬と稱し萬を以て數ふるも、其の地たる商業地にあらずして、殆ど全部滿洲八旗のみなれば、其の家族の以外には使用人をおくこと少なく、如何に多く見積るも五千人位なるべし、
 要するに歸化城は古より北邊の大都會として知られたりと雖も、其の位置山西省の北隅にありて近時開放地となりし迄深く注意を奉かざりしは止を得ざる所なりと雖も、北蒙古新疆の大富源に望み、山西省を控ゆるの要路に當り、近く歸張鐵道の完成を了へ、進んで庫倫に延長せられ、山西省幾億の炭山にして開礦せらるるに至らば其の繁盛や見るべきものあらん、現今其の地理上の位置より見て或は張家口に劣る所あるべきも、決して唯空しく衰亡するものにあらざるべし、

第四章 歸化城より張家口經由承德府に至る

歸化城出發 新城シチエン 大青山ダイツインと元朝諸帝墳墓の傳説 白塔 阿片飲用及び其種類 石人 歸化城土默特に關する研究 遊牧地の概境及土默特旗人の人口 土默特の土地權及開墾の漸進 土默特人の官公役 大青山炭坑の狀況 土默特軍隊費 宗教及慈善事業費 歸化城土默特人の遊牧地に於ける主要修道院 歸化城張家口北街道の旅行 察哈爾遊牧地 ドルベン、フヘット旗 ツイシャ村及道路外狀の變化 南合欠加特力教寺院及白耳義人たる傳導師會の訪問 張家口に至る前途 承德府行馬夫雇入の困難 張家口峽地の自然象及風景 張家口峠僧機圖達巴線に於ける大商路 シー、ホー、チェン事情 支那製鹽業 板申圖村に於ける天然痘 暴徒の首級 何親王牧地 ホリン、ガサルイン、オホ 察哈爾地方に於ける支那住民 承德府管内に入ること 管内行政改革の歴史 溝門子 灤河の橋梁及水流 岩窟誌 ヤンズイワ邑及バインゴウ峽地 小灤河 官地陣營 北承德府の馬車宿 王泉熱水 ゴチャトウン邑 家

畜商況—豐寧縣市—警察勤務の利益—豐寧縣商況—豐寧縣住民の鐵面皮—承德府に至る前途

三月十六日、火曜、氣温午前六時列氏零下二度半、午前九時六度、正午十二時十二度、午後三時十二度、午後六時七度半、午後九時三度。

余は復た張家口に歸るため歸化城の馬車宿より張家口に於けると同一の方法を以て馬車二臺を雇ひたり、其雇入は張家口よりも困難にして、且余は必ず蒙古遊牧地たる北道を通行することを條件としたるを以て、馬車賃も高價となり、一臺に付き一萬五千チエフ即銀二十兩、露貨換算銀約四十留に當れり、然るに歸化城張家口間の交通としては、北道は啻に踏み馴らしたるのみならず、駱駝の隊商及牛車は皆之れを通行す、而かも馬夫は沿道宿料の高價なるを蒙り、蒙古部落に於て馬を飼ふの困難なるを唱へ、一萬三千チエフにあらざして、一萬五千チエフを求め以て約四留を加へたるなり。

旅舎を出でたるは午前八時四十五分にして、舊城要塞の傍を過ぎ、九時五分には既に市外に出で、其れより歸化城新要塞即新城に向へり、此要塞は乾隆四年建設に着手せられたるものにして、此年は西曆千七百三十九年に當れり、此外要塞

歸化城出

北道

新城即ち綏遠城

綏遠城の旗人

に關する歴史詳ならず、余は歸化城滯在中只一回此れを訪問せり、是れ實際に於て一小市街に過ぎず、一大兵舎の外、何の觀るべきものなければなり、此新要塞は支那に於ては綏遠城と稱し、舊城を東北に距ること約二露里にして、此兩市街間は殆んど皆耕地たり、新城は周圍六露里を下らず、城壁の基礎は自然石材を用ひ、其石材は厚一アルシにして、四列に積まれ、城壁は無色煉瓦を以て疊み、南西東の三門を備へ、其門は樓を加へずして高さ各十二アルシあり、要塞の周圍には壕ありて水を湛へ、尙白楊を植ゑたる並木あり、市内には二條の大街路ありて、一は南より北に、他は東より西に通じ、其分岐點に四個の凱旋門牌樓あり、尙ほ此外約二十條の狹隘なる街道あり、新城の中央には矮屋密集し、土着旗人之に住す、此旗人は滿洲人の支那化したる軍人にして、支那兵力を代表し、歸化城衛戍を編成し、其數五千人と稱し、歩兵及騎兵に分たる、住民の意見に依れば、彼の兵は最も甚しき無賴の徒にして、阿片を喫し、飲酒に耽り、時としては醉に乗じて良民を虐げ、勿論兩者の間には爭議絶ゆることなしと云ふ、彼等は皆官給を受け、毎月歩兵は三兩、騎兵は九兩の交附を受く、其宿舎は多くは官物にして、其保存を計るものなきにより半壞狀を示す、矮屋群の中に十戸内外の雜貨商と、外來官吏の宿泊すべ

き三戸の客店あり、商店及客店の營業者は大抵回々教徒たる支那人にして、自ら支那の出生にあらずと爲し、支那人は利を征り物質上の計算及怯懦の爲めに犠牲を供すとして之を侮笑し、自以て大膽なりと爲す、傳説に依れば是等回々教徒は唐朝時代に此地に移り、回々教修業の爲め大同府に赴き、同地に於て亞拉伯語をも研究せりと云ふ、但余は彼等の此語學の力を試験すること能はざりき。

新城に於て最良の建物は、東門側に在る家屋及將軍衙門なるべし、但是等建物は街路よりは門と墻壁の外見えざるにより、詳に評價すること能はず、尙閉鎖せられたる門の上の標記に依りて察すれば、武器火藥庫は要塞の中心に於て凱旋門の西側に置かるゝものゝ如し、余等は徐行して西門より東門に至りしに、其間二十五分を費し、正に十時を以て新城城壁外に出でたり、城壁の東方は滿洲人の墓地連續して殆んど城壁まで延長し、其墓には要塞の勇士を葬ると云ふ、官吏の廟は習慣に依り墻壁を設けて門を備へ、墓には大なる碑を建つ、其碑は時として北京の周圍に於て見るものゝ如く、龜趺上に置かるゝものもあり、但兵の墓には只粘土の丘塚を成すのみ、墓の後方に至れば更に耕地連續して此地方の原野を見たるものゝ目には、耕地中一の住民地なく一の建物なく、一の墓地なきを奇

大青山に
元朝諸帝の
墳墓の傳説

と感ず、是は私有土地にあらずして、政府より土賦特「ガライダー」の宅地兼菜園として給せられたるものなりしも、彼等は既に之れを農民に貸與せるが故に、家を建つるに由なきなり、此の平坦地は東西三露里に過ぎざるも、其の後方には更に平原の接續せるあるを以て、一望瀾如として只東方及北方の遠山を以て限らるゝのみ、而して山岳中北方のものは、道路より二十露里を距て、東方のものは之よりも又遠し、北山は往古祁連山の名ありしが、今は大青山と呼ばれ、遠見すれば平坦優雅なる處と巖石突兀群峯聳立の状を示す處とあり、而して後段の景色は谷の入口に於て尤も好く見ゆ、谷は此山岳に向ひ緩斜を爲して上れるものゝ如し、此地方及歸化城の蒙古人の言に依れば、此山には、特に墓地なしと雖も、元朝の皇帝及皇后は、皆此れに葬られたりと云ふ、張鵬翮も亦此傳説を聞き大に然らんと爲す。

(補)

漠北日記 二十一日行九里入祁連山有土城廢址疑卽碑所云旬城也遠望石峰疊翠入其中則平阜蜿蜒相傳元世帝后俱潛厝此山而不立陵墓。

但大に然らんと爲すは、元朝皇室の墳墓は、支那に之れ無くして、何れに在りや知る者なきが故にこのことなり、余も大青山に關する傳説は歸化城滯在中に於て

も、同地の舊住民より之を開けり、但彼等は元朝の墓地たることよりも、最近東干事件の際、纏頭將軍及ボロ、クズに率ひられ、襲撃尤猛烈なりし蒙古暴徒が、此の山岳の谷に巢窟を構へて活動せしことを、尤も喜びて尤も詳細に聞かせ、尙纏頭將軍は歸化城に於て死刑に處せられたることも物語れり。

余は途中前記土默特ガライダー官有耕地の傍を過ぎ、午前十時四十分支那土默特村落なる沙羅兒に到着せり、沙羅兒は支那の方言、砂地の山手と云ふ意味にして、實際此地點より間もなく沙地となり、耕地は道より遠き處に在らざれば見えずなりたり、午前十一時土默特村落ハラ、ブタを通過せり、村名は曾て此地に鬱生せる草名に基く、支那人は此村をバタイ、ニー、ザと稱す、此地には四手アリヤバ、の小廟あり、廟の主像は中央に在りて、左方に曼珠師利あり、右方にゴンボグ、イルあり、皆粘土製の佛像にして、粧飾を施し鍍金せられたるも、極めて美ならず、壁には十六羅漢の水彩畫あり、其の他廟中何物もなし、廟は一人の老ひて聾せる喇嘛ありて之れを守り、此の喇嘛は陞のシバガン女を親友として同棲す、此僧の言に依れば、周圍の土默特人は皆農業を以て生を營むと雖も、地味不良なるのみならず、土撥鼠と稱する野鼠の甚だしく、田園を荒らすありて、皆貧苦を訴へつゝ、

ありと、行進中注意したるに實際に於て此害獸の棲息處たる多くの土穴あるを目撃せり、此獸は體小なれども害毒恐るべしと云ふ、是れより午後零時五分に到着したる西拉台村までの間は、路傍に僅少の耕地あるのみ、其他は悉く荒地にして、時として曾て耕作せられし痕跡を見るのみ、是より間もなく鹹地と爲り、シャオ、ウ、ロルまで同じ、同地に到着したるは零時三十分にして、之に日中休憩を爲し、午後一時四十五分行を起し、原野中の道路を通り、午後二時二十分ツアガンバイシン村を通過す、此村は土默特人及支那人甚しく混住し、兩者の廟すら同一牆壁内に在り、而して住民は富裕なるが如く、少くとも家屋は珍しく清潔にして、整齊なり、此村より一望耕地連続せり、張鵬翮の記事に依れば、此處に於て有名なる宋塔より遠からずして、周圍五里の土造市街ありとのことなるに依り、余は特に之を注意したるも、張鵬翮の時より既に二百餘年の星霜を経たれば、其市街は既に耕地に葬り去られ、土人は其存在せしことすら知らず、土壁の何れにありしやを指示し得る者も、亦素より之あることなく、開墾中何等かの發掘物ありしとも語る者なし、午後三時バイタル大塔に到着せり、宋朝時代より保存せられたる者にして、遠望すれば巨大なる建造物と見え、近けば更に高さを以て人を驚かす、即其高

は約四十 **サイシエン** に達すべし柱台と七階と屋根とを有し各階の高さは何れも同一なり柱台は圓く古昔の佛陀の像に於ける蓮華狀を成し各階は花板脚を以つて分たれ八角形を成し屋根は塔の全高と調和せざるため稍扁平なるが如く見ゆるも瓦葺にして同じく圓形を成す入口の戸を以つて正面なりとすれば、此の塔は南面の位置を取りたるものにて最下の兩階には各土造の佛の坐像及び豪傑の立像十六體あり第一階には南方に入口あり其の入口の上に篆書にて白色大理石板の六文字あり余は寫真に苦心したるも其の成績不良なりし爲め、遂に之を手寫せり但し近づき難ければ明視せずして寫したるにより果して正確なりや否は保證の限りにあらず此戸は約四 **サイジエン** の上に在りて曾て煉瓦と花崗石を以て階段を附設したりしものなるも今は壞敗し了り材料は附近の住民持去れり故に現今は塔内に入るに由なし張鵬翮は塔内に誌記ありと云ふも余は之を研究する能はざりしを遺憾とす塔の外観は非常に美にして壯麗なる淺浮彫彩色斑紋に富める石及煉瓦の多様な積重あり花板脚は其製作巧妙を極め隆凹の變化多くして驚くべき建造物を示し戸の引手も廣くして彫刻を施す仍て余は全體を撮影したる外特に第一階を撮影して此に挿入すること

白塔兒村

せり(圖略す)

午後三時四十五分此塔を辭し同四時五分白塔兒村に到着せり七十戸あり住民は主として土默特人にして支那人は主として雜貨舖を營む雜貨舖は六七戸あり村に土默特の廟あり支那人廟の如く演劇を行ふことあり是れより原野中の村道を通り買一家兒買岱兒に向ひたり此地は以前三月九日に宿泊せし處なれば今回も之れに止宿せんと豫定せり而して午後四時三十分 **ハシヤトウ** 村を通過せり此村には四十戸あり千手 **アリヤ**、**バロ** 廟あり同じく劇場を附設す午後五時十五分 **チャン**、**マイル** と買一家兒との間の舊道に出で六時買一家兒に着き舊知の旅舎に宿泊せり。

買岱兒

ハシヤトウ

山西人の鴉片喫食

此旅舎は客室不足の爲余は一人の老支那人と合宿せり此老人は歸化城に於ける阿片專業者にして次の收穫賣買契約の爲め附近農民地を歴訪して今歸途に在るものなり其談によれば山西人に阿片喫烟の習慣を起したるは四十年前乃至四十五年前にして罂粟の播種は二十五年乃至三十年前に始まり爾來喫烟も原料作も非常の増加を示せりと此老人も流石に嚮蹙せり尙其言に依れば地方民は最良地を罂粟作に使用し菜園業として多くの手数を加ふ若之に代ふるに

小麥を以てせんか、我々は決して食料の不足を訴ふるの悲境に陥ることなかるべきに、現今山西に於ては殆んど全部北方産の阿片を用ひ、外國品又は廣東阿片を以て支那産よりも品質良好なりと爲し、之れを用ふるものは少數の富者のみ、然れども支那阿片には廣東商人が英國阿片に摸して、人民間に賣弘めんとするもの多く、而して此摸造は皆に其品質を良からしめざるのみならず、寧支那産の特質を消失せしむ、故に支那人中餘り富裕ならざる階級に於て、印度阿片を以て其品質支那品よりも劣れりと評定するは、怪むに足らざるなり。

阿片飲用
及其種類

各地阿片は品質に依り左の如く分類す、即(一)印度又は廣東産、(二)甘肅産、(三)陝西産、(四)河南及山西産、(五)四川及貴州産とす。

老人又曰く、支那人間に於ける阿片評は區々なれども、甘肅及陝西の産最良にして、四川貴州産最悪なりとは、一定せる説なり、價格も亦是等分類に照して高下を示し、四川産は尤も廉なるが故に、平民間に需要多く、一兩に付四百乃至五百吊、陝西産は同八百吊、甘肅産は同九百乃至千吊、外國品は同八百乃至千六百吊とす。

右は仕上げ品の價格とす、而して北支那諸省には現今外國品殆んど路を絶た

んとし、只真正品を喫用し得る少數の富人之を使用するに過ぎず、此の如く外國品輸入の減じたるは、勿論或程度までは支那人の摸造發展したるが爲なりと雖も、亦真正外國品と雖今は内國産の爲め強く競争せらるゝに至りたるが爲なりとす。

三月十七日(水曜)

氣温は午前六時零度下二度、同九時八度、正午十二時十五度、午後三時十五度、同六時八度、同九時零下一度半。

午前七時十分出發、水溜は今尙乾燥せず、前回通行の時よりも多く迂廻せざるべからず、即農民は播種の準備中にして、以前通行せし耕地は隔障せられたるにより、大迂廻を要するなり、午前八時に至り僅に本道に出でたるが、是れまでの距離は買一家兒より僅々二百「サージエン」に過ぎず、爾後其の道に由り、恐くは以前通行したる軌跡を踏みたらん、午前九時十五分石人灣シツチンに至り、石人と稱するの記念碑を撮影せり、物珍し氣に走り來りたる村民等は、刮目して余の作業を觀覽し、石人に關し次の如く語れり、即住民の一般信念に據れば、此石人は古昔の墳墓の遺跡にして、曾て有りし學者は是れ大臣の墳墓の上に立てられたるものなりと

石人灣

確言せり、往昔此地には四個の石人ありて、住民は何等供献する所なかりしと雖も、他の地方凶作の時にも石人附近の農作は毎に豊稔なりしを以て、石人は極めて耕地を守護するものなりと爲せり、然るに是れも古きことなれども、四人の内二人或る明朝の夜を以て消失せり、翌日目醒めて其の在らざるを見たる住民は、以て石人の逃亡なりと爲し、耕地の守護神を失ひたるを歎じ、特に爾餘二人も亦逃亡の意あるにあらざるかと恐れ、之れを抑止せんが爲め、其生命を奪はんことを決し、頭を斷てり、故に現今の石人は一度頭首處を異にしたるものにて、只其頭を元の位置に載せたるに過ぎず、而して消失せる二人に關しては其消息茫として久しく聞えず、何れに遁れたるや何れに隠れたりや知る者なかりしが、多年の後住民中の一人包頭（ハクトウ）に轉去せんとして之に赴く途中、シーバイタル村を過ぎたるに、焉んぞ知らん運びし石人此に在り、其時農民は既に石人の耕地守護力を信ずることを忘れ、之を尊崇すること薄く、溪流漲り石を耕地に運び、年々石人を埋めたるも、住民は耕地の石を除くことを知つて、石人を掃除せんと思ふものなかりき、然るに十年前石人附近村落に突然非常なる凶作あり、是に於て村民始めて石人を回想し、石礫を除き之を石板上に建てたり、故に其時は像の全體を見るこ

とを得たりしも、其後再び下部は土石を以て埋設せられたり、最後に至り住民中には毎年一月一日白馬に乗りて此處に來り、石人の前に香燭を焼き祓紙を供して立去るものありとの説行はる、未だ曾て之と語りたるものなく、且之を見たるものも只二三の老人あるのみと稱したり、然れども住民は毫も之を疑ふことなく、思へらく是れ此に葬られたる者の子孫にして、墓主として參詣するものならん、余は何故に之を確め、又果して其者の墓ありや否やを研究せざるかを問ひたるに、此者は何人も見ること能はず、只八十年賀を行ひたる幸運なる人のみに見ゆ、而して石人灣の住民中斯る幸福の人なきを奈何せん、と答へたり。

石人灣（イロミン）は土默特住民地の東北の境界たり、余等は午前十時二十分此地を辭し、既記の峽地を登り始む、往途に雪の爲め見得ざりし六戸の胡家溝子（フヂヤコウジ）を除くの外、同じく何等特記すべきものを見ず、十一時二十五分此村を過ぎ、十二分行程にしてデューチャンワン村に至り、正午十二時フルレ（フルレ）に到着して之に休憩し、午後一時四十五分同地を辭し、午後三時十分廟溝門村（ミヤウツツ）を通過せり、此村は既記の如く土窟にして、地上の普通建物としては、峽口に横はる岩石上に立てる廟あるのみ、此岩石は恰かも峽門を成すにより、村名の門は之に取りたるものなり、午後四時スイ

大榆樹村

モウを過て其後に大榆樹村あり、此村は均地具を作るの副業あるを以て富みたることを今知れり。

均地具

均地具は歸化城に送りて販賣し、年收三千兩に達し、一戸平均二十兩乃至二十五兩の收入を與ふ、農業外の收入なれば、此の如きは支那農民としては最上等の所得にして珍しき事に屬す、此村より既に日暮れ、午後九時察罕布倫に達す。

今日を以て愈々土默特と分れ、以後此地に還ることなかるべきを以て、余は今夜の止宿所に於て土默特に關する調査事項を整理増補して、整頓せる記事と爲さんと思へり、其調査は一部分は土默特人より直接に聞き取りたることを基礎とし、一部分は歸化城に於て土默特固山衙門より得たる公文書類を閲讀して得たる資料に基きて之れを作り、文書に據りたるものは又聞せる事項より多かりしが、是等文書は現今之に依て土默特の行政を施行するものなりと云ふも、頗る事實に一致せざる部分ありたるを以て、遠慮なく取捨し、以て歸化城の土默特人に關する調査を完結せり、以下之れを述べし。

土默特に
關する研
究

現今政府が歸化城土默特人の爲に割きたる土地は、土默特人の言に依れば周圍千里を超え、北は哈爾哈の達賴罕貝勒旗地と境し、東北はダオチン、ツアガン、ホシ

ユ、バイン、オホ村を以て、ドウルベンフヘツト旗と接し、東は察哈爾鑲藍旗と界し、東南は察哈爾鑲紅旗界、茲に寧遠城管内の官耕地に續き、南は殺虎口に於て長城に達し、西南は黄河を以て鄂爾多斯旗地と分たれ、西は烏拉特の東のグン旗地と接し、西北はバイ、ホンゴル及ケチユ兩鄂博の間に於て、茂明安旗地に接觸す、境界を尙細かに指示するとは非常に困難なるべし、土默特人は歸化城を以て中心と爲すも、是れは勿論地理上より見たるものにあらずして、行政上より考へたるものとし、各地哨所の距離も歸化城より測り、各方面の郵驛路も歸化城より出す、郵驛路は官の書信を送達し、行政官の公務旅行に經由する途なり、哨所は境界中之を置かざる部分もあれば、之に依て詳細なる境界を知ること勿論不可能なりと雖も、猶之に依りて概略の境界を定むることを得たり、元來是等哨所は臨時に設置したる者にて、其後恰かも忘却せられたるが如き姿を以て今日に残存せるに過ぎず、故に境界各地に備はれりと云ふにあらずして、之が設置は乾隆十九年に係れり、即準噶爾との戦争、及土地の疲弊は此時多くの無賴漢と小盜を生じ、是等惡漢は青山に立籠り、私人及官の輸送隊に對して奪掠を行ひたるにより、土地の檢事ホー、チユーファンは奏請して、青山の十一峽に哨所を設け、各所に下士を長とし

て五人の兵を配置し、其兵は一ヶ月交代を以て土默特各旗より召集することゝし、歸化城將軍は毎年十一月哨兵勤務檢閲の爲め、滿洲官吏を派遣することゝ爲せり、然るに青山に於ける危険は、準噶爾戰爭の終了と共に消滅に歸し、哨所は全く必要なきに拘らず、依然として殘存せり、但是等哨所は十九世紀の六十年代末、及七十年代初に於ける最近東干暴動の際にも、多少其効用を顯したりと云ふ、土默特地内に於ける前記哨所は合計十一ヶ所にして、其位置は左に示すが如し、

哨所

- オンゴン 哨所 歸化城の直北に在りて之れを距ること二十里
- カラチン 哨所 オンゴン の東二十里に在りて歸化城より三十里
- オギツト 哨所 カラチン より二十里にして歸化城の東北四十里にあり
- 烏里雅斯台哨所 オギツト を距る三十里にして歸化城の東七十里に在り
- ホリンゲル 哨所 烏里雅斯台を距る三十里にして歸化城の東南八十里に在り
- ケレク 哨所 オンゴン より反對の方向に線を開き歸化城の西北八十里オ
ンゴン を距る八十五里
- テメンフツ 哨所 ケレク の西方六十里歸化城より百四十里

境界

- カルチ 哨所 テメンフツ の西百二十里歸化城より二百里
- スリチャ 哨所 ガルチノ の西五十里歸化城より二百五十里
- ウダ哨所 スリチャ の西五十里歸化城より三百四十里

前記の如くにして歸化城土默特地内に於ては、ホリンゲルより南方に至れば哨所を置かず、故に此方面に於ては哨所を境界として土地の廣袤を算定すること能はずと雖、歸化城より出づる郵驛路は、何れも土默特の境界線に沿へるを以て、此道路の方向を知れば即土默特の境界を概定することを得べし、今歸化城より通ずる官道を擧げんに、南に對しては殺虎口に至る百二十里、西に對しては烏拉特旗界なる包頭察罕鄂博に至る三百四十里、北に對しては哈爾哈の達賴罕貝勒旗界なるハダマル、ウラ山に至る二百二十里、東に對しては察哈爾鑲藍旗界なるチエルテツアガン、フレンに至る百二十里、東南に對しては察哈爾鑲紅旗界及寧遠城に至る百二十里、西南に對しては黃河岸に於ける長城の小要塞に至る三百二十里、西北に對しては茂明汗旗界なるバイ、ホンゴル、オホ村に至る三百里、而して東北に對してはドウルベンフヘツト旗界なる、ダオチンツアガン、オホに至る百里とす。土默特人が滿洲に屬するまでは、既に久しく前記境界内の土地を領有したり、

人口

しも滿洲に隸屬しての後は、其領土は音に増加するなきのみならず、支那政府が之に漢人の移住を許したるため、却て其面積を削小せられたるや疑なし。

土默特人の人口は、詳に知る能はずと雖、其概算を試みむに土默特住民は之を四階級、即(イ)旗兵、(ロ)非戦列勤務の義務を負へる軍籍の平民、(ハ)喇嘛、(ニ)沙畢納爾即種々の修道院及び呼土克圖に屬する平民に分つ、而して土默特官衙には戸口調査書あるも、之に登録せられたる者は、單に演習及檢閲に召集せらるべき旗兵のみとす、今之に依れば、旗民は騎兵六十中隊(ヌムン)に分れ、三十中隊づゝ二翼に集合す、之を示すこと左の如し。

左翼		戸數	人口
第一甲喇の管轄する五中隊	上	三三七戸	一、五七二人
第二同	上	二八七	一、三一一
第三同	上	四七五	二、五九五
第四同	上	二六七	一、二二九
第五同	上	二六一	一、五七三
第六同	上	二二六	九八八

右翼

第一甲喇の管轄する五中隊	上	三〇四	一、四四九
第二同	上	四四一	八〇一
第三同	上	三九七	一、六一四
第四同	上	二九二	一、三二一
第五同	上	二八九	一、二二七
第六同	上	四二〇	一、九〇〇

即左翼三十中隊合計千九百五十三戸、九千二百六十八人、右翼三十中隊千四百四十三戸、九千三百八十八人にして、歸化城に於ける土默特旗人の總計は戸數に於て四千九百六十六戸、人口に於て一萬八千五百七十六人なり。

是等住民の大部分は村邑に定居して農業に従事す、其村邑の數は左翼三十中隊の分二百九十六、右翼三十中隊の分二百二十六個、合計五百二十二個所にして、土默特人のみ居住す、而して大村邑には二人の村長を置き、小村邑には一人の村長を置く。

土默特人中遊牧生活を爲すものは、青山の北方に住する土默特三中隊にして、

其遊牧地は茂明汗地境界に近き **フヤクトウ、オボ** を中心として四方に広がる、其細小なる地名は詳ならずと雖も、此遊牧地内に於ては旗兵及普通の旗人、竝種々の寺院に編入せられたる沙畢納爾皆其の牧地及創設せる村落に混住す、而して現今は支那商民及農民の土着せんとて此遊牧地に來住するもの年々増加すと云ふ。

前記一萬八千五百七十六人は、土默特の土着及遊牧者を通じ、老幼男女悉皆を包含せる員數にして、最近戸口調査は千八百九十年に行はれたりと雖も、其統計を得ざりしにより、前記の數は千八百八十七年の調査に係る官の戸口表に依りて示したり、時間不足の爲前記最新の資料を得ず、又二三の資料を比較研究するを得ざりしは遺憾なり、尙土默特の戸口總調査は三年毎に之を行ふ規定なりと云ふ、而して其調査は先づ固山衙門に於て副都統より報告を出さしめ、之に基きて二人の官吏を派し、其官吏は右翼と左翼を分擔し各村邑及遊牧部落を巡廻して戸口を算す、但暴徒の部落及暴徒の占領する村邑は之を除外す、而して其名簿の處置は哈爾哈に於けると反對にして、直接之を理藩院に送致することなく、先づ歸化城都統に送り、同都統は別に支那人戸口調査書を調製し、兩調査書を同時

に山西の昂邦(補)巡撫の事ならんに提出するものとす。

土默特旗人の戦列現役兵は五千人にして、噶布什賢即ち近衛兵たる前衛輕騎兵二百人、撥什庫即ち下士三百六十人、普通兵四千四百四十人とす、普通兵は千人づゝ順番に毎年春秋二季に一ヶ月間づゝ検閲及軍事教育練習の爲歸化城に派遣せらるること既記の如く、爾餘人員は一ヶ月交代に種々の官衙及哨所の勤務並輸送等に從事して服役す。

土默特平民及一回も召集せられたることなく、又戦列勤務を執りたることなしと雖、軍籍に編入せられたる者、竝沙畢納爾の人口は千八百八十七年、光緒十三年の調査に據れば、五萬二千八百四十三人にして、其戸口調査書は浩瀚なるため提供し難しとて、**ガライダー**は余に之を口述せり。

前記人員は事實上軍人にあらずして農民なるを以て、余は土地問題に注意して之を調査したるに、或程度までは土地關係の歴史すら研究知了することを得たり、以下之を述べむに、康熙及雍正時代に於ては支那人の此地方に移住する者漸く多く、土默特人は之に對して耕作に適する土地を讓渡するに至りたり、然るに土默特人は土地坪數に關する一定の計算を知らざるが故に、自然支那人との

土默特の土地權の漸進

間に境界の紛議續出し、遂に裁判を仰ぐに至りたるを以て滿洲官憲は此弊を除
去する爲め、先づ土默特人に土地の計數を知らしむる方針を採り、滿洲制により
最大單位を德里ヘンとし、最小單位をイマリとして、之れを教示せり、德里ヘンは
幅三百 サージエン に長千八百 サージエン の面積にして、イマリは幅三 サージエ
ン長十八 サージエン の面積とす、然れども此方法は事を補ふ所少くして、土默特
人相互間にも争議紛々たる状況となりたるにより、歸化城將軍デーは、乾隆八年
奏請して、土默特土地占有に關する一定の規則を制せんとし、之が爲め土默特人
の戸口及耕地並に牧地の總調査を行ひたるに、耕地七萬五千〇四十九 德里ヘン
人口四萬三千五百五十九人にして、其使用土地の坪數は極めて異同あり、即住民
の十分の一に相當する二千五百五十六坪は、僅々三百三十四 德里ヘン、八十八イマ
リを耕するのみにして、土地を有せずと云ふも不可なく、二千八百十二坪は全然
土地を有せざりき、故に土地を要する人口は、總計四千九百六十八戸なり、仍て政
府は爾餘三萬八千五百九十一人の使用する土地、七萬四千七百十四 德里ヘン、十
二イマリの内より、四千六百三十三 德里ヘン、十二イマリを割きて、之を土地不足
なる住民の耕地三百三十四 德里ヘン、八十八イマリに加へ、以て之を前記四千九

百六十八戸に割り當て、毎戸一 德里ヘン を給したり。

前記新配給を了りたる後、土默特には尙共用地として牧場一萬三千二百九十
五 德里ヘン、十四イマリを存したりしが、其後三十年を經過せざる乾隆三十七年
に至り、政府は此牧場の内に二千二百四十四 德里ヘン、八十八イマリを割きて、一部
分は官の牧場に取り、一部分は其頃家畜を消費し盡して遊牧し得ざりし貧民に
分與し、同時に黄河より灌漑する有水牧場二百九十九 德里ヘン、八十八イマリを官
用に取り、耕地と爲したり、是れ政府の土默特より割きたる最後の官有耕地にし
て、私有耕地も其後繼續耕作せられたり、然るに嘉慶五年（一八〇〇年）歸化城官憲
は、乾隆時代の後半期中富裕なる土默特人は富力増加を計り、更に新地を開墾し、
以前牧地として配給せられたる土地千四百五十 德里ヘン、七十八イマリを耕作
せりと報告せり、仍て地方官憲は此事實に基き、借地料を徴し、其収入は之を貧困
なる九百戸の土默特人に配給せんことを奏請し、裁可を得たり、然るに其開墾者
は、此徵收に應じて何事をも爲さざりし、貧民に自己の収入の多くを割くときは、
農作上利益を見ること能はざるにより、幾もなくして其耕地を放棄せり、而して
五年の後は等放任地は、之を前記九百戸に分與すべしとの嘉慶帝の上諭ありた

り、爾後遊牧土默特の耕地は、七萬八千九百七十四デリヘン、三十八イマリ、不可耕地にして牧場に指定せられたるもの九千三百六十九デリヘン、七十六イマリと定り、牧地中の一部分は現今開墾せられたるものありと雖、其量甚だ少し、良地は最初より耕地に充てたるを以て、此牧地の新墾部分は恐らく千デリヘンを超ゆることなかるべし。

沙畢納爾は同じく前記土默特人中に加へられ、之と同じく土地を利用す、而して喇嘛即土默特僧侶は、土默特社會の各階級より出でたるものにして、大體に於て一定の土地配給を受くることなく、信徒たる平民に養はる、土默特人は此の如くにして、前記勅裁に依る土地を利用し、之を主要なる生計の資源に充て、之に對して官公勞役に服し、且若干の税を納むる義務を負ふ。

土默特人の官公役

官公勞役は一ヶ月交代にて行ふを普通とす、種類中余の知り得たるものを左に擧ぐ。

- 一、既記十一ヶ所の哨所に各五人の兵、及一人の下士又は士官を毎月派遣すること。
- 二、歸化城警察署に毎月官吏二人兵四十人を派遣すること。

- 三、歸化城管銀倉庫警衛の爲毎月官吏一人兵十人を派遣すること。
- 四、前記管銀倉庫の運送の爲二人の兵を派遣すること。
- 五、武器庫警衛の爲毎月官吏一人及兵五人を派遣すること。
- 六、固山衙門衛兵として毎月官吏一人兵五人を派遣すること。
- 七、歸化城練兵場維持の爲毎月官吏一人兵五人を派遣すること。
- 八、歸化城四門の警衛の爲各門に毎月官吏一名兵九人を派遣すること。
- 九、歸化城倉庫警衛の爲毎月官吏一名兵六人を派遣すること。
- 十、歸化城大廟雜役の爲毎月兵十名を派遣すること。
- 十一、孔廟警衛の爲毎月兵四人及小使二人を派遣すること。
- 十二、神農廟維持の爲毎月兵三人を派遣すること。
- 十三、固山衙門書信送達及警衛の爲毎月兵五人を派遣すること。
- 十四、陸軍省支廳に毎月書信使たる兵五人及出張の爲兵十人を派遣すること。
- 十五、大藏省支廳に毎月書信使として兵五人及出張の爲の兵十人を派遣すること。
- 十六、近衛陣營書信使として毎月兵六人を派遣すること。

十七、練兵場事務所書信使として毎月兵六人を派遣すること、
 以上兵員は、皆市内を離るゝことなく服役するものとす、此外に曠原に於て勤務するものあり、左の如し、

十八、曠原に派遣せらるゝ爲衛門に兵三十二人を置く、
 十九、十二甲喇章京に屬し每人傳令使たる兵一人雜役兵二人を置く、
 二十、六十中隊長每人傳令使一人從卒二人を置く、

二十一、黃河の渡場も土默特人の特別勞役に於て、該渡場は曠原に二ヶ所あり、
 一は歸化城の西南百八十里のフタン、ホシユー村、他はフタン、ホシユーの西北に當り歸化城より二百四十里のモタイ村に在り、各渡場には船三隻を備へ、兵三十人及之を監督する章京一人並ムンド井一人を派遣し、派遣せられたる者は何等給與を受くることなく、自費を以て生活し任務を盡すべきものとす、但此任務は土默特人の重要視する所にして、經驗に依り或る程度の熟練と動作の敏活とを要するを以て、之に特典を與へ、成るべく交迭せしむることなき如くす、其任務は兩岸より渡河を辨するに在りて、渡船老朽し又は破損したるときは、其更新及修繕は沿河村落を管轄する官吏の責任とし

是等官吏は管内の牧民に賦課して、其經費を徵收し、以て修繕及新調を行ふ、
 (ボタニン)氏は千八百八十四年、フタン、ホシユー渡場を渡れりと稱するも、其渡場の組織に就て記述する所なく、只二隻の船を用ひて渡り、其内一隻は駱駝十六頭を積載し得たりと報す)

二十二、土默特人全部の負擔する勞役に於て、輸送の勞役あり、土默特人は其地内に一定の官道を有すと雖、喀爾喀に於ける如く郵驛を設くることなし、曾て官吏にして旅行するとき、各自の官衙の馬を用ひて出發し、途中住民の馬を見るときは、直に之を徵發して官馬に代へ、更に住民の馬を見出す處まで十里にても十五里にても行進して之に代へ、以て隨意に民間の馬を徵發するの規定なりしが、其後支那人の移住するに至り、土默特人は支那人が土默特人と同一の生活條件にてありながら、輸送の勞役を負擔することなく、官に於て獨り土默特人の馬を徵發するは、不公平なりとの苦情を提出せるにより、嘉慶八年支那皇帝の勅裁に依り、旅行官吏にして急務を帶ぶる者は、特に歸化城昂邦及固山衙門の證票を携帶するものゝ外、途中土默特人及支那人の馬を徵發することを得ざるの規則定められ、之に反するものは、嚴責を受

金納税に關しては詳ならざるも、地税の制あること疑ひなきが如し、但其税率は地味の良否、土地の市街を距る遠近、利用者の人物、開墾年數等により差あり、然れども、多くの金納税の種類、及其課税方法等は時間不足の爲、充分に之を研究すること能はざるにより、只其例として若干の事項を示さむに、固山衙門は大青山谷地に於る支那人の耕地に對し、年額三百七十兩の税を徵す、該耕地中最廣大なるは、ハルギリ谷地とす、尙大青山谷地中、ガンチヨルワ、メルゲン、ノムンハンのシャビナルの耕地及帝國近衛隊所屬耕地より、百四十八兩五錢六分四厘を徵收す、此外固山衙門が國税として徵收する税種、及税額は、余の知り得たる範圍に於ては左の如し、

- 一、歸化城及其周圍に於ける官宅、及官舖並 オンゴン、ダバン 方面に於て大青山兩側に建設せられたる官宅、及官舖に對する税銀五百兩
- 二、「オルゴン、ダバン」、「フルトウ」、「ノモホン、アスツト」、「ブムバ」、「フチルトホイ」等の官邑に於ける官有耕地に對する税銀九十餘兩
- 三、歸化城小質舖及貸付銀行に對する税銀千兩

大青山炭坑の情況

- 四、土默特人家屋賣買の際に徵する、價格一兩に付一分百分の二 税、並證書官印押捺税每件八錢(註、契税)
- 五、大青山炭坑税一包に付千吊二百包分二萬百吊本坑は乾隆三十三年歸化城將軍 フーリヤンの上奏に基き、次の條件を以て土默特人に採掘權を與へられたり、即ち(一)大青山各地の「ハマル」、「アリマトウ」、「ツイン、シユイ、ホー」及「ハラウヘルトウ」四ヶ所の炭坑に徵税の爲、各坑に中隊長(牛录章京)及「フィンデ」邊什庫即近衛十人長相當官各一人を派遣し、甲喇章京を置きて之を總轄せしむ、(二)各坑收税官は各自の規定に依り徵税し、毎月其收納金を甲喇章京に提供し、甲喇章京は之を固山衙門に送る、(三)各坑より徵收する税目、及税額は毎年之を定む、(四)徵税額總計は二百萬吊に達するを要す、(五)徵收額の十分の三は炭坑を監視する官吏、及兵の給與に充て十分の七は固山衙門金庫に入る、(六)新に採掘を出願する者あるときは、之に試掘許可證を交付し、官吏を派して實地を見分せしめ、採掘に着手すべき場所あるときは、一定の捺印せる採掘許可證を出願者に交付す、(七)着炭したるときは、更に採炭證書を交付し、最近坑の官吏をして之を監視せしめ、次の税を徵せしむ、(八)舊坑の採掘年數を重ね、

其出炭額減少して納税額を辨するに足らざることあるも、減税することなく新坑の數増加することあるも、徵税總額を増加することなし、次に固山衙門の支出すべき經費は左の如し、

- (一) 固山衙門大藏陸軍兩省支廳及檢察官衙筆紙墨料毎月六兩四錢、此支出は雍正十三年三月、理藩院の規定に基く、
- (二) 前記官衙燃料費として冬季三ヶ月間分二十兩餘、
- (三) 雍正十三年八月政府の發布せる規則により、毎年春秋孔廟祭典費として八十兩餘、
- (四) 炭坑税の固山衙門金庫に入るものは遠地派遣將校に三千二百吊、同下士卒に千六百吊、を給與し、年度了りたるときは五十萬吊を上長官士官及下士卒の賞與に充て、其剩餘は銀貨に換へて保管し、土默特軍隊武器修繕費に充つ、
- (五) 土默特軍隊檢閱及練習の爲並毎夜行ふ歸化城城壁號砲發射のため要する火藥購買費年額二百九十兩、
- (六) 現今に於ては只歴史的意義を有するのみなる古文書を閲したるに、其中

土默特軍隊

に乾隆二十六年より固山衙門は、大青山に於ける支那人耕地に對し税銀五百九十兩を徵したりしが、此税額は漸次減少したることを示せり、現今は三百七十兩を越えざるべし、之に既記ガンチヨルワ、ケゲンのシャピナル、及近衛軍隊の耕地税五百十八兩五錢六分四厘を加へ、其内より百兩は固山衙門に於て公共團體費に支出し、又遠地派遣者の食料として、每人將校四兩下士卒二兩を給し、殘餘は前記官吏中特に勉勵したる者に賞與す、

(七) 神農廟祭費としては、官耕地の穀類を徵し、一部分は現品の儘供獻し、一部分は賣却し其代金を以て諸費を辨す、此經費の支出に關しては五年分を一括して會計報告を主務省に提出す、

前記支出款項に就て觀察するときは、固山衙門の軍隊武器費は甚僅少なるが如しと雖も、是れ別に基金を有するが故にして、前記の如く炭坑税の一部分を武器費に充當すべき規定は、乾隆三十七年に制定せられ、爾來其使用を節約したるため、四十三年を経たる嘉慶十九年に於ては、千二百兩の基金を積み得たり、尙乾隆四十八年には、當時未だ準噶爾人の不斷の襲撃を忘れざるときにして、歸化城將軍スン、チユンは六十中隊に對し、土默特の常時軍備を保障するため、馬及駱駝

を購買する費用の寄附を勸誘したるに、土默特人は喜んで之に應じ、馬千頭及現銀一萬兩を提供せり、仍て將軍は其銀を以て駱駝五百頭を購買し、之を上奏せり、然るにスン、チュン^{ホト}の後の諸將軍は、駱駝の無用なるを主張して之を上奏し、乾隆六十年將軍ユン、クン^{ホト}、遂に此家畜の飼養を廢するの勅許を得て、同年五百頭の駱駝を公賣に附し、其代金收入一萬兩は年一割二分の利息を以て、歸化城質商に託し、利子は年四季に之を收め、固山衙門倉庫に保管することゝ爲したり、又嘉慶四年將軍ホー、ユン^{ホト}は、上奏して烏里雅斯台要塞の需要する穀類、及茶の購買の爲歸化城に往復する烏里雅斯台軍人を出迎し、及護衛するため、大青山の北側、チエケレム、テイ^{ホト} 及ブルガスタイ^{ホト} に各一驛を設け、之れに土默特官吏を派遣することゝし、其官吏の給與は前記利息を以て支辨したるも、是れ以外には利息收入金を消費したることなかりしにより、其利息も亦二十年間には積りて一萬兩に達したり、嘉慶十九年新任歸化城將軍、ゴルフング^{ホト} は前記二驛の官吏給養費は二千兩に對する利息を以て充分なれば此額に減じ、殘餘八千兩は武器費に充てたる一萬二千兩と合し、月一步の利息を以て貸付くるの件を上奏して裁可を得たり、而して其利息は最初全部武器費に使用する豫定なりしも、千八百五十年代より其一

部分は固山衙門の刑事檢察部に屬し、犯罪の檢舉及防衛を任務とする官吏四人及兵六十人の給與にも充てらるゝに至れり。

歸化城將軍の官制は、乾隆二年に起り、爾來交迭尤も頻繁なりしも、其名簿を悉く記すれば、讀者煩に堪へざるべきにより之を略し、茲にスン、チュン^{ホト} 將軍以來、武器基金に關係多かりし者のみを記す、即左の如し、

姓 名	任 命 年 月
スン、チュン	乾隆四十六年五月
ウルトウ、ナスン	同 四十九年五月
チ、フー	同 年十月
スン、チュン(同名異人)	同 五十一年二月
シン、チャオ	同 五十四年二月
滿人トウサンガ	同 五十八年十月
ユンクン	同 六十年二月任官同十一月退官

にして十四年間に八人の將軍交迭せるなり。

固山衙門に於ける慈善事業、及宗教費は、常に支出の下位を占む、慈善事業費中

特に記すべきものは、寡婦及孤兒に對する救助費にして、此費目は乾隆三十七年より之を計上し、當時官地百九十三デリへ四十二イマリを土默特組合に割與し、其借地料の内三百一兩以上を六十中隊の貧困なる寡婦及孤兒に配給することゝしたり、現今此收入は多額に上りたるも、毎年特に凶年に於ては、尙迥かに貧民の全部を救ふに足らずと云ふ。

宗教費は特に執行衙門の無視する所にして、土默特修道院は全然之を放任し、只官廟のみに配慮す、而して官廟中第一位に置かれたるは、多倫諾爾に在るものとす。

土默特が廟の事に與りたるは、乾隆帝即位後にして、其時理藩院は、固山衙門をして四人の土默特喇嘛を多倫諾爾に派遣せしめ、爾來其四人の喇嘛は同地に常住し、其内死亡其他の事故ありて欠けたるときは、多倫諾爾札薩克喇嘛より歸化城、札薩克喇嘛に、候補者撰定補欠を依頼し、後者は土默特僧侶全部の内より之を撰定送遣することゝなりたり、右四人の給與として、固山衙門は、毎年百九十二兩を支出し、春秋二季之を受領するため、多倫諾爾のニルバは歸化城に派遣せらる、此受領者が歸任するときには、歸化城より四人の護衛兵を附することゝせり。

宗教及慈善事業費

土默特人の土地に於ける修道院

土默特の修道院に關しては、既に記述したるも、今亦住民の言に依れば、左記のものを加ふと云ふ、以下順次之を述べし。

- 一、ウルシエン、アブラケチ、スメ、此等は戈壁の中トリブラク村に在りて、亞爾泰街道トリ郵驛に近し、雍正十年の建立にして、一箇所に限られ、主廟の面積は三間にして東西に側廟あり、面積二十間ありて、フラル祭執行處とす、北側には喇嘛の宿舍あり、生徒も之に收容せらる、面積五間とす、大門は三間にして、兩側に小門あり、此等の給與として、乾隆二十年七月規定せられたる支出額は、左の如し、
 - (一) 香料及供饌調辨費年額四十兩、
 - (二) 土默特より派遣せられたる大喇嘛一人食卓料毎月十兩、
 - (三) 大喇嘛生徒六人同月額五錢宛、
 - (四) フラル祭を執行する喇嘛二十人に對し、毎月一兩の割を以て合計銀三百兩、
 - (五) 喇嘛二十七人分食料として七十九クリとす、

但閏年には總額に於て銀二十五兩と米六クリを増加す、

二、ナスダ、アサルトルウ、スメ、此寺院は歸化城の西方に當り、市より六十里にして、

山岳の南側に在り、順治時代に於て **ツアガン、ダヤンチー、フトフト** 其建立に着手し、主廟を竣工したる後、康熙帝に上奏し、保護を請願して勅名を得たり、其名は門上及祭壇上に題せらる、而して該呼圖克圖は最初の寺主となりしが、嘉慶二十三年十二月没し、現今は大喇嘛ありて之れを管理す。

三、**ブヤニ、マンダグルヒチ、スメ**、此寺院は歸化城の東北 **オキツト** 山谷に在りて、山岳の商側に沿ひ延亘す、市を距る六十里なり、順治時代 **エルデニ、ダヤンチー、クホト** 之を建立し、康熙時代の五十二年奏請して勅名を得たり、寺の實務は別に大喇嘛ありて之を管掌せりと雖、當時該呼圖克圖を寺主としたり、此寺は最初より發展迅速にして、寺主を有する附屬廟をも有するに至り、嘉慶二十三年十一月、理藩院の規定に依り、第二附屬廟管理者 **第二札薩克大喇嘛シレツツオルチ** は免せられたりと云へば、之を以て見るも少くとも二個の附屬廟を有したりしことを知るべし、但此寺院は道光十八年火災に罹り、爾後又往時の盛況を呈する能はざりしと云ふ。

四、**ブフニ、ノモガツハフチ、スメ** 此寺院は前記の寺院を西方に距ること二十里にして山中に在り、**ドウング、ハダ** と稱する岩石の高峯より流る、溪流の源に近

し、此寺院の起原に關しては多種の傳説あり、明朝萬曆時代土默特人が初めて喇嘛教を崇信したるとき、有名なる出家 **ツアガン、ラマ、ラシ、チャムツオ** 何處よりなるを知らざるも、突然歸化城に出現し、其後市の西方約八十里の山岳に入り、**トヴンハダ** 巖峰附近に苦行を重ね、佛典を読み佛則を究め、精神の修養に努力し衆生の幸福を祈り、合掌して沈思默想の生を送り、丁卯の年歿したり、丁卯は多分千六百二十七年なるべし、其年 **トボ、ダヤンチー、ラマ、ブリンライ、チャムツオ** 前者に代りて弟子を指導し、**ボオバイ、バダラフ** 山附近の **ドウング、シャラ、ハダ** 谷に於て、**ウストウ、ゴル** 原頭に五間の廟を建て、自身は **「ラマ、フワラク」** 及衆生の幸福を祈る爲め、**ドウング** の岩窟内に籠り居ると七年にして苦行を重ね、佛則佛學を會得し、順治十二年に死せり、沈思默想後三十年の久しきに亘れる也、其死後高弟 **「ツアガン、ダヤンチー」**、**「チャハル、ダヤンチー」**、**「エルデニ、ダヤンチー」** 幾人もなくして各自住院を設けたるにより、**ドウング** 寺院は殘留する弟子中の高級者たる **チヨイ、チャブ** 其の寺院を管理したりしが、彼は順治十五年に **ドウング** 山の麓に九間の大なる **ドウガン** を建て、使を班禪額爾德尼に遣し、寺名を得んと請ひ、西藏より「平安を布く寺」と云ふ名を受けたり、其後 **チヨイ、チャブ、ダヤンチー、ラマ** は

フワラク 及一切衆生の幸福を祈る爲め、約三十年間沈思默想し、康熙二十三年歿したり、翌二十四年此喇嘛の呼畢爾罕出現し、ナワン、チヨイムビル と呼ばれて、康熙三十三年寺院の壇上に上れり、二年後（一六九六年）ナワン、チヨイムビルは、天子に五個の哈達、一個の佛像及四頭の馬を獻じ、康熙帝は此機會を以て彼を祝福せり、康熙五十九年、國庫は、此寺院修築の爲めに資金を支出し、寺院は位置を少しく河源の下方に移して新築し、雍正二年之を奏したるに、天子四十人の喇嘛定員を制し、大喇嘛一人をして總轄せしめ、呼畢爾罕は、行政に關することなく、宗教専務と爲れり、乾隆二年ナワン、チヨイムビル死し、其呼畢爾罕は二年の後に出現し、乾隆十一年壇に上れり、四十四年喇嘛は更に寺の修繕に着手し、之を終りて理藩院を經由し、寺名を奏請して今の勅名を得、定員に尙ゲスクイ二人、ダテムチー二人及定員フワラク二十人を加へられたり、爾後寺は何等の異動なく以て今日に至り、大喇嘛之を統轄し、寺の最高位は、フビリガン、チヨイ、チャムブ、タヤンチー、フトフト 之を占む。

五、俗にチャハル、ラマ、チユー と稱して知られたる寺院 此寺院は歸化城の西北に於ける山岳の南側に在りて、市を距る約二十里なり、傳へ言ふ往昔察哈爾人が

尙平和生活を送りたる時、西歸化城山に一人の出家來れり、人は其本名をオミ と呼び、ツアンバ 姓の出なることを知れるも、皆之を チャハル、ダヤンチー、フトフト と綽號せり、此人多年沈思默考し、明朝萬曆三十四年ナラストアイ 山の南側バルン、ウストウー 河源に廟を建てたりしが、年月を経たる後此廟朽傾したるにより、乾隆四十七年之を修葺し、歸化城僧侶の首領札薩克大喇嘛を経て上奏したるに、乾隆帝は此廟バヤスフラン、バリドルガスメの名を賜ひ、管理の爲め、大喇嘛を特任し、宗教上の首領としては、フビリガン、チャハル、ダヤンチー、フトフト を任すること故の如くせり、然れども呼畢爾罕中、行政事務に干渉せるものも數人ありて、嘉慶二十三年 フビリガン、チャハル、ダヤンチー、フトフト は、歸化城寺院全部の第二札薩克大喇嘛に任せられ、道光時代病を以て免せられたりと云ふ。

六、俗にバルン、ウストウスメとして知られたる寺院 此寺院は前記住院の別院の如きものにして、チャハル、ラマ、チユー 僧團中の マンラム、バツオルチ、ロブサン、ワンチヤル、自己の爲ウストウ河畔に廟を建てたるもの即是れなり、位置はチャハル、ラマ、チユー より稍東北に在りて、歸化城との距離は同じく二十里なり、歸化城札薩克大喇嘛を経て之を理藩院に報告し、理藩院より奏請して、乾隆五十年シャ

チン、バヤスフランドウ、スメの勅名を得たり、現今此等の管理は舊に依り、フビリガン、マンラムバ、ツオルチーに委せらる。

七、ブヤニ、デリゲル、フチー、スメ、チャハル、ラマ、チユーの他の弟子なるゲルン、バヤスフラン、康熙三十五年リ、スー村に廟を建て今此勅名あり、如何にして勅名を得たりや、文書の徴すべきものなきが如し、此廟は歸化城の西南百三十里に在り、フビルカン、バヤスフランドルンは今も此に住す。

八、ウストウスメ、此寺院は歸化城の西北ウフトウ、シヤラ河谷に於て、山岳の南側に在り、市より二十五里にして、康熙時代喇嘛、アワン、ダムビルは歸化城のシレツ、チユーのツオルチーの職に在りて、チン、ツオルチ、ラマの名を以て特に顯はれたりしが、皇帝の命を遂行し、諸方に派遣せられて事々殊功を奏し、其賞として天子より錢を受け、千六百九十年其錢を以て廟を建てたるに、天子之を知つてウリゼイギ、バダラ、グルフチー、スメと名を賜へり、ウストウスメは俗稱なり、然るに後に至りツオルチー、ラマの呼畢爾罕現はれず、且ウストウスメに喇嘛の常任すること少かりしを以て、此寺は建立者アワン、ダムビルの出處たりと云はる、歸化城のシレツ、チユー附屬と爲れり。

九、ツアガン、ハダイン、チユー 此寺院もシレツ、チユーと關聯すれども、康熙時代の建立なるか、將た之よりも早く順治時代より存立せしものなるか詳ならず、但歸化城のシレツ、フトフトが自己の管下のシヤビナル過多なるが爲、便宜上歸化城廟の外に一廟を設けんと企て、地を歸化城の直北山中に撰び、ウランツアブ村に之を建て、天子に奏して、エグリテ、エンケ、ボルガフチー、スメの勅名を得たりと云ふ、ツアガン、ハダイン、チユーは俗名なり、其頃喀爾喀より歸化城曠原に公主來り、自己の爲市の北方に於ける谷地に殿邸を建て之に居れり、此殿邸より稍北方にウランツアブ村あり、前記シレツ、フトフトの廟は此村に巍峩として聳へたり、然るに佛徒の意見に依れば、廟を住宅の後方に置くは神罰恐るべしと爲したるを以て、公主之を他處に移さんと企て、之が爲一萬兩を歸化城寺院に與へたるに、其喇嘛等はツアガン、ハダと稱する山岳の南側に於て、ウストウ河東の谷に地をトし、以て其住院を之に移したり、爾來廟はツアガン、ハダイン、スメの名を得たり、位置は市の西北に當り、市より約二十五里となれり。

十、シヤラ、ムレン、チユー 此寺院もシレツ、フトフトの建つる所にして、歸化城山岳の北側、シヤラ、ムレン村に在り、村は同名の河にあるを以て名づけらる、乾隆三

十四年建築を了りシレツフトフト之を奏して、フタラ、ニグレスフチ、スメの勅名を得たり、市の直北百五十里に在り、シヤラ、ムレン、チユーは俗稱なり。

十一、チトウク、スメ 此寺院は、康熙三十六年、ザサク、ダーラマフンツクの建立する所にして、寺名は所在地の名に基く、村は歸化城より南方連互する山岳の南側に在り、市を距る二百里と稱す、此寺は勅名を有せず、未だ曾て奏せられたることなきが如し。

十二、ナンチータイン、チユー 此寺は歸化城人通常此く稱す、傳説に依れば喀爾喀出身者の建つる所にして、康熙時代第一年、ザヤ、パンチタフトフト部下百人餘の沙畢納爾と共に、天子に謁せんが爲め、喀爾喀の札薩克汗旗より北京に赴きたるに、皇帝は之に南方に移り歸化城に居らんことを勧めたり、仍て呼圖克圖は之に従ひ、ハルチン河谷の頂上に廟を建てたるもの、如し、其地點は、チルガラントウー 山麓に在り、奏してサイン、エルヒレフチ、スメの勅名を得たり、位置は歸化城の東北百里にあり。

此傳説は歸化城人の余に語りしものにして、ザヤ、パンチタの人物疑はしと雖、聞ける儘を記す、有名なる準噶爾の最高喇嘛にして、カルムイク文字の發

明者たる、ザヤ、パンチタの死は、史に據れば寅の年（一六六二年）仲秋二十日にして即康熙第一年なり、此年の始、ザヤ、パンチタは準噶爾に在り、初夏西藏に赴き、途中鄂爾多斯に至る、而してタリム河畔の沙漠に於いて麻痺病に罹り、一ヶ月許にして死す、故に康熙第一年に天子に謁したる理由なし、之に次ぎたる彼の呼畢爾罕は、初め西藏に住し、同地より喀爾喀に移れり、是等事實を綜合するときは、歸化城人の言を眞なりとしてみ、蒙古には、同名異人のザヤ、パンチタ二人ありしこと疑なきが如し、尙研究を要す。

十三、ドウグイン、スメ、此寺院は歸化城人が「異國の呼圖克圖に依りて建てられたり」と稱する寺院にして、歸化城の西南トクトホトの正東南に在り、其創立者は章嘉呼圖克圖にして、現今構内には別に呼畢爾罕の住する者ありと雖、寺は尙は章嘉呼圖克圖に隸す。

又た前記の事情の如くにして、ガンチヨルワ、メルゲン、ノムン 汗の呼畢爾罕は歸化城の西北五十里に、自己の爲二個の寺院を建設せり、此等寺院は、アルバイシ ン山峰の谷に在り、何れも勅名を得たり、即ち左記

十四、ウニデ、ブヤントウー、スメ

十五、シヤチニ、バダラグルフチー、スメ

とす兩寺は別なりと雖、とも一人の喇嘛之を管轄し、ガンチヨルワ、ノムン汗の呼畢爾罕は希望に依り、兩者中の此寺又は彼寺に住すと云ふ。

歸化城管内の喇嘛古刹として左のものを擧ぐべし、

十六、アイダリン、スメ 歸化城の西方二百里に在り、大門の石に支那の古文を刻す、其文意は左の如しと云ふ、

大明朝丙(丁)……(支名不明)の年順義王の孫、ダイチン、タイチー(大青台吉)の配偶女たる「マチジン」マイダリ の廟を創建し、リン、ヂュー、スイ と名づけたり。

十七、ブヤニ、イレフテフチー、スメ 此寺院も古きこと前者に譲らざるが如し、歸化城の西方の山中フゼイ村に在り但創建の年代及關係者並寺名勅賜の状況等は文献口碑の徴すべきものなし

歸化城管内に屬し、且土默特地内に在る寺院は、余三十ヶ所に餘ると思料せし、二十八ヶ所なるが如し、歸化城の喇嘛は、寺院管轄權を歸化城管外に及ぶと爲し、歸化城は喇嘛教の苗圃にして、此地より四方に及びたる者なりとの意義を強

からしめんため、歸化城管外の住院をも其管轄に算入す、一例を擧げむに、タイガイ、ン、ヂュー の名を以て知られたる修道院は、乾隆三十八年に於て、既記の如く歸化城のダブン、スルガナイ、ヂューに住みしヤンツアル、ヂイン、フビルガンが、自己の爲、察哈爾遊牧地のダイガ村に建てたるものにして、歸化城の東方約二百里に在り、乾隆帝に奏して、フアラ、デルガラントウ、スメ の勅名を得たるものなり。

之と同一の事情を以て、歸化城人は烏拉特、の東「グン」旗の「ウデ」谷に在る俗稱、チフラントウ、ヂューをも所管に算入す、此寺は「アゴイ、イエヘ、オノルトウ、スメ」の勅名を以て公稱とし、ド井ンゲル、パン、チタ、フトフト 之に任ず、歸化城を距る三百餘里にして、歸化城の寺院、及呼必爾罕には何等宗教上の關係を有せざるも、只勅命に依り此寺と北京との交渉は、歸化城將軍を經由すべき規定なるを以て、歸化城寺院の管轄なりと云ふに過ぎず。

三月十八日、木曜氣、温午前六時零下五度、同九時九度、正午十二時十五度、午後三時十三度、同六時七度、同九時二度、

午前七時十分出發、察罕布倫と烏里、琪兩村を分界する坂を登り、烏里、琪村に至らずして、從來の舊道より左折し、歸化城張家口北街道に由り、張家口に向ひ行進

歸化城張家口北街道旅行

二道坡村

す、此道は既記の如く兩地間に於ける隊商の熟路たり、午前七時四十八分、此分岐点より約百五十サージュエンにして二道坡村を見る、村名は「第二嶺」の意味なるも、此處には一の山嶺あるとなく、道路は平坦にして連続せる耕地内を通ず、車夫の言に依れば移民は舊住民地の名稱を新住地に移すを好むが故に、此村名の地理に一致せざるは、多分移民の古郷の名を取りたるが爲ならんと云ふ、此道は余が三月八日、シヤンハイン、タバを踏えて下りし谷に沿ふ、此谷は北に山岳あり、山岳の背後に歸化城張家口最北隊商路あり、此商路は平坦にして牧草潤澤なるにより、余等の今の道よりも、更に良好なりと雖も、迂廻すると甚だしきにより、余等の道が全然飼料たる草の缺乏を見る時にあらざれば、之を撰ぶと殆んど之なしと云ふ、尙最北路は「ダグジン、ハムル」村を經由し、其村には北流して水清き河流と、附近の山岳より流出する許多の溪流ありと云ひ、又傳説に依れば、此村は「ウゲデイ汗」甚之を愛好し、屢、夏暑を避けたる地なりと云ふ、余の過ぎたる二道坡村以往の谷地は、常に幅二露里以内を保ち、其西部は現今支那人の部落及耕地となれるも、此谷地は全部察哈爾鑲紅旗の管轄内に屬す、此谷は平常灌溉の水源なり、只降雨の時附近山岳より溪流を注下するあるのみにして、此等溪流は兩々相遠からざる數

察哈爾
紅旗
牧地

チユンル

條の河床を作る、其河床の深さ及淺瀬の状況に依りて察するとき、氾濫の時は東北に向ひ水勢の極めて急なるものあるべしと考へらる、午前八時四十五分十戸の村を過ぐ、チユンル、ワン、村と云ふ、此谷に於ける支那人は多くは孤立住居するが故に、此村は谷中の最初及最後の民家群なりき、村を出づれば耕地絶え荒蕪地となり、其荒蕪地は察哈爾の牛羊牧場たり、午前九時二十五分より、谷は北方に傾斜し、余等は東方に行進しつゝ、緩傾斜の陰山を踏えて、更に谷を迎へ、其谷を横断して又陰山々脈を踏え、クエントウ谷に入る、此谷には微少の耕地あり、谷の終點はクエントウ村にして、午前十一時五十分此村に着き休憩せり、村は察哈爾人の土屋四戸と、支那人の客店一戸より成る、余等は此客店に休息せり、此地方の察哈爾人は「フボトウ、ウラン」旗に屬し、牧畜は全く行ふことなく、農耕を專業とす、午後一時二十分此の村を辭し、十分行程にして「アダグイン、ゴルイン、フトウ」ル坂を踏ゆ、峻ならずして、クエントウ村と「ウトウガイ」平原とを分つ、此平原は純蒙古的性質を帯び、處々丘陵の起伏に富むも、概して平潤なるを失はず、平原中には處々牛を牧するを見たるも、其他の家畜は見えざりき、午後三時十分此平原を通過し了りて、モゴイトウ河の谷地に下る、河は北流す、徒涉したるに水深半

クエントウ

モゴイトウ河

アルシン 幅一 サージエン 半に過ぎず、河岸に於て十二輛の牛車群に遭へり、包頭より羊毛を積みて張家口に赴くものなり、一車輛積載量を百五十斤と見れば、合計一萬八千斤なり、是よりトロゴイトウ、フトウリを踏え、午後四時廣からざるハラガイトウ、谷地に入る、此谷地に沿ひフボトウ、ウラン旗の東境界線と、グイリ、ウランの西境界線通ず、是より二十分間行きて、沙巴爾台谷地に入り、更に三十分間行きて坂を超え、クンド井谷地に入る、入口に察哈爾のアイレあり、土屋と久しく見ざりし天幕あり、クンド井谷は其東部をバインブルクと呼び、此谷の次に來る峠も亦同名にして、巨大なる鄂博を戴く、前記の場所を通行したるは午後六時二十分までなりしが、其間家なく人なし、バインブルク峠を下れば、狹隘なる布爾素台谷に入る、谷の中の察哈爾のアイレに午後七時三十分、到着して之に宿れり、此地の察哈爾人は土造家屋に住すれども、天幕もあり、凶作の爲農業は營まずして、牧畜又は其他の業に従事す、但此地住民は出生後直に官給を受け、或程度まで生計の保障を得たるものなるにより、牧畜は特に營み易し、余の止宿せし家には、四十八歳の主人と二十三歳の子息と、二歳の孫とありしが、皆軍籍に編入せられて年額二十四兩の給與を受くるものなり、客店は内職にして、支那人たるホーイ

フルスタ

及コツクを雇ひて之を營み、自ら手を下すことなし。

三月十九日、金曜氣温午前六時零度、同九時四度、正午十二時十四度半、午後三時十四度、同六時七度、同九時二度、

朝は陰曇黒雲密にして日光を漏らさず、午前七時三十分出發高からざるフルスタイン 鄂博に登り、東西に延亘する大なる谷地に降る、八時五十五分に スティン、ゴル と稱する溪流の乾河床を渡る、其東方に於て察哈爾のグリ、シヤラ 旗の遊牧地始まり、同地より此谷は スチイン、タラ と改稱せらる、スチイン、ゴル 河岸に於て、余等は ドウルベンフヘット 旗の一喇嘛に追及せり、此僧は其妻女と云はんよりは、寧ろ同棲女と ザンダン、ツィ 禮拜の爲徒歩北京に赴くものなり、余も途中多くは徒歩せしを以て此僧と談話を交換するの便宜を得、ドウルベンフヘット 旗に關し親しく聞く所少からざりき。

今之を述べむに、同旗の住民は自身を單に ドウルベツト 人と呼ぶを通俗とす、旗は二十の スムン 即騎兵中隊より成立するも、各中隊は一も百五十人の定員充實する者なく、其家族數すらも百二三十戸に過ぎざるを通常とす、故に ドウルベツト フヘット 旗人の天幕は、二千戸又は稍之より多きに過ぎざるべし、但此外に台吉の

フルスタ

フルスタ

家人(ハムチルガ)及呼土克圖の沙畢納爾若干戸あり、旗には寺院三十箇所あり、主要格根は、グルンダワ、ゲゲン 及 シヤラムレインゲゲンの二人とし、前者は現今既に三十二回更生せるものにして、十二回は旗内に於て死去せり、其數は其寺院の スブルガン を算して知るべし、グルンダワ、ゲゲンは其復活の歴史が、蒙古活佛中最古者の一人と算せられ、宗教界の尊信篤く、喀爾喀の ラムイン、ゲゲンは、三年前フルル執行の爲、彼を招請せり、此時は彼は之に應じて約一箇年滞在し、豊富な獲物を携へて歸迎せり、仍て彼は今亦喀爾喀に赴かんとす、特に彼は寺院内に多くの事業を起したるも、財源欠乏せるを以て、一層其希望を切にせるが如し、然るに シヤラムレイン、ゲゲンは財政上之に比すれば、適かに好況にして、若宗教上の意義に於て、グルンダワ、ゲゲンを高しと云はば、シヤラムレイン、ゲゲンは、富を以て之を凌駕するものと云ふべし、但公に於ては、兩格根の位置は全然同一にして、兩者とも皇帝に知られ、理藩院より沙畢納爾管轄の章たる印璽を受けたり、沙畢納爾人員は、グルンダワ、格根の配下に八百人、シヤラムレイン、格根の配下に二千人あり、旗の最高統治權は勿論世襲の將軍の資格を有する宗家、札薩克之を掌握し、二人の ツサラフチー 一人のアムバン 即 ツアヒラフチー 四人の梅倫あり

りて之を補佐し、各梅倫は五スムの軍事を掌り、尙各スムの長は章京及撥什庫を以て之に任ず、旗人は遊牧を生業として、毡布製天幕に住し、羊、牛、馬を飼ふは各地共通の專業なるも、駱駝は墨爾根王遊牧地と接する東北部に於て之を牧す、農業は殆んど之を營むものなく、穀類は畜産と交易して歸化城及ククエルギーに於て之を求む、而して其他の生業は殆んど一も之なく、輸送業すらも曾て之を行ひたるとなし、二年前、グルンダワ、ゲゲンは張家口より庫倫に輸送の爲、四五十頭の駱駝を發送せしことあるも、利益なかりしと見え、爾後之を休止せり、但平民中而かも僅々十人乃至十五人の者、時としては西蘇尼特旗の イレン、ダバヌー 湖の鹽を購買するため、同地に赴くものあり、買ひたる鹽は袋入にして之を、ククエルギーに於て販賣す、本年の賣價は一斗に付四錢なりと云ふ、故に旗の收入は殆んど専ら家畜より來るものにて、其賣價は産地に於て一頭に付、成年羊一兩二錢、普通の馬、約七兩、牡牛五兩乃至七兩とす、旗内の支那人は近來特に増加し、西半隅は殆んど皆支那人の占領する所たらんとす、支那人は旗の衙門より借地して農業に従事す、其借地料は勿論地質に依り高下ありと雖、年額一畝に付約三分乃至五分とす、借地料收入年額は、四千兩(?)ありと云ふを以て算すれば、借地面積の概數を

も略知することを得べし、其収入は之を折半し一半は王の収入と爲り、一半は旗及旗衙門の經費に編入せらるる旗内には支那人の外、歐人も居住す、彼等はウルトウ、ゴル河畔のウトロゴイ村に、居留地を構へ、旗衙門より地所十五頃、約千五百畝を借りて耕地と爲し、支那農夫を雇ひ入れて勞働せしむ、歐人自身は何を以て職業とするか、對談手たる喇嘛は之を知らずと云ふも蓋宣教師なるべし。

單調一律坦々たる、スディン、タラ谷を逐ひつゝ、いつしか察哈爾ツイ、シヤ村に到着し同村に休憩を行ふ、グリ、シヤラ旗に屬する察哈爾人の四戸あり、村の南方にはグチルの一大湖ヒライン、ヌルあり、此湖は未だ之を利用したる者なしと云ふ、此村に於て旅行者は張阜に於て余等が目撃せしと同じく車輛を交換す、而して余等の馬車は廣軌軸を狹軌軸に交換するの必要あるなり、此村より道路は分れて、南方察罕鄂博村に至り、次に張阜に至り、支那本部を通行して張家口に至る、此道は蓋張家口に至る最短路なりと雖も、余等は此道を取ることもなく、午後正一時出發、北道を以て蒙古地内を通行し、蘇記谷に由りて行通す、谷は戈壁様の純沙漠にして、平原は固き砂地を成し、細石多く草多からず、四方三四十露里の地皆同じ、地面には白色の貝殻散布するを見たり、蓋比較的久しからざる時代に水ありしを證するものなり、現今のヒライン、ヌルは其水の僅に残れるものにして、著しく深き鑿形を呈せる村の大部分は、其水底なりしこと殆んど疑ふべからざるに似たり、午後二時十五分ナライン、ノルの細流を渡る、支那人は之を二道河と稱す、幅は一サージエ半に過ぎずと雖、泥濘の底にして驟は膝まで没し、辛うじて渡ることを得たり、是より又砂礫地となり、其地は午後三時四十分に至り、始めてタマガイン、ゴル河に絶たる、此河は河岸にグリシヤラ旗衙門あるを以て、斯く名づくるものにて、衙門には附設せる廟あり、支那人は之をルーザ廟と云ふも、蒙古人はタマガイン廟と云ふ、午後五時峽地に入る、入口に村ありツア、フィン、溝と稱す、同地の察哈爾人にして旗衙門の書記なる人の家に宿る、此時此地方の察哈爾人に馬を盗まれたる支那人若干人、檢舉に關する用事を以て此に來りたりしが、宿の主人は終夜其支那人等と痛飲せり。

三月二十日、土曜氣温午前六時一度、同九時八度、正午十二時十三度、午後三時十三度、同六時九度、同九時七度、

午前七時十五分出發、行くこと正に一時間にして、ツア、フィン、コウ峽地に入る、兩側の山岳或は斷崖を爲して岩石骨立し、或は圭角なくして細草を生ず、道路の

バルンヌ

地質は多くは砂礫にして、峽地を過ぐれば、廣からずして長きホイル、ヌルキン、タラ谷に入る、八時四十五分、**チャラン、オルゴ**と稱する、察哈爾甲喇の遊牧地を見る、其甲喇の土造家屋と之に屬する邸宅内の三、四戸の土屋を以て建物の凡てとす、此地は谷の第一湖たる、**バガヌル**一名**バルンヌ**の岸を距ること遠からず、此湖は周圍三露里を超ゆることなく、水は鹹味を帯び家畜を養ふに適せず、九時二十分此湖を過ぎ、大ならずして傾斜緩なる坂の下に於て、六戸の察哈爾部落を見、坂を超えて**ツルヌル**又は**イエヘ、ヌル**と稱する第二湖を見たり、東の湖又は、大なる湖の意なれども、恐らく第一湖に比し大ならざるべし、此湖を過ぎたるは十時十分なりき、湖水は前者と同じく鹹なり、但現今は第一湖と同じく凍結し、岸邊の小部分融解して、融解せる處には、鶴及鷺の徘徊するあり、谷は處々に少々の耕地散在せりと雖、大抵二、三畝の面積に過ぎず、十一時十五分支那の**チゲテイ**村に到着せり、十二戸あり之に休憩す。

チゲテイ村

午後零時五十分此村を辭し、同じ谷を通行せり、谷は處々小丘陵の起伏するありと雖も、概して開濶なり、強風起りて塵埃を捲けり、**チゲテイ**村の右方より高からざる山嘴を迂廻し、午後一時二十五分、支那村落水泉子スイチンツンに到る、村の東方の地

ゾホク
グンヌル

は善く開墾せられ、此村より前途三露里乃至五露里の間は、道の兩方に數個の支那村落を目撃し、道路に於ては二時四十分**フンモ**營子村、三時三十分**ゾホク**村を見たり、**ゾホク**村は同名の小河岸に在り、是より四時三十五分に至り、凹地内に**グンヌル**湖あり、湖には野禽群集す、但此野禽は百歩も近づくことを許さざるにより、驚き易き鳥類ならん、是より二露里ならずして、察哈爾村落**ガントア、フドウク**あり、此地には歸化城張家口間のみの官の書信を運送する小街道の郵驛あり、是より半時間行程にして、**ツオルチ**廟と稱する察哈爾部落並廟あり、部落は三戸ありて、皆客店を營む、廟は山背に在りて見えず、七時三十分水井子村に着き之に宿る。

水井子

三月二十一日、日曜、氣温午前六時三度、九時二度、正午十二時一度、午後三時零度、同六時零下二度、同九時零下五度半、

朝來雨雪交至り、雪勝ちて間もなく、滿野白布を展ふるの狀を呈せり、午前七時三十分出發、同谷を通行し、八時四十五分緩傾斜の山脈に入りたり、山中新開墾地多し、山脈中最も道路に近きものを、**ハダン、ホシユー**と稱す、此處に察哈爾部落あり、**ガントア、フドウク**に在るが如き郵驛あり、是等山脈を出で、九時十五分南號欠

南號欠の

河の谷地あり、同名の村ありて百戸に餘る民家を有し、且山麓に一大加特力教會堂の屹立するを見る、久しく目に馴れたる支那の矮屋と對照せられ、壯麗宏大の觀を呈す、教會堂の周圍の宣教師の住舎は窓を紙にせずして玻璃にし、屋根を瓦にせずして鐵葉にしたるの外、支那房子と異なる所なしと雖も、猶何となく親近の心地せり、街路は往來頻繁なりしが、其往來者は皆教會堂に向ひ、又は教會堂より來るものと見えたり、此日は此地の基督教徒の爲には普通の日曜なりしと雖、余の爲には尙「ワウイ」の週間にして、客年變容祭の夜と同じく、悽愴森嚴の感を起し、新に神父の勤行を想起せり、悲哉今や神父の冷骨地中に横はりて、亦其勤行の音容に接する能はず、昨年八月六日には、深く神父を見んと期したりしも、今や歸つて只墓を訪ふの外なし、人生眞に頼むべからざるなり、教會堂に近づき撮影せんとせしに、雪紛々として降り、**オフエクテヴ** 球は防護するを得とするも、**キヤメラ**の光澤消玻璃は何物をも寫す能はず、仍て器械を收め會堂に至る、戸を開き堂内に、入るや否や、見る事聞く事一として余を驚かしめざるものなかりき。

其狀況を述べむに、堂の内部は貧しけれども、面積は宏大にして普通の支那生煉瓦を以て積みたる壁は着色を施すことなく、**デツキ**は石造又は煉瓦造と爲し、

天井は中央を楕圓穹狀とし、邊周を直くし削板を以て蓋ひ、入口より各列七本づゝ二列を成して、祭壇まで立てられたる柱も、亦此種の材を用ひ、聖所も聖所の穹形天井も此種の材を以て造られ、入口の戸は此種教會の常として、南方より三個あり、即中央の高き二重門と兩側門とにして、民衆は通常兩側門を通じて出入す、側門は單一にして低く、鐵を以て包まれたる木製門を備ふ、而して門上には祭壇に對し階廊あり、階廊には柱に固定し、下より又柱を以て與へられたる門あり、尙階廊には低き奏樂場あり、余が會堂に入りたる時には、式未だ始らざるも、會衆は既に堂に滿ちたり、男子は左側に婦人は右側に在り、一同跪坐して勤行の開始を待ちつゝ、奏樂場よりの樂聲に伴ひて、讚美歌を唱へたり、合奏と音樂其ものと共に、余の耳に熟せざるものなれば頗る珍奇を感じたり、支那人の輾響音は支那の二絃「バイオリン」、「バラライカ」、「コスタニエツト」及銅鑼遂に大鼓と和し、大に余を吃驚せしめたり、余は呆然として少時佇立するのみにて、周圍を一見したるは數秒の後なりき、宣教師は余の在るを聞き、五分の後余を招きに遣したり、聖壇の側扉を通れば、彼等は既に正裝して出勤せんとする時なりしが、余を見て愉快なる佛語を以て親切に挨拶し、歐洲人を見るは甚珍し、式終了後縱令一時間にてても留り談

ぜよと乞ひたり、余は之を承諾し、式中に參したるに、式始めば支那樂器に代ふるに、**フェイス、ハーモニー**を以てし、之れに合せて支那人歌へり、支那ボーイ周旋し、聖秘禮を受けたる者十一人ありたり、支那人は熱心に祈れり、讀經及福音は羅典語を以て行はれ、説教はあらざりき、説教を省きたるに拘らず、式は正午十二時に至り漸く了れり、式了りて余は宣教師室に入れり、彼等は更に余を款待し、此會堂に就て語れり、之れを聞くに、會堂は千八百七十三年佛人宣教師 **ドウバツクス** の建てたる所にして、同氏は千八百九十九年鄂爾多斯に於て死去せり、爾後南號欠には常に六人の宣教師居住すと云ふ、此日在りたる **ドウバツクス** 宣教師は西旺營子に常住するものにて、今日は偶然來合せたるなりと云へり、其談に依れば此地の信徒は約三千人にして、西旺營子には千七百人餘あり、信徒は凡べて此の地方固有の支那人にして、蒙古人は未だ一人もなし、勿論宣教師も佛教特に喇嘛教と競争するの困難なるを知るが故に、傳道を試みしこともなし、蒙古人は宗教上佛教の儀式に充分満足せるを以て、新に教義を宣傳するの餘地なし、基督教の觀念を會得せしめんこそば、深く教理を述べて佛教に勝れることを説得せざるべからず、然らずして只大體のみを説くも、蒙古人の腦中には耶佛同一に感せらる

るが如く、同一とすれば到底先入の佛教を棄つる者なきは明かなりと云ひ、尙氏は余等は天國に歸ることを誓約せり、然れども二十二、三歳にして此地に來れるは余等が競争せんとする教義を學ぶには既に遅かりき」と結べり。

余は天國に歸るべく誓約せりとの意味を解せざりしに依り之れを問ひたるに、是は勿論加特力教徒の規則にして、彼等が極東に來るとき遵守すべき要旨たりとのことにて、一旦此處に來れば、決して郷關に歸ることなく、歸るは只天國あるのみと云ふ意味なりと云ふ、此規則は實に加特力教宣教師の活動上、偉大なる價值を有するものなり、基督教中、他の宗派の宣教師は、支那に愛着することなく、其支那に來れるは自國內に於て位置を得ざる爲、或は極東を觀覽せんため、或は甚だしきに至りては單に物質上の關係の爲なるもの多きが故に、精神的に其業に従事すること少く、能ふ限り早く其義務を了りて歸國せんとする外、何等の志あることなし、故に支那人を侮蔑して、正式に傳道に務めざる也、然れども加特力宣教師は然らず、彼等の行動は、蒔いた物は刈れ」と云ふ露國の諺に適合するものにして、彼等の支那に來るや、各人常に信徒の増殖を以て念とし、之れと親密なる聯絡を作り、自己の人格を以て之を感化し、自己は信徒の爲、必要物たらんことを

務め、亞米利加メリヂスト宣教師の如く、知識を開くのみならず、親昵の第一義として情緒の開発に力を用ふ、故に歐人中、支那人と親密なること、彼等の如く、支那に多くを爲したること、彼等の如きものなし、彼等は支那人の間に住居し、之に最便利なる歐洲の生計を示し、玻璃及石油の用法を教へ、農場を設けて機械の用法を知らしめ、菜園を起して植物の改良法を授くる等、何れも實際生活に有益なる事を與ふ、然れども、彼等は尙親密の度に於て不満なるもの如く、支那人は彼等を見ること、客の如く、主長の如く、長官の如くす、而して支那人は是等長官たるや、只彼等を保護するのみを義務として他意なき長官なり、是等の主長たるや、往々勞役夫と異なることなし、是等の客たるや、入棺するまで、彼等の間に住して、骨を彼等の土地に積むものなりと云ふことを善く自覺しながら、猶其態度を改むること能はずと歎せり、然れども、是れ教導者と被教導者との間に、心靈上の聯絡立たざるに由ること明白にして、是れは支那人も、加持力宣教師も共に罪あり、實際に於て、加持力克宣教師が、再び故郷に返らずと誓約し、靈界の事に勞するは稀有の美舉にして、余は大に尊敬を拂ひたるも、能く觀察するときは、其感情其精神猶全然故郷に誘はれて、歸心點の如きもののみ、余は支那の基督教徒並宣教師の生活

に就て胸中疑問を起し、之を解するに苦みたること良久しかりしも、彼等が歐洲に關する諸多の問題を余に提供し、佛國に於ける **レスセツプス** 事件、佛國內閣の瓦解、**ウイルヘルム** の演説、**カプリウイ** の活動、埃國に取りての獨露の關係に關する **カルノキ** の説、露佛の同盟、露國の支那に對する行爲、西伯利亞鐵道の布設の如き、是れ實に今既に七十二歳の頽齡を以て、異國の宣教に盡瘁し、國を出て、殆んど五十年ならんとする **ドウバックス** を首とし、各牧師が精神不安の聲を震はせて、異口同音余に持懸くる問題なるを以て見れば、如何に言ふとも、是れ等々人の精神は歐洲に宿り、實意と感情は郷里に在るものにして、支那人は是等牧師と常に接するに際し、牧師は我の爲に他人なりとの感を、何となく起さざるを得ざるべしと思料せり、午後一時余は共同食事に加へられ、主教以下下級説教師皆卓を共にせり、料理は麵麩及蒸肉並焼肉にして、凡て宣教師の自ら飼へる家畜より取り、食事中同じく宣教師の作れる佳美なる林檎酒も供せられ、菓子、菓子には庭園の鮮菓を用ひ、最後に供せられたる **シガー** も、自園に栽培せる煙草を以て、宣教師自身に卷きたるものなりき。

午後二時余は惘切なる是等歐人の居を辭して行を續けたるに、寒風猛烈にし

張家口に
至る前途

て降雪馬車を覆ひたり、四十分にして、**モルホチン**村に到着す、此天候の爲最も苦みたるは勿論馬夫にして、馬夫は頻りに此村に停止せんと主張したるも、一も満員ならざる旅舎なきに依り、徹頭徹尾行進せざるべからず、四時二十分に至り道路より約三露里を距て、左方に支那村落察罕營子あるを見、右方には輕郵便街道驛を有する察哈爾村落**デンチ**あるを見たり、之を過ぎ尙一時間にして支那村落**フン鄂博**に到着し、之に宿る、此處も客室不足にして、余は天候不良の爲收容せられたる二頭の牛を牽き出したる跡に置かれたり、雪は益降る。

三月二十二日、月曜、氣温午前六時零下四度半、同九時零下四度、正午十二時零下一度、同三時一度、同六時零下三度、同九時零下六度半、

午前七時四十分出發、北風強くして黒雲を逐ひ、天漸く晴る、四周は白雪皚々沿道の地面全く辨し難し、雖道路の兩方に處々房子あるに察すれば、耕地もあるべし、道には積雪一尺七、八寸に及び、九時に至り日光洩れたるも、弱くして曖昧なり、且風は雪を拂ひて肌を裂くの感を覺ゆ。

九時十五分支那村落**ハンバイ**、**ザ**を過ぐ、八戸あれども人影を認めず、此村は四周に沼澤を形成する水源に近きを以て、住民の耕地は住所より遠き處に在りと

ハンバイ

ケデンク

云ふ、十時と十時十分とに二戸の馬車宿を過ぐ、**蘇記**と稱する岩石突兀たる山下に在り、此處は張家口に於ける支那及露國の運送業者が、運搬具缺乏の時には店員を派し、察哈爾人の駱駝を募りて契約を結ばしむるため用事のある處なり、是より以後道中に丘群あり、頂上は礫角にして岩石露出し、中部は細石を布き、脚部のみ混砂粘土にして作物に適す、或は丘陵間を通過し、或は丘頂を踰え、正午十二時察哈爾村落**クイトウン**に至り、午後零時三十分支那の馬車宿ある **ケデンク**に達し之に休憩す。

午後二時二十分此地を出發す、道は坂に沿ひ、午後三時三家溝と稱する半壞の三戸の村を過ぎ、行くこと四十分にして凹地に在る、察哈爾村落の二戸と、天幕とより成るものを見る、是れは輕郵路驛**ハガイ**にして、支那人は之を **ハンヌルタイ**と稱す、案内者の言に依れば此地より遠からざる處に、相應の支那村落あり、之を**ハカイ**又は短く**ハク**と稱し、尙其附近の地をも總稱して此の如く呼ぶ、是は此處に**ハク**、**ヌル**又は**ハガイ**、**ヌル**、若は**ハガイ**、**ヌル**と稱する湖の在るによりて然るなり、此村に天子の牛群の半分、即同じく**チュンウフルチン**と名つけらるる**フボシヤ**、**ラウフルチン** 旗を管轄する昂邦あり、此處より馬夫は距離を短縮する爲め、耕地

内を通行したるに、道路は雪に埋れて辨じ難く、之を求むるため久しく原野を彷徨し、漸く五時十分に至り、北流する大なる大河岸に至り、道を見せり、大河は二分流を成して流れ、幅約三サージエンあり、兩岸は沼澤にして河底に泥濘あり、五時四十分村落及小河を通過したるも、河は認めざりき、多分溝渠の如きものにして、且水無かりしならん、雪更に降り、前途は既に黄昏に及び、天候益悪しくなれり、此處はバギンスルク 牧區に屬す、即ち畜群飼養の爲天子の政府が滿朝帝室系統の皇族なる、一人のベに給與したる土地なり、此土地は北は哈柳臺郵驛まで延長するもの如く、畜群は土地の察哈爾人の言に依れば、極めて多大ならず、ベは専ら羊牛馬を牧し、駱駝は全く之を牧することなし、ベキンスルクの牧者及監視者は、天幕十戸に過ぎずして皆察哈爾人なり、又此牧區の東に之れよりも、廣き何親王の牧地あり、其畜群は前者よりも適かに多大にして、其監視者として察哈爾人五六十戸ありと云ふ、間斷なく行進したるも、七時四十分に至り漸くドルチーフア村に到着したり、之に宿る、小河より此村まで八里と稱す、故に黄昏に於て一時間に僅々二露里を行進したるのみ。

三月二十三日、火曜、氣温午前六時零下八度、同九時零下二度半、正午十二時一度、

午後三時一度半、同六時二度、同九時零下零度、

午後六時五十分出發、殆んど馬車宿の側より、直にヤダイン、ゴル河谷に入る、此河は大ならずして、布爾噶蘇臺に注ぐ、河岸には大僕寺(タビス)所管畜群の牧者たる察哈爾人遊牧す、其牧者の部落たるゲゲテイ、バイルを七時三十五分に通過す、此村名は、明るき喜の意にして、之れを見れば實際晴朗の愉快を感じたり、日光久しく朗々たらざりしが、此日は北風の爲めとは言ひ又餘り暖かならずとは云ひ、兎に角快晴の天氣らしく見ゆ、八時三十分波狀砂漠を通行しつゝ、察哈爾村落チユルン、オンゴツオを過ぐ、支那人は之を馬連渠と稱す、此處には歸張街道の驛遞の役に服するハシヤン 六個あり、是より一時間にして、ブルガスタイ河に達し、河岸に於ける阿爾泰街道郵驛の稍上方より河を徒涉せり、幅は一サージエンに過ぎずして右岸に沿ひ、ブルガスタイのザランの村まで通行したるに、其間河幅變らず、十時十五分庫張街道の谷に入る、其入口は正にハラバルガスン(撫州)の鄂博に對す、之より道路は東南折し、坦々たる砂漠に由り、十一時三十分玻璃渠に到着せり。

此村より張家口に至るまでの道中記は之を再せず、但三月二十三日我旅行隊

は張家口嶺を超えて土井子トウジに宿り、翌二十四日午前九時張家口に到着せり、而して此最後の一晝夜に余は感冒に罹りたり、感冒は以前も之を病めりと雖今度の症状は最も苦痛なりき、

四月八日、木曜

三月二十四日より四月八日まで、余は市街及在留露人の事業を研究し、又健康を回復する爲、張家口に滞留せり、始めは身體疲勞し、次は咳嗽、鼻液漏、嘶嘎其他の副作用を誘ひたる氣管支炎の爲、順次苦められたり、然れども張家口滞在中には、遂に全快に至らざるのみならず、東南蒙古に對しての出發準備の爲、所作奔走少からざりし故、却て病勢を進めたるの感ありき、而して余は如何にしても蒙古を通行して熱河に赴かんと企てたるに、第一張家口と熱河とは商關係なきにより、張家口人は、全然熱河の狀況を知るものなし、或馬車宿に於ては狀況不明なれば、とて馬車の發送を謝絶し、或馬車宿に於ては熱河地方の狀況不明なるも、之に赴くには支那本部内を通行して古北口に至り、同地より直ちに熱河に至るを順序とす、張家口熱河間の過半部は、深山幽谷にして通過し難きにより、兩地間直通路あることなしと断言せり、或馬車宿は曰く、我等は承德府を訪問したることなき

張家口滞
在

補
張家口は
支那十五
支里十數
七里有
五里客棧
一帯あり
皆無樹木

承德府の
馬車入行
困難

れば、其地理に暗しと雖、之に赴くには蒙古地内を經由することをも得、但此地方は物騒なるを以て、未知の道路なると危険あるに依り、貨銀を増加するにあらざれば、之に應ずる馬夫なし、馬車一臺に付四十兩を要すと、四十兩は露貨換算額約八十留なり、然るに彼等は實際交渉の結果なりとて、余の要する二臺の馬車に對し、更に價を増加して百五十兩を要求せり、曰く彼地に至るには馬夫に十五兩を與へざるべからず、馬車に二頭の騾を駕せざるべからず、而して往復は三十日以上を要するにより、飼養費は少くとも二十兩を要す、而して馬車及騾は途中にて掠奪を受くるの危険あり、馬車の價格を算するは云々と、要するに彼等は百五十兩を受くるも、益する所は僅々十兩に過ぎずとの計算なり。

事情は斯の如く煩雜なるにより、余は行先を告ぐることなく、單に東南蒙古に赴くべき馬車を雇ふに決し、或は承德府に行くべく、或は他處にも立寄るべしと雖、結局多倫諾爾トロンノールに到着せざるべからずとの條件を以て馬夫を求めたるに余自身に乗るべき騾二頭、馬車一臺と、荷物及從僕「フエオドル」を載すべき騾三頭、馬車一臺を提供し、行進と停止とに拘らず、毎日毎輛銀一兩の契約にて、一個月六十兩を拂ふこととし、相談纏りたれば、直に張家口を出發し、既知の道路に依り、玻

瑯渠に達して、三たび僧機圖達巴を踏えたり、此日の大部分は張家口峽の通行に費したるに、此地の自然と外景とは昨年十二月五日通行せし時と比して異なる所極めて少し、是れ本年春の來ること極めて遅かりしこと主因を成せるや疑ひなし、時は既に四月八日なるに、自然の景象は尙全然眠りて動かさず、而して此日は日光煦々として峽地に積る雪を解きたるも、夕方に至れば再冷却し夜は六七度の嚴寒と爲り、峽地中廣き低地を流る、溪流は凍結し、峽地は氷を以て蓋はれ、光澤ある氷面に路上の細石處々突出す、此道は概して細石多し、張家口附近の峽地を包圍する山岳は、峽地の南部に在りては餘り高からずして千態萬狀を呈し、古の長城の通過する西側に於ては、山岳多くは緩傾斜を成して厚き黃粘土層に蓋はる、山岳の構造此の如くなるを以て、勉勵なる支那人は之に耕地を作り、山岳を以て八階甚だしきに至りては、十階の階段的耕地を作り、夏時は種々の色彩を帶ぶる穀菜の、此階段的耕地に繁茂するありて、其風趣甚美なりと云ふ、此處に於て山頂を通過する長城は、現今に於ては、既に無しと云ふを得べく、處々半壞の塔跡を存するのみ、又峽地の東側の山岳は、西側のものより高く、西側山岳と殆んど正反對に絶美の斷崖と、巨大なる危巖を形成する處少からず、是等危巖絶壁は風

張家口峽の自然象及風景

化して、或は堡壘の廢墟に似たる處あり、或は動物の全身又は一部に類したる處あり、此如くにして張家口より約一露里半の處に、駱駝の踵と稱する巖石あり、奇巧なる蒙古人は之が爲め傳説を作り、往昔成吉思汗の兄弟なる哈薩兒此地を通過し、其時騎る所の駱駝、此巖石を蹴りたるにより、岩面に直徑約一サージエンの不規則圓形なる踵痕を留めたりと言はしむ、支那人は詩人的なるよりも實用的なり、此種妄誕に惑ふとなしと雖、是等山岳は石材を與ふるを以て大に之を貴重し、石材採取場數ヶ所を置く、峽地の住民は主として、是等石材採取場附近に六七個の村落を成して住居す、其村落中最大なるは、張家口より近くして兩々一露里乃至一露里半を隔つるに過ぎざる三ヶ村とす、入口に於て狹かりし峽地は、是等村落の後擴がりて、兩側に細小なる峽谷及凹處多く、凹處は多くは狹隘なる廻廊形を爲し、其周圍は殆んど絶壁にして、草木なく巖石骨立す、此地は地質學者に豊富なる研究材料を與ふべし、此の如き狀況を以て、峽地は約四露里間を占め、其後は之より遠からずして、客店及馬車宿多き土井子村より急坂と爲りて上る、地の形狀も亦急に變化し、峽地は再狹隘と爲り、兩邊の山岳は漸く高峻にして、巖石骨立し、峽壁は鎧化石の大小塊散布し、其内には白斑紅石、花崗石及蠻岩等を混す、此區

(註) 蒙古及家
古人七四
○頁參照

域には草木毫もなく、道路は真に狭くして、蒙古大車と幅を同くし、馬車を並ぶること能はず、通行の困難なること名状すべからず、尙此坂の峻峻なることは、第一巻に記載したる如くなるにより、其道路は頻りに曲りて、殆んど百「サージエン」を過ぎざる毎に、屈曲す、尙峻阻なるため、修繕も極めて困難にして、降雨の時には峠より急流奔下し、路盤を洗ひ石を運びて路上に撒布す、此の如き道路の破損は、毎年數回に及ぶも、土地の住民部落は毫も之が修繕を計ることなく、通行者自身に車馬の通行を阻碍する石を除き、又は其石を以て缺處を填塞する方法を執れるなり。

此道路中余等の爲には何等の事故をも生ぜざりき、**ダバン**の上に於て、知人なる庫倫の支那商人に邂逅せり、彼は蒙古の原料品を携へて、張家口に行く者にして、既に四十夜宿泊せりと云ふ、爾後尙一泊を要するにより、庫倫より張家口に到着するは、四十二日目となる計算なり。(譯者曰、四月八日) (の宿泊所不明なり)

四月九日、金曜、氣温午前六時零下四度、同九時二度、正午十二時六度、午後三時六度、同六時三度、同九時、零下零度、
午前六時四十分出發、昨日僧機圖達巴セシチン、ダバに登るや否や、蒙古の強風吹き始めたる

張家口略

僧機圖達
巴線に於
ける南況

興和城

に、今日は直北より一層強く吹き、時々暴風の勢を示し、少くとも騾は之に抗して前進するの力なく、屢竹立したることあり、余等は耕地内を興和城シホチエに向ひて行進し、同地を見んと欲し、多分撮影も爲し得べしと期せり、而して玻璃渠ボロビキより興和の土造圍廓までの通行に二時間を費せり、是等廢墟に關しては、余が曩に記したる、牧師「**パルラチ**」の日記の註補の外、加ふべきものなし、只一言すべきは過去十五年間、此地は考古學の資料に供すべき多くの物を失ひたることにて、城壁は尙舊時の形質を保存すと雖、城内には此期間に於て完全なる支那の村落出來、其村落には廟も劇場も備はり、是等建設の爲、多くの墳塚は掘り崩され、其跡には新に建物を設け、又は耕地を作れるなり、而して西北隅には蒙古鄂博オボありしも、今は之を除きて小堂を設け、此地の守護神たる土地の碑を建つ、只中央の一塚のみは比較的破壊を受くると少く、其上には今尙黄色及綠色の磁瓦片の散布するを見る、強風を冒し余は二個の撮影を試みたり、一は新設村落の景、他は今尙若干の墳塚を存する市の西北隅の景とす、但し果して成功せりや否やを知らず、斯る作業より何物かを映出するは極めて困難なることなり、故に余は縦合再三して、好成绩を得とするも、斯る天候不良に際し撮影に拘泥して察罕巴爾哈孫ツァンハサンに赴くべき時

此地の名は、初に漢人居せし、隆店といふ、但し今隆店といふ名は、閉店せり、板申といふ名は、閉店せり、戸あり五、十

板申圖村に於ける天然痘

長からん、此凹地を了り緩傾斜の坂を登り、板申圖丘に至り、之より降りて同名の支那村落に入り、之に宿る、此地の支那人の談に依れば、此地に三年繼續して天然痘發生し、八戸の内三戸は之が爲、全滅せり、最初は患者の看護を爲すものありたるも、傳染したるため、爾來患家に接近する者なきに至れり、此馬車宿より四軒目の家には、昨秋二十三歳乃至二十五歳の兄弟二人と、其各の妻女と各の乳兒一人づゝありしが、乳兒先づ病を得、初め年長主人に傳染し、次に其弟に傳り、次に其妻に傳り、次に年長主人の妻に傳染したり、乳兒は兩ながら死して葬られ、年長主人も死したれば、其時既に病みたる弟は兩妻の助力をかりて之を土葬したり、而して翌日より年長妻女の外、戸外に出づるものなかりしが、尙數日を経て其妻女隣人に叫んで曰く、弟妻死に瀕し、弟は既に死亡せり、妾も亦踰躑殆んど歩行に堪へず、願くば彼の死體を葬られよと、然れども一人の之に應ずるものなかりしが、爾後彼女も既に見えずなりたれば、隣人皆彼女も遂に病みて死せるならんと斷定せり、嚴冬に至り其家を窺ひたるものありしに、果して半腐朽せる三個の死體を發見せり、然れども一人の之に觸るものなきのみか、屋内深く入るものすらなかりき、仍て父老議して其家の戸及窓を煉瓦を以て塞ぎ、之に土を塗りて密封する

ことに決し、之を實行せり、故に此家は現今密封せる一大墳墓狀を爲す、

四月十日、土曜、氣温午前六時零下一度半、同九時八度、正午十二時九度、午後三時零下零度、同六時零下一度、同九時零下五度、

午前六時十五分出發、支那人の仁愛に就て如何にも多くを語れる、恐るべき家を一瞥して、正東に向ふ前には、潤如たる原野展開し、其原野は南は陰山を以て限られ、北は遠く地平線外に没し、東は極めて高からざる坂に連り、坂の中央に二道窪の通路見ゆ、此平原は概して未耕地とす、土壤は疎奔にして粒砂地を成し、草木少し、常に西南風多く、昨夜も其風起り、今日に及び塵埃を捲けり、九時二道窪嶺に上る、嶺上に柱に懸けたる籠あり、籠中には此處にて死刑に處せられたる犯人の首を置きたり、而して籠には斬鼻盜犯、一名阿爾彬桑即劉洛四首級示衆と標示す、此支那人は盜犯と稱するも、主として千八百九十一年、光緒十七年、東南蒙古に起れる有名なる一揆に際し、道塗に強盜を行ひたる罪に依り、昨年刑の執行を受けたるものなり、荒涼たる原野に梟せられたる此首級は、各人をして、政府の檢察眼は斯る地方にも普及して漏す所なしと感せしめ、他處のそれよりも印象を深くすべきなり、之を撮影したるも、風強く塵埃濛々二たびカメラを開閉したるも風

級首級

の爲、籠動搖せるを以て、其結果は恐らく不良ならん、十時十五分察哈爾村落二道窪に休憩す、村は三戸の土屋と之に屬する天幕あり。

之に住する察哈爾人は、フボト、シヤラ旗に屬し、察哈爾旗中、西はグリ、シヤラ東北及東の一部分はフボト、シヤラに、境して、シヤナガと呼ばるゝハルルを成す、然れども此の地より東に接し尙ほ旗地にあらずして、所謂ワンギン、スルクの牧畜の爲、旗地より割かれたる地所あり、此王は滿洲出身にして、北京に常住し、蒙古人には何親王として知らる、王は此の地に馬三スルク、牛六スルク、羊二スルクを有し、一年に二割の繁殖を計る一般條件を以て察哈爾人に牧せしむ、而して王は三年毎に北京より此地に來りて、賣るべき畜數を指定す、然れども王がスルクに滞在する期間は甚短少にして、少くとも其間に賣買を完了すること能はず、但之が爲價格は一定せられ、現今は各一頭に付馬六兩四錢、牛四兩四錢、羊六錢とし、牧者は此標準に依り、賣却畜數に比例して王に代金を提供する義務あり、故に王が來りて或スルクの馬百頭を賣却すべく決したりとせんに、其スルクの牧者は王に六百四十兩を提供せざるべからず、王は之を受領して家畜名簿より賣却數を抹殺して歸京す、而して牧者は其數の範圍内に於ては、隨意的價格を以て之を販賣し、

(補) 二道窪は板申圖を去る二十里、七里目下戸數三十あり

二道窪

地阿親王牧

其差額と消失家畜の賠償とを比して、損益を生ずることゝなる、但察哈爾人の言に依れば、王の牧者は決して損失を招くことなきは勿論、莫大の利益を收入するものにて、毎年二割以上の増加家畜を所有し得るの外、實際賣却の際には、馬一頭に付十兩、時としては十五兩の利益を得、即張家口の支那人たる家畜業者は、牧者の牧場を借りて數千の羊を放牧し、僅少なりとは雖、其報酬として銀又は穀類を與ふ、加之牧者は年額十六兩の給料を王より受くるなりと云ふ。

燈籠樹

包二十里腦

午前十一時二十分シヤナガ哨所を辭し、同じ谷の道を行きて察哈爾村落デンウスタイに至り、然る後一時二十分山岳に入り、緩傾斜を爲して二十里に亘れる、二十里腦包に上る、此坂は西ホーチン王牧地東大僕寺牧地の一半、チュンガルとの境界にして、行政上重要地たり、此坂の外形は扁平なるが如く見え、處々丘陵を以て彩色せらる、二十里間水なく村落なし、故に強盜の巢窟として知らる、二時に至り雪頗る強く降る、氣温は急に降りて、午前の九時より午後二時の四度となり、同三時には零下零度と爲れり、二時三十分坂の頂上に到着せり、直に鄂博あり、一般の鄂博と同じく、石の堆塊に過ぎずと雖も、通行者は護身の神の所在として非常に之れを崇敬す、鄂博の南側に門の如きものありて碑を建つ、碑に漢文の記事

鄂博

閃電河は一名馬河、光緒三十一年創設し、今支那の牧場を特設し、新軍の北洋所成りたる。

分岐點

察哈爾地方に於ける支那民

張家口以來初めて樹木を見る

地字二號

及附近支那人は、皆多倫諾爾二府の管轄に屬す、昨夜は終始風吹きて時々降雪ありしが、風は朝に至りて歇みぬ、午後六時二十五分出發す、此地に於て余等の來りし道は分岐し、多倫諾爾街道は東北に向ひ、承德府街道は東南に向ふ、余は即東南の道を取る、沿道の地勢は丘陵起伏せる沙漠にして耕地なし、此地方察哈爾の遊牧地として配給せられたる土地なれば、支那人の住居を許さず、然れども閃電河人の言に依れば、察哈爾人の此處に牧するは、夏季のみなりとのにて、余等通行中は一の察哈爾のアイリをも見るなかりき、此如く人烟なき沙漠なるにより、チエレン人の無数の畜群は安く、且隨意に此地に牧せられ、余等通行中道路の兩側に多くの畜群を見たり、其内大なるものは二百頭を超ゆ、九時閃電河沙漠を通過し了り、廣くして長き都河凹地に入る支那人の耕地及住地として與へられたる地なり、支那人シチチユース樹(ブルガス)を植ゑ、其樹は美麗なる大木と爲りたり、余等が張家口を出で樹木を目撃したるは、之を以て初めとす、都河凹地を通過して、更に此種の支那村落あり、十時三十分、二十五號村を過ぎ、十一時四十五分、地字二號と稱する大村落に至る、此村は高丘の斜面に連亘したる村にして、嘉慶時代の創設に係り、現今二百八十戸あり、皆山西人及山東人なり、何れも農業を營み、剩

頭道河

八溝

餘は多倫諾爾に輸出す、此村を辭し、一時十五分潤如として眼界悉く開墾せられたる沙漠を通行す、此沙漠は坦々たりと雖も、東方に向ひ次第に高まり、馬車道は狹隘にして曲折多し、之に由りて三時に十八號村に至る、良家三十戸あり、是より二時間を経て、南流する頭道河に達す、其左岸約六七露里の處に、二ヶの岩石屹立す、一は長き絶壁狀を爲し、喇嘛山と稱せられ、一は圓くして五六ヶの圓錐頭石より成立し、遠見すれば古城の塔の遺趾に似たり、土地の支那人は之を爐子山(即爐の山の義)と稱す、五時四十五分道の右方約一露里の處に、サン、チユ、イル村を見る、此村には良好なる客店ありて、通常行人の休憩する處なりと稱す、然れども余等は之を過ぐるることなく、尙四戸のバトウを過ぎ、六時二十分同様の小水村に着し、之に宿る。

四月十三日、火曜、氣温午前六時零下二度、同九時十一度、正午十二時十五度、午後三時十六度、同六時十四度、同九時八度、

今日は風歇み晴朗ならずとも、暖かなる天氣らし、午前六時五分出發、昨日地字二號村より始まりし谷地の道に沿ひて行き、六時四十五分低き坂を超えて、八溝村に達す、村は名の示すが如く、嶽上に立てり、谷地は既に久しく少しつゝ上り此

處に於て狹隘と爲り、西側の山岳逼りたり、前記の低き坂を登りて、是等山岳の頂上に至り、前に大河溪流の縈帶紆餘する峽地を望む、河は處々氷皮を脱せざる處ありしとは雖も、既に冬眠を破りて水聲面白く聞かる、此河の岸を通りたるに、河床は漸く擴大し、水勢は主として泉水を集めて、亦益大なるを見たり、八時に至り河幅は既に二 **サイジエン** を下ることなし、此處に於て峽地は大ならざる平場と爲り、平場には許多の泉水より周圍五十 **サイジエン** の湖を形成し、大河は此湖に入りて更に流出し、是より **ウストウル** と改稱せらる、九時偉大なる **烏蘭山** を過ぐ、山は **ウストウル** 河の左岸に屹立す、紅色の岩石骨立するを以て此名を得たるなり、此山は遠望すれば鞍の如く、近けば巨大なる絶壁なり、十時五十分九神廟と稱する小部落に着きて、之に休憩す、七戸あり皆貧農たり、但美麗なる石造の廟あり、蓋豊寧縣と多倫諾爾管内とを分つ境界標として建てられたるものなり、此の如くにして、余等は、此地より承德府管下、豊寧縣即支那本部と行政法を異にせざる地に入る。

承德府は、康熙時代に於ては、現今とは少しく組織の根本を異にせりと雖、當時既に之を設置し、其境界を定めたるものにて、其時は應に分ち、中央に熱河廳を置

九神廟

豊寧多倫の境界

承德府管内に入る

管内行政改革の歴史

き、西南に喀喇河屯廳、西北に四旗廳、東に八溝廳、尙ほ東に塔子溝廳を置きたり、其の後八溝廳の北部を割して烏蘭哈達を置き、塔子溝廳の東部を割きて三坐塔を置けり、然るに乾隆四十三年（一七七八年）此の行政区劃は改正せられて、支那本部と同一の行政法に依ることと爲り、同時に行政区に現今の名稱を與へたり、熱河廳は管内の首都として府と改め、爾餘六ヶの行政区を管轄することとなり、八溝廳は第二流の行政区たる州と爲り、其の首府を平泉州に定め、爾餘五ヶの行政区は第三流の行政区たる縣となり、其の中心を（一）深平即舊喀喇河屯（二）豊寧即舊四旗（三）赤峰即舊烏蘭哈達（四）建昌即舊塔子溝（五）朝陽即舊三坐塔と改めたり。

十二時五分九神廟を出發し、名義のみの支那本部域内に入り、同じ峽地の道路を通行し、一時二十五分張平營子村に達す、二戸あり、是より峽地中屢孤立の樹木を見たり、此處にて峽地の景を撮影せり、之より少しく下れば景色驚くべく、河床は狹窄し、兩岸は高まり、深さ四分の一 **アルシン** に過ぎざる河は、時として厚さ四 **アルシン** 十一 **ウエルシヨク** に達する氷層下を流る、斯る鐘乳石を形成する、其れ幾何の時間を要したるか想ふべし、四時五十分峽端に至る、二個の絶美なる巖石あり、高くして、大さ之に稱ひ、一般に調和を得たる形状を示す、支那人は此處を

而會河北博南復而流廳屯平里百行隆南白于折而側對流折名會河北家山運境正東榮東
 東之自、河、灣、折、西、興、州、之、張、東、折、南、河、喀、喇、爾、八、四、共、興、銀、店、仍、折、之、大、南、始、來、藥、東、郭、鳳、東、旗、運、又、非

第四章 歸化城より張家口經由承德府に至る

し其の會流點より南折し上板城市の側を過ぎて白河口に至り、西より來れり前
 白河を合せ、次に東北より來れる老牛河を併せ、然る後東南流し下板城市の傍
 を過ぎて、西より來たる柳河を收容し、次に同じく西より來る車河と合し、是より
 平泉州境の門子哨に至る、承德府直轄地内に於ける灤河の流程は二百二十里に
 して、是より狭き區域とは雖、長城外に於て遷安縣を貫流し、次に平泉州の西部に
 移り、燕花川清河豹河を合せ、長城の潘家口に至り、然る後支那本部に入り以後河
 口に至るまで甚遠からずと云ふ。
 前記々述に依り、余は其記述の正否を能ふ限り檢すべく、見るべき箇所を容易
 に知ることを得たり、而して熱河紀略の示せる河の流向は、大體に於て正確なる
 ことを確めたり、即ち僧機圖村に於ては、河は實際東より來たり、其の谷地に沿ひ
 て殆んど正西に貫流し、然る後溝門子の峽地に遮られて南流に變ず、但し名稱に
 は多少事實に合せざるものあり、余は特に質問したることありと云ふにあらざ
 るも、此の河は皆灤河と呼び、上都河とは稱せず、故に灤河は小灤河と會流したる
 後、其の名を得とあるも、其の會流前より既に業に灤河の名あり、然れども灤河の
 名は遅く定りたるものなるべく、南方の支那人は灤河と稱し來りて、此の地に移

來事會河城運東自又來白河城運而會自于至境德里二共石南東之河送來流圖河子至
 會河之自、西、來、柳、柳、板、又、來、河、西、前、白、板、折、來、河、營、熱、承、八、境、至、東、而、宮、刺、北、合、瑪、遜、營

第四章 歸化城より張家口經由承德府に至る

住したるにより、多分其の影響に依りて此の名を定めたるものなるべく、熱河志
 編纂の時代は、察哈爾人の遊牧する頃にして、察哈爾人は北方と密接の關係を有
 し、多倫諾爾より北方に於ては、今も灤河を上都河と呼ぶを以て、當時も爾か呼び
 たるべく、然れば熱河志の記事も當時の記事として猶正鵠を失はざるなり。
 四月十四日、水曜、氣温午前六時一度、同九時十三度、正午十二時十八度、午後三時
 十六度半、同六時十五度、同九時七度半、
 午前六時二十分出發、僧機圖村より約二百 サージエン の處に灤河を渡る、橋は
 長さ一 サージエン 半幅一 アルシン 半の柳條籠に砂を填充し、之れを水中に投し、
 以て橋臺と爲し、之に板及枝條を渡し、其の上に塵埃と砂とを混じて撒布せるも
 のにして、豊寧縣知事の處置を以て架設せられ、長城内の支那と多倫諾爾との間
 の交通を目的とするものなるも、一般の通行者も何等の拂を爲すことなし、此處
 の河幅は二十 サージエン あり、水勢は溪流の常として急なり、瀬も多し、蓋處々巨
 大なる暗礁の横はるものも亦多かるべし、水深は概して大ならずして、一 アルシ
 ンに達する處は稀なり、然れども處々に個々の深處あり、左岸に特に多し、深處に
 は魚類棲息するも、細魚なるにより貧しき支那人も之を漁するもの少く、却て富

燕子窩及
白音溝

信仰の爲個々の地區を章嘉活佛に提供したりしにより、今も處々に其地所を存し、是等地所は該活佛の多倫諾爾のサン(金庫)に於て、之れを支那人に貸付くと云ふ、午後零時二十分支那村落燕子窩に到る、二十六戸あり、之れに休憩す、村落は谷の斜面にあり、谷底は大なる塊石散布す、土地の和尙は此の如く谷底の通行困難にして、村内を通行するの便なるを利用し、其通行者に對し、廟の維持費を出さしめ、一車に付事情に依り十吊乃至十五吊を徴し、之を拂はざるものには村内の通行を禁ず、勿論支那官吏の外は皆此不法なる要求に應じて出金す、而して支那官吏は之を目撃するも、黙許するのみならず、寧ろ之が爲め幾分かの贈與を受くるものゝ如し。

燕子窩住民は、土地を所有せざるにより、之を章嘉活佛のサンに借り、年額毎畝二百吊の借料を納むと云ふ、午後一時四十五分、余等は鹽を運びて豐寧縣に赴く所の二十五頭の駱駝群に追及せり、和尙は彼等に對しても、每頭二吊宛五十吊の通行錢を取りたりと云ふ、燕子窩より殆んど直に急峻なる坂あり、通行困難にして之れを燕子窩坨と稱す、午後三時頂點に達す、是れより白音溝に沿ひて降る、土地狹隘にして、岌々乎たる紅色斑文石屹立するもの多く、絶景の地なるも殆んど

小濼河

道路と稱すべきものなしと云ふも、不可なく、通行の困難なること未経験者に傳へ難き程なり、一溪流あり上流は幅半アルシンに過ぎず、之をチヨコ堂子と稱す、白音溝に沿ひて流るゝこと約三露里(一時間行程)にして、小濼河に注ぐ、余等は午後四時に至り白溝を出で、小濼河の流るゝ谷に入る。

熱河志には、此河にクルチレ河の別名ありと説くも、之を聞きたることなし、蓋古名にして今人の知らざるものならん、尙其記事に據れば、此の河は皇室の獵區に於ける興安嶺に發源し、最初は主として西南流し、其の間に許多の細流を集め、然る後南流してラスダイゲン城廓に入り、以後半壁山の側を流れ、四旗の所轄區域豐寧縣所轄、即ち白旗の領域に入り、尙は南流を續けて熱水溝峽地の傍を過ぎ、溫泉河を合せ、然る後郭家屯の東北側に於て濼河に注ぐと云ふ、此記録に據れば、余等が出でたる小濼河の岸は、其水源より餘り遠からざる處ならざるが如きも、河は既に西南流にあらずして、東南流なりき、而て其周圍の山丘を興安と總稱するや否は、聞く所なかりき、如何となれば、土人間には是等山岳中部分の名稱あるのみにして、而かも其名稱は、多くは是等山岳を分てる峽地に與へられたるものなれば也、小濼河の流るゝ谷は、初め幅三百サシエン以内にして、少しく下れば

都城子

稍擴がる、之れを繞る山岳は處々絶壁を成せども、白音溝とは比すべきにあらずして大部分は傾斜緩なり、而して是等斜面に樺の森林あるを見れば新奇なりき、但し今は皆落葉せり、五月一日の歸途之れを見たるに、既に木葉繁茂せり、草木の生育は非常に迅速なるを知る、午後四時五十分大ならざる都城子村に至る、六戸にして山の手にあり、山の手は都城子の名に據れば多分古都の土壁たりしものならん、是より峽地を十五分間下りて鶏爪子村あり、前者よりも迥かに大にして、特に前者よりも富めり、民家の内十一戸は極めて富裕にして、又其内の四戸は馬車宿なり、之より更に下りて小灤河の流るゝ谷にある村落は、多くは峽口に位置するが故に、村名に峽門の意味を附す、是種村落中余の見たるは、六時十五分に六道溝門兒四戸、六時四十分三三道溝門兒七戸、七時十分勃嘴拉子溝門兒二戸にして、谷及河は最後の村より殆んど直ちに正南に方向を轉じ、其屈曲點より半時間行き八時五分官地村に到着し之に宿る。

四月十五日、木曜日、氣温午前六時五度、同九時十四度半、正午十二時十八度、午後三時十八度、同六時十五度、同九時四度、

官地準備

官地は兵村と稱することを得べく、五十六戸ありて其内五十戸までは、鑲藍旗

兵にして、皇室の狩獵地を護衛するを以て任務と爲す、土地の支那人の言に依れば、此地は方形にして各邊四百里あり、獵地守備の爲、滿洲旗人中より特別隊を編成し、二人の卡拉達ありて之を統轄し、卡拉達は兩人とも唐山營に駐在す、隊の人員は千二百人にして、各年給二十四兩を受け、獵地の四周に置かるゝ兵村に屯して其任務を行ふ、但現今は帝獵なきにより、兵は野獸の防護よりも大木の盜伐を監視することを務む、但樹木は山岳にのみ生じ、谷地は耕地にして旗人の有に屬し、旗人自身之を耕し又は普通貧民に貸與し、借地料は北京に納めしむ、官地に於ける此種借地料は、毎畝小麥一斗とす、官地には兵及農民の外住居者なし、而して比較的大住民地なるに拘らず、馬車宿の二十戸に餘るに對し一の店舗なし。

六時三十分、此地を出で南行す、同じ谷に由り小灤河の岸を通る、河幅は此處に於て八、サージエン、あれども、深さは半アルシンに過ぎず、尙官地に在る時、既に表面砥の如き巨巖の垂下するものあるを認めたりしが、七時三十分近づいて見れば、是即半壁山にして、熱河志にも小灤河岸に之あるを説けり、小灤河は此山の脚麓を洗ひ、河底大石多くして急湍奔流す、道路は半壁山に沿ひて小徑と爲り、僅かに一馬車を通するのみ、但官地以後半壁山附近は勿論、尙下流の谷間も河岸に耕

地多し、然れども耕地のある區域は長からずして、半時間行けば小窩子村に至り、同村以後耕地は減少し、八時三十分に至れば谷は深砂地と爲れり、砂上を通行し、九時三十分楊溝門兒村に到る、谷は此處に於て左側より突出する窟窿山の巖石の爲に狭窄せらる、此岩は其名にも示す如く、前日 オンゴルホイ 烏拉に見たると同じき孔の貫通するものあり、其の孔は面上三十 サージエン の高さにおいて、幅一 サージエン 高さ三 サージエン 位に見ゆ、是等の孔の由來に關しては、蒙古人支那人其説を一にし、勇者の矢之を穿てりと云ふに歸す、半壁山附近にて小梁河を渡れり、此處は水深は十二 ウエルシヨク にして、二河床を爲し、各河床の幅四 サージエン あり、十時四十五分半拉溝門兒の客店に着き休憩す。

此客店は單獨家屋にして、二年前天津より來れる回教徒之を營む、土地は主人に於て買ひ求めたりと云ふ、但此處は砂石地なるを以て、支那普通の耕地單位畝に依らず、里を單位として賣買すと云ふ、主人の所有地は三里にして、其代金は八萬吊即約銀五十兩に過ぎず、而して課税標準としては之を十畝と見做すが故に、此廣大なる土地の地主の納税額も、一年僅々四兩五錢を超えずと、税は豊寧縣衙門に納め、同衙門は徵税の爲官吏を特派すと云ふ、但縣内滯納額は頗る巨額に達すべしと思はる、何と爲れば此の主人も二年間未だ税金を納めたることなく、收税官に對し第一回に二千吊子第二回に三千吊子の賄賂を爲したるのみと云へばなり、而して收税官は義務者に納税の資力なしと、衙門に報告せるなり、然れども客店營業税の逋脱は容易に行はれ難し、即ち當局者は各客店に止宿簿を交附して、之に止宿者の姓名、出發地、行先地及馬車の種類等を記入せしめ、其の記載不確實にして止宿者中に強盜殺人等の犯人ありたるときは、之を止宿せしめて、不確實なる記載を爲したる者は縱令共犯にあらずとも、隱匿罪として重刑に處せらるゝが故に、店主は非常に恐怖して其の記載を慎み、大馬車一輛五吊小馬車一輛三吊駱駝每頭二吊馬每頭一吊の税を納む、若し怠納すれば忽ち營業停止を受くるなり、次に熱河志の記事に據れば、此の地より遠からざる所に溫泉ありと云ふことなれば之を問ひたるに、平拉溝門兒の下方八露里の處より、之れに向ふこととなり、今より之を訪はんとす。

午後零時十五分平拉溝門兒の客店を出發し、道路比較的良好にして、午後一時熱水溝に至る、但此處は今溫泉溝と稱す、峽地に曲る處より、溫泉元までは十里と稱す、一時四十五分間を以て之に到着せり、此十里は誇大にあらざるが如きも一

熱水溝

時四十五分にして到着したり、以て道路の状況を察すべし、峽地の兩側の山岳は殆んど絶壁にして、峽底巨石散布し馬車は之に觸れて護謨球の如く躍りたり、全峽を通じて一溪流あり、溫泉と名づけ、幅は小澗河に注ぐ際に於ても、一アルシンを超えず、峽地には殆んど人烟なく、十里の間只貧困なる支那人の小屋二ヶを見たるのみ、終りに小家部落の大ならざるものを見たり、是即溫泉場なり。

此溫泉の發見時代、發見者、廟及療養所の建設者、及之を一の官營物と稱し得べくんば、其管轄者並管轄權の沿革は何人に問ひても知る者なし、但現今は支那人の和尙ありて、之れを管轄す、此和尙は三十四歳にして、姓名を照陽と呼び、同時に自ら格林、ツアガン 旗の蒙古察哈爾人と稱す、其言に依れば彼は教育を受くるため、兩親より此地在留の和尙の許に遣られ、其和尙の死するときまで滞在し、其死するに際し廟及溫泉悉皆彼の管轄理を移されたりと云ふも、斯る制度の起原及年代は彼も知らず、只百餘年前に在るべしと云ふのみ、造營物としては現今半壞の廟和尙及重患者並富裕患者を收容する堅固なる一個の土屋、普通患者並貧苦患者を收容する餘り堅牢ならざる二個の土屋、王の爲め二個の土屋(一は男子用一は婦人用にして各二個の浴室を備ふ)あり、此外患者看護の爲、察哈爾家族一

木
王白水熱

湯泉場

戸及土默特家族一戸あり、是等は傍ら農業をも營む、尙往時章嘉活佛が此地を訪問せしことあり、當時特に一個の土屋を建造せりと云ふ、現今の空虚なるもの即是ならんと見え、他の建築よりも尙尙良好なり。

此地に於て尤注目すべきものは勿論、溫泉其ものにして、溫泉は廟より約十五サージェン を隔つ、花崗石板を以て滯留槽を作る、其の槽は長さ四アルシン七ウエルシヨーク、幅三アルシン九 ウエルシヨーク 深さは支那の五尺即二アルシン三ウエルシヨーク 許あり、此槽と隣して更に一個の小槽あり、其槽には開きたる龍口の如き送水孔あり、此孔を出づる水は前記廟壁と並び立てる男子用及女子用土屋に通ずる花崗石樋に由りて流入す、土屋は生煉瓦を以て造り、内部は土壁を以て二個の室に分たる、各室には土造の架あり、脱衣して被服を置く所とす、尙別一個の浴槽あり、浴槽は地中に掘りたる穴にして、其穴に木匡を嵌めたるものなり、浴槽の上に設けたる孔の木栓を撤するときは、滯留槽より樋に由りて來る水は浴槽に滿ち、槽底の木栓を撤すれば、地下の排水管を傳へて流出す、此の如くにして其装置は凡て甚巧ならず、余は計温器を携帯せざりしたため不便なりしも、試に列氏寒暖計の木框に嵌められたるものを用ひて、汲み立ての浴槽中に投じ

たるに、一分間の後三十九度を示せり、勿論斯る高度の湯に浴するは患者の堪うる所にあらず、故に朝四時頃浴すべきものは、前夜より満たして約十時間を経過せしめ、夕浴の爲には朝六時頃より水を準備す、此の如く溜留槽より約十五サ―ジエンの距離を通りて來れる湯の溫度、尙三十九度に達するに、余の寒暖計は四十度を極限としたるにより、溜留槽の溫度は之を驗する能はざりき、泉質は鐵泉にして、僂麻室斯脊髓病及腎臟病並種々の皮膚病に効あり、水は清澄なるも槽底に於ては噴水の爲に生ずる泡沫の爲、眞の噴水口を見ること能はず。

入浴者は主として蒙古人にして、來浴期は蒙古の二月後半期より四月上旬まで、及七月十五日より九月十五日までを通例とし、各期に大抵四十回乃至六十回の浴を取るものを多しとし、一年來浴人員總計は二百人乃至二百五十人あり、以前は尙多かりしが、入浴中感冒の爲往々死亡する者ありたるにより、爾來其數を減じたり、實際に於て浴室は半壞に傾き日光を洩すの間隙あり、戸は殆んど之れを欠き、窓は例の空氣を洩らす支那紙を以て貼り、而かも破れて風を鳴らすの狀況なれば、入浴者が發熱性の疾病を得て死することあるは、固より、怪むに足らず、仍て和尚は凡ての設備を改良するため、三年前寄附金募集の爲め人を派したる

に、今現に二千兩を集め得て應募者多ければ、本年は廟より浴室及客室に至るまで悉皆修繕に着手する心算なりと云へり、現に職工をも雇ひ入れたるもの、如し、然れども浴客の談を聽けば、此地の衰頹せるは死亡者の出現よりも管理者たる和尚の行動に基くと多く、彼は不良漢にして、特に自ら蒙古人にあらず、察哈爾人なりと稱するは、蒙古人の既に好まざる所、且貪婪にして、浴客は通例其人浴に對して能ふ丈けの拂を爲すも、彼は此外に多くを取るの計畫を爲し、特に燒酎を強ふるが如きは浴客の最も恐るゝ所なりとのことなれば、彼が設備の改良を行ふとも其行爲を改むるにあらざれば、爲に大に繁榮を期すること蓋難かるべし。廟も亦荒廢を極め、石壁を存するのみにして、戸なく窓なく、紙貼の天井すらなく、土偶は塵埃に汚れ、中央は只鑄鐵製の香爐あるのみ、其香爐に題して曰く、道光八年承德府管下豐寧縣郭家屯管内白旗地古北口外湯泉溝の湧泉寺關帝廟の爲此香爐を鑄ると。

四月十六日、金曜、氣温午前六時八度、九時十二度、正午十二時十七度、午後三時十四度、同六時十二度、同九時九度、

午前六時四十五分、峽地に由り還る、其途中余は此溫泉が、果して熱河志所載の

熱水なりや否やを疑へり、同志第六十九章の記事に據れば、方言熱水溝と稱する温泉河は、源を豊寧縣白旗地郭家屯兵村の北三十五里ヤン山に發し、都城子の北百三十里に、此河と會流する溪流あり、河は是より南流して小灤河に注ぐとあり、此内熱水の發源地が郭家屯の北三十五里に在るとのみは、事實に符合するも、ヤン山は余の觀たる土地の附近に之れなく、又余の見たる温泉には會流する河川あることなし、而して此の地方には外に温泉は斷じてなし、而して此の處に於いて唯一の温泉は「グアチ」と名けらるゝものにて、熱河志も亦た之れを記す、兩温泉の記事比較的同じきに因て觀れば、第二の温泉も同縣の同旗地に發源し、特に都城子の北百三十里の處に於て小河と會す、著者は兩温泉を混同し、余の見たる温泉に實在せざる一河流の會注するが如く、蛇足を添へしにはあらざるか。

八時五分、更に小灤河の谷に出發したり、行くこと半時間にして湯泉溝行の道中の車體の動搖を免れ得たり、小灤河谷の兩側の山岳は、今や斷崖絶壁に比すれば、圭角なき坦々たる形状を示すに似たり、歸途の四月三十日には、是等山岳は野桃(タオル)の花を以て満たされ、此樹木は谷中甚だ多かりしを見たり、八時四十分三道營子村に到着したり、其村の前に於て、谷は石地と爲る、此村には二十三戸

三道營子

二道營子

あり、其内一個は廟とす、此村は谷の最後の部落にして、以後小灤河は谷の全幅を占め、單獨家屋及村落は山峽に在りて、道路は山岳及絶壁に沿ひて通ず、勿論谷は幅一露里に互るを以て凡て水なりと云ふにあらざるも、河流は殆ど毎月其位置を異にするが故に、滿谷水に洗はれざる處なく、從て石甚だ多し、九時四十分二道營子と稱する大村落に至る、四十戸ありて、壯麗なる廟を有す、村の地所は北京八旗に屬し、借地料は豊寧縣を経て北京に納む、廟は財神廟にして、支那の財神は比干と趙公明との二種あり、然れども此廟を守る者は察哈爾の喇嘛即「ゾンハウ」教派の僧侶なり、支那人は農事と家族とに執着し、其子弟を和尚と爲すものなし、故に喇嘛を雇ひ入れ、其喇嘛は廟に住し、供献と定式を行ひ、宗則に依り經文を誦す、是に由て之を觀れば、東洋人の宗教思想は只驚くの外なし、此喇嘛は支那人より廟に屬しての宿舍、所用の穀類及銀年額五十兩を受くと云ふ、十一時に至り谷は擴がりて幅一露里半と爲り、道路は其左側即南方に退くも、小灤河は其右方を保ち、是まで谷を包みたる山岳を出で、大灤河一名灤河に注ぐ、余等は谷を出で「リヤンツイ」「チーイン」「フオ」村を過ぐ、此村に旗衙門あり、灤河の谷地は是處より始まると云ふを得べく、此谷地は砂多く、其砂地は河岸より兩側の山岳の半に及ぶ、灤河

郭家屯

は此處に於て幅二十五サージエン水流は溝門子に於るが如く激せずと雖尙甚急なり、杭を以て作りたる橋梁に由りて此河を渡り、十一時二十五分郭家屯に達す。郭家屯は比較的大なる住民地にして、建物五百に餘る、其内公共建物としては、孔子廟佛廟及支那廟四ヶ所と回々教寺院一ヶ所あり、回々教寺院には阿衡僧侶一名あり、天津人にして昨年此に來れるものなるも、此地信者の少きを歎じつゝ、あり、但眞の郭家屯に在る建物は、十六戸のみにして、爾餘回教徒の家屋は四周の耕地に散在す、官衙としては巡檢即民官衙門あるのみ、支那人の小事件を裁斷し、重要事件は豐寧縣に移す、旗衙門は郭家屯に在らずして、之より二露里を距つる、リヤンツイ、チーイン、フオに置かる、商店は合計四十戸なるも其稍大なるものは十戸にして、本式の商家は只一戸の焼酎舗あるのみ、但他の種類の營業をも兼ね、爾餘商店は皆細小にして、一間の建物に過ぎず、專業としては指物類、鐵製品、皮革品の商業にして、皆工場を兼備す、次は細小なる原料品を商ふ者にして、尙煙草屋阿片屋及飲食店等あり、飲食店は言ふに足らず、煙草は主として多倫諾爾煙草にして、露國の アメルフォルト 煙草に似、一片の價四十吊とし、阿片も地方産にして、一兩に付四百乃至五百吊を値す、織物商店に於ては支那の大布最も多く、之を取

郭家屯附近の木村

扱ふ商店は、其產地たる饒陽縣より仕入る、此地は保定府管内にして、北京の正南約八百五十里に在り、但仕入の爲には出發するものなく、從來の習慣に依り饒陽縣の織元より、手代を派して注文を取らせ、其注文品を送達す、郭家屯に送らるゝ織物類は、通例通州に至り、然る後牛欄山、懷柔縣、楊各庄、密雲縣、古北口、豐寧縣を経て郭家屯に到着す、洋布及西洋布の如き西洋商品は、大布よりも高價にして、住民の需要少きにより、仕入高も極めて少量なり、但前記燒酎舗には此品もあり、且チツイチヨウ 及數反の其他の絹布もあり、但此等の品は其需要眞に少量にして、一ヶ年に各品二反づゝの賣行に過ぎざるが如きとあり、郭家屯商業中最有利なるは木材にして、附近の住民常に之を運び來り、習慣に依り棧に渡す棧は北多倫諾爾南豐寧縣まで商品を供給する倉庫たり、價は厚五寸の小舞材一本に付三百吊とし、厚七寸を超ゆるときは毎寸百吊の割合を以て之を定む、但大木は伐採禁止に係り、衛兵ありて之を監視するにより、此地に來る材木には大なるものなし、尙木材業は多利なるに拘らず、其從業者は只四戸にして、甚少きが如きも、是れ之に堪ふる資本家に乏しきが故にして、茶、飲食物、飲食品及綿布の如き商品は一年又は一年餘の懸賣なるも、木材に限り現金取引なるを以て、其營業は先資本を要

するなり、居住商人の談に依れば、此地商品價格は概して、不廉にして、一例を擧ぐれば豊寧縣よりも一割乃至一割五分貴し、是れ需要僅少なる外家賃等の高價なるに基因す、當地の地所は附近村落と同じく、北京旗軍の所有にして、商人中一人の土地所有者なく、皆之を借用するものにて、耕地借料は一兩乃至一兩二錢なるも、市街地に於ては二兩に上り、甚しきは二兩五錢の相場を示し、官公建物の外皆之を負擔すと云ふ、因に余は前に記述を忘れたりしが、官公建物中には凱旋門を加ふるを要す、此門には二本の煉瓦柱上に煉瓦積の横材を渡し、其上に同じく煉瓦を積重ねて作りたる十字形の裝飾を施す。

午後正一時郭家屯を出發し、爾後灤河の谷に由らずして、正南に屈曲し、ダベイパに至る峽地に向ふ、此峽地は初めは稍廣くして住民も少らず、一時三十五分に四戸のシャオサ、ゴル村、一時五十分に三戸のヤマ溝門兒村、二時四十分に四戸の小水溝村、及三時十分に二戸の嶺底下村を迎ひたり、但是等の村落は貧なること驚くべし、勿論所有地所の欠乏と不良とに由るなり、峽地は前記嶺底下村より著しく狭窄し、是より十分間行きて急坂となる、此坂は三個の凹地より成立し、上下各三回して超えざるべからず、而して險阻の度は歩々甚急に増加す、故に通行特

に困難なり、勿論道路の他の條件も良好ならず、三時五十分辛うじて頂上に到着したり、頂上に於て三人に會へり、賊徒ならん、馬夫は大に驚けるものゝ如し、此地は峽地紆餘し人烟稀少なるに因り、盜賊常に徘徊し掠奪を被る者少らずと云ふ、彼等は我行を追跡し來れるも、歐人たるを知り且余等に武器ありや否やを檢したりしに、余がラフオシエ銃を示すに及び、大に驚きて最近峽内に遁去せり、此嶺の南側は昇降更に急にして石多し、初めて村落を見たるは四時二十五分にして五戸あり、此地方の山岳には獨立樹木少からざるにより、此村住民は皆指物業を營む、五時二十五分に、四戸のユスチー村、四時四十五分に三戸のフリヤオ、ゴウ村を見たり、此兩村附近には既に僅少の耕地もあり、山岳はユスチー村より絶壁狀を爲し、唯一の植物として只今満開の野桃あるのみ、歸途四月二十九日には既に花なくして、今は見えざる青葉茂れるを見たり、六時大北溝門子に到着して之に宿る。

四月十七日、土曜、氣温午前六時六度、同九時十四度、正午十二時十八度、午後三時十八度、同六時十四度、同九時九度、

朝は静穩陰曇溫暖の天氣を示し、四山雲密にして頭頂を露はさず、六時三十五

牛園子

分出發して、南々東に方面を取り、峽地の通行を繼續す、此邊の峽地は、**イン、ダオ、ゴ**ウと總稱せらる、十五分間行きて**シエン、ゾ、ル**村に至る、近頃移り來りたる山西人の二戸あり、七時十五分牛園子村に至る十一戸あり、富裕にして清潔なれば見て快なりき、中にも支那人たる回々教徒の住宅及客店を勝れりとす、回々教徒は門に亞拉伯語を書せる紙を貼り、又客店の支那文字看板には回教徒たることを示せるにより、之を識別するに困難ならず、峽地は是より石益多し、八時二十分頭道營子を過ぐ、四十戸と二廟あり、廟は南北兩端に在り、南端の廟は其碑文に依れば、乾隆三年の創建に係る、此村に於て**ジンハウ**式の**スブルガン**(塔)の半壊せる者あるを見る、其構造及佛像の形狀何れも**ジンハウ**式を發揮せり、今日までの旅行中余等の見たる人は、多くは田園の人又は家居の人にして、旅行者甚だ稀なりしが、今日は豊寧縣に枝條を賣りに行く牛車二輛を追ひ越せり、枝條は長一 **アルシン**半乃至二**アルシン**の樺枝にして、二十五本づゝ束ねたるものとし、市價は一把に付十吊にして、一車の積荷は五六百吊の價ありと云ふ、更に進みて三頭の驢に荷を駄したるものに出會せり、驢を先きに立て、行く、多分遠路旅行者なるべしと察し問ひたるに、豊寧縣の農民の多倫諾爾に馬を買ひに行くものにして、古北口

家畜商況

茶を携へて馬に代ふの慣習

に於て通常多倫諾爾人の飲用する**シャンピヤン**茶を購買し、之を多倫諾爾に於て販賣し、其代金を以て牝馬を求むる心算なりと云ふ、是此地方の住民の勞畜を購買する常習にして、多倫諾爾人は常に進で彼等より**シャンピヤン**茶を買ひ取る、是は店舗の價よりも一斤に付百乃至百五十吊廉なるを以てなり、而も農民は尙利益を收むるが故に、此地に於て求むる勞畜は農民の爲には廉價の者と爲る計算なり、尙彼等の言に依れば、現金を携へて勞畜購買の爲に赴く者は、百人中僅々二、三人にして、其他の者は皆茶を携帶す、但茶以外の商品は販賣困難にして、利益薄少なるを以て、之を齎すは習慣にあらずと云ふ、九時二十五分二道營子に近づき、遠く男女の盛装して群集するを見たりしが、村の中央には、**ヤン**を以て蓋ひたる劇場あり、演劇は既に開始せられ、群集は觀覽中なりしに、余等の到着は大に彼等を驚かし、觀客は劇を棄て、余等の馬車に近づき、俳優も扮装の儘奔り來り、皆外國人を見んと争ひ、余等は其群集に妨げられて、馬車は殆ど停止せんとせり、此村は三部落より成立し、第一は九戸、第二は七戸、第三は六戸あり、群集は此三部落を通じて、余等を送らんと欲せしが如きも、余等は第二部落と第三部落との間に於て、北京に行く三百六十頭の羊群に追ひ着き、塵雲濛々群集は第二部落以往に進

北京に送
る羊

む能はずして余等の通行を自由ならしめたり、此羊群は多倫諾爾に於ける北京肉商が、一頭一兩九錢づゝにて買ひ集めたるものなりと云ひ、余は大口賣買として此價の不廉なるを驚きたりしが、是は曠原羊にあらずして、多倫諾爾醃肉商より買ひ取りたる飼養羊なるが故に然るを知れり、斯る羊は北京到着後は毎頭二兩四、五錢の價格に上るべし、沿道の客店には此種家畜の宿泊の爲め、圍を施したる大なる收容所を設け、毎頭半吊の料金を輸送者より即時拂として受領す、但飼料は一定の標準に依り、頭數に應じ店主之を供給し、其代金は荷主との計算簿に記入して、後に計算を爲すの習慣にして、輸送者も其費額を知らず、荷主は皆客店に對し斯る信用を有するなり、是より暫行進して此種の家畜業者に逢へり、彼等は北京より家畜買入の爲、多倫諾爾に赴きたりしものにて、二人騎馬にて之に赴き、道中は必要なる被服を容れたるダリンの外、何物をも携帯することなく、賣買契約成立すれば、代金は北京より爲替を以て送達すと云ふ、是より沿道の谷は漸く狹窄し、多石地と爲り、藍家營子ツンダイに着きたるは十時三十分なりしが、同村より耕地は山の斜面のみに見えたるのみ、尙行くこと半時間にして、濶如たる豐寧縣谷地に入る、此谷地は西北より東南に延亙し其延長は約十五露里若くは之を超ゆ、谷

藍家營子

地の西部にはダシー河あり、此河は西北より此谷地に注流す、谷の出口の殆んど側近にシヤン、ゴル、インザ村あり、十一時之に着きて休憩し、午後零時三十分出發豐寧縣への道を繼續せり、此地方は一面連續せる耕地にして、村落はシヤン、ゴル、インザ、豐寧縣間に只二ヶを見たるのみ、而かも其一ヶは道を距ること三露里なりき、此村落はシー、ゴウと稱し、陶器を以て附近に知られ、地方の壺、鉢及茶碗等は皆シー、ゴウより出づるものを用ふと云ふ、道に當りては午後一時十五分に、只一村落を見しのみ、長佛寺ツンヤスと稱し、十二戸と一夫廟あり、此廟は豐寧縣人大に崇敬し、屢參詣するを以て村は之を以て聞ゆ、之が爲兩地間には原野に良好なる道路も通ず、余等は之を通行して二時二十分豐寧縣に達す。

豐寧縣市

豐寧縣は既記の如く、乾隆四十三年始めて縣の首府と爲りたる小都會にして、其以前は土城子と稱し、土壁を繞したる八旗兵の駐屯地として知られたり、然れども現今此歴史を知る者少く、且土城子の舊稱も住民にして、之を知るもの極めて稀なり、現今の豐寧縣は谷地の中央ダシー河左岸に在りて、其岸を距ること約一露里なり、此の如く河に遠きが故に、住民は毫も河水を使用するものなく、殆んど各家に井戸を設く、余の宿りたる客店の主人の子息にして、警察の小使たる

者の語る所に依れば、此市の戸数は郊外をも加へ千六百戸にして、公共建物中主要なるものは、ゲシエル、スメ、(關帝廟)九神廟、文昌廟及佛爺廟とし、各劇場を附設す、外觀亦頗る可なり、次は知縣衙門にして、之と並び宏大なる穀倉あり、縣の耕地税は穀納にして、其率は土地良否に依り、播種地一畝に付一斗乃至二斗とす、市の附近に於ては一畝の收穫は、小麥一石二斗に達し、税率は二斗なり、税は土地の穀倉に集めたる後、必要に従ひ承德府に送る。

知縣衙門の他の側傍には、四爺衙門、即牢獄長(典史)の役所あり、牢獄を附設す、又是等官衙と全く離れて、衛戍軍隊とも稱すべき、八旗兵二十四人の兵舎あり、知縣四爺及章京は、市に於ける最高長官にして、是等官衙を統轄し、其管下に多くの下級官吏あり、一例を擧ぐれば、知縣の下に在る衙役は、定員及非定員を合せ五百人に達し、市の防衛、書信配達、犯人の拷問、並刑の執行、知事旅行中の護衛等を司る、四爺の部下亦四十五人を下らす、但章京は兵二十四人を管轄するのみ、是等雜輩は皆官威を弄し、各家各舖は拜跪して之を遇す、余は之を實見せり、衙門の書記官及事務官に至りては、其尊大なると素よりにて、加ふるに知縣より衙役に至るまで、收賄者ならざるはなし、一例を擧ぐれば、知縣の部下は一年の四大祝祭日、知縣誕

警察事務の利益

生日、及着任記念日には、贈物を提供せざるべからず、任官の時又は職務代理を爲す時亦同し、其他の長官の部下に對する行爲も亦同様なり、客店主の談に依れば、其子息を非定員衙役と爲すため、知縣に銀三十兩を提供し、其後之を定員に編入する時、更に百兩と知縣夫人の服地として支那八絲一反を贈れりと云ふ、而かも之が爲め此父親は今は目的を達し得るもの、如し、子は現今の年收三百兩乃至三百五十兩を下らす、而して知縣に對する贈與は、下級官吏なるを以て年額五十兩を超ゆるとなしと、然れども亦曰く官吏の收賄は、余の生活難の主因にして、其子の收賄の爲他人の生活難を招くことは想像せざるか如し、税金も少額ならず、市街の地税は每畝二十兩、場末は同十五兩、郊外は同十兩なり、加之廟費、警察費及救兒院費等の雜税あり、家根建築費は一間に付銀二十五兩を下ることなきにより甚困難なり、是れ材木の缺乏に基くものにて、材木の缺乏するは附近に樹木なきが故にあらずして、樹木の伐採は郭家屯人の專業と看做し、何人も之に着手するものなきが故なり、仍て板一枚買ふ爲にも、郭家屯に赴かざるべからず、故に材價は少くとも二割五分の高値と爲ると、而かも豊寧縣四圍の住民は、各戸の伐木に従事し、豊寧縣に輸送せずして郭家屯に出だす、主人は之を以て習慣の然らし

ひる所なりと云ふも、營業者の言に依れば、郭家屯材木業者は隨時之を引受け、且一定の價を拂ふも、豐寧縣人は實際必要を感じても、必要なきが如く粧ひて之を拒み、且價格の低減を強ひ、尙警察官の壓制ありて、遂に損失を招くに依り、伐木者は之を避けて木を郭家屯に出だすなりと云ふ。

豐寧縣は前記の如く、餘り大なる都市にあらずして、人口は九千乃至一萬を超えず、市街は長き一條街と稱すべく、横町の數は少からずと雖、皆五六戸の並び立つものあるに過ぎず、大通りは殆んど皆客店、馬車宿、及商店櫛比し、商店は百十四戸あり、但一の專業店なく、皆雜貨を販賣す、此地は長城に近く、富裕者の大口買物は、支那本部に赴きて行はるゝが故に、此地には專業者の大商店の存立すべき理なく、高價品の賣行きの如き極めて稀なり、故に此地の商店には、織物、粧飾品、金屬品、茶、菓子等皆同一店舗に備へて之を販賣す、是等諸品の價は詳ならざるも、概して歸化城に比すれば、勿論張家口に比しても廉なりと云はざるを得ず、外國織物類の内、此地に見ゆるものは左の如し、

豐寧縣商

名 稱

花其人頭粗洋布

一反

三兩以内

同下等品

花其飛龍斜紋布

同

二兩未滿

同下等品

白漂布(幅三尺九寸)

同

三兩三十分

本品の高價なる理由詳ならず

同

三兩

其他毛織物、金巾及、吳服は甚だ僅少にして、之を所持せざる店多し、而して店員は殆んど一反の價を知る者なく、被服の長さに斷ちたるもの、又は一尺の價を知るのみ、但其小買價も張家口及歸化城に比すれば廉にして、打連布の服に切りたるもの、銀七錢即此地の千百吊にて、西洋布は一尺に付六十吊約八哥半とす、紅色物の店は夥多にして、服地を買ひ得べきもの二十戸に達す、彼等は其商品を天津通州よりも仕入ると雖、猶北京を主要仕入地とす、而して仕入の爲には通例一年に秋季一回、即ち農收後農民に就き、少々つゝ粒穀及粉を集めて充分買入れたる後、之れを携へて北京に赴き、之れを東壩又は東齊門に於て販賣し、其收入を以て北京に紅色物を買ふ、而して大口購買を爲すときは廉價なるにより、大抵二三人聯合して買ひ取るを常とし、各組合は大抵北京より駱駝百馱を輸入す、住民の談

によれば此地にて、此仕入法を用ひざるものは只ペイ、ヂヤン、シン商店のみにして、此商店は現金を以て北京に赴くと云ふ、此商店は此地に於て最も富めりと稱せらるゝを以て余は之を訪問したるに、別に多く特記すべきものなく、只天津にも商店を存するを以て、商品種類も多く數量も稍多きが如し、然れども織物及雜貨の仕入高は、毎年駱駝百二十駄即千七八百布度を超ゆることなく、且其内には鐵製五徳茶碗、銅器、陶器及石造飲食器等の重量物をも加はりたるなり、此店は茶を以て主とし、特に支那人の飲用する、**シャン、ピヤン**茶を輸入し、一年に駱駝三十頭即約百二十包を仕入れ、専ら斤賣を爲す其價は品質に依り、一斤に付四百五十乃至八百吊、即約七十哥乃至一留二十哥とす、故に此地に於ける最大商店の仕入高も、一年に百五六十駄を超えざるなり、是れ此地には毫も輸出業なく、只土地の需要に應ずるのみなれば、是より多きを仕入るゝときは、賣捌の方法なきに苦むの結果となるが故なり、而して商品輸入の際、北京より古北口までは、郭家屯記事に述べたる道路に依り、又豊寧縣より古北口までは、朝出發し通例第一は博羅臘兒に休憩、興州に宿泊、第二日は十八盤嶺に休憩、三岔口に宿泊、第三日正午古北口着の順序にして、豊寧縣と支那本部との交通上是れ以外には殆んど途なく、時とし

ては此地の商人、土産の阿片を販賣するため、獨石口に赴くものありと雖、其れより前進することなし、但し此の運送には輓畜の數を少くするが故に猶ほ前者と同しく二晝夜半を要し、稀には三晝夜を要す、即ち通常は王家營三十里、ヤン、ヂンザ四十里、大關兒四十五里、シン、シン、エル四十里、獨石口六十里に休憩又は止宿して之に赴くなり、但豊寧縣の阿片は郊外町及其附近に作られ、商界に於ては**フア、グ、トウ**と稱し、品質甚優良ならず、價は一兩に付四百乃至四百八十吊とす、豊寧縣は獨石口に阿片を出だし、北京及支那北部に穀類を出すの外、何等輸出品なく、家畜は概して不足なるにより獸毛獸皮も亦土地の需要を以て盡く、但穀類の輸出は商品購買の爲、粒穀及粉を北京に送る小商人の外、四大穀商の專業者あり、余は是等商店に關しては、市内に其店舗ありや否も知らざりしが、彼等は卸賣を營み、市内より穀類を輸出するが故に、其業務の根據地は市外の事務所及倉庫に在り、是等商店は此地に於て第一等商に算せらる、而して取引の量に於て、之と匹敵し得べきものは、六戸の焼酎卸賣商なるべく、是等商店も亦店頭にあらずして、倉庫に於て業務を行ふ、尙支那人は此地の二戸の兩替商も、常に富商の中に加へらるゝと稱するも、其業務は狭小にして、只銀を吊錢に換ふるのみ、現今吊の相

場は張家口よりも廉にして、銀一兩に付張家口は千五百十四吊なるも、此地は千五百五十吊とす。

豊寧縣の商店は、支那各都市の商店と同じく、棺指物、銅器等の工場を兼ね、其中染織業は只三戸にして最利ありと稻す、而して歐洲産織物は悉く素地の儘輸入し、土地に於て着色するが故に、營業者は常に繁忙なりと云ふ。

豊寧縣の住民は、附き纏ひて煩はしく、且粗暴なり、余等の滞在中群集は終始之を見んとして、客店を離るゝことなく、玻璃代用の窓紙に孔を穿ちて、悉く破損せり、店主は其損害に就き苦情を唱へ、余等も餘り愉快には感せざりき、破られたる窓は終夜風を鳴らして強く眼を冷却せしめ、之が爲翌日は漏液眼險に凝着し、辛うじて眼を開くことを得たり、爾來眼の疼痛と發熱強かりしため、出發後は手巾を以て繙帶し、半盲目と爲り旅行し、十八、十九、二十日は日誌も殆んど書くことなく、馬車宿に着けば鉛膏を貼りて、終始横臥せり、此の如くにして、二十日午後五時十五分熱河に到着せり。

豊寧縣の住民の皮膚の表面

承德府に至る前途

第五章 承德府（熱河）

（自四月二十日至同二十六日滞在）

市の沿革並衰頹の原因——市の外觀——郊外並其公共造營物——市の商業——地方産絹布及喀喇沁旗の養蠶——宮殿及庭園——熱河に於ける喇嘛寺院——薄仁寺廟——熱河附近の棒錘山並其碑

承德府市及其管下は蒙古人のアルデミ、タガカクサンフーと稱する行政區にして、支那人が其創立尙餘り古からずと爲すは、全く根據なき説にもあらざるが如く、清朝以前に於ては、此區域は支那の管轄にあらずして、全部喀喇沁系なる蒙古人の占居せる處なりしが、此民族が滿洲人に隸屬し、滿洲人が大清帝國を創建するに至り、初めて支那人の移住を見るに至れり、勿論歴史に據れば、此地は往時幾度か清朝に屬し、又幾度か清朝を離れたる形跡ありと雖、處々に散在せる往時の許多の記念物は、此地に支那文化の傳はりて燦然たるものありしことを、今尙明かに語るものなり、但現今に於ては、教育ある支那人と談ずるも、其詳細なる事項を聞くこと能はず、蓋承德府は、支那人の注意を集めたること、清朝時代の如きはな

市の沿革並衰頹の原因

く文物典禮燦然として美觀を呈したること又清朝時代の如きはなく、其實際に世に現はれたるは、康熙時代より始まり、且其名の知られたるは、此時行政區として廳と爲りたるが爲めにあらずして、帝が避暑地、獵地及遊樂地として之を選びたるが故なり、爾來支那人も歐人も、此地に注意を拂ふに至り、支那の學者連は其歴史地理を研究して詳細なる記述を爲し、詩人は詩に詠じ、美術家は圖畫に寫し以て之を稱揚せり、蓋承德府の黄金時代は乾隆時代(一七三六年—一七九六年)にして、帝は承德府を支那の都市と爲し、行政區としての位置をも進めたりしが、後の歴代皇帝も此地に行幸せりと雖、支那人の言に依れば是等皇帝の内には、市の爲に何等施設を行ひたる者なく、特に乾隆の第三代の皇帝(咸豐帝)は、此地滞在中殂落せり、是より清朝歴代は之を不吉の地と爲し、又其不幸を招かんことを恐れ、行幸することを遏めたり、宮殿は今も衛兵ありて之を守ると雖、修繕を加ふることもなく、荒廢に委せられ、其什寶は衛兵之を盜取して散佚に歸せり、支那人の言に依れば市は斯の如くにして年々衰頽に傾きつゝ、ありと云ふ。

而して是も怪むに足らず、承德府管下は本來支那本部にあらず、其行政制度は支那本部と同一のものはる。雖、住民は尙管下の地を以て蒙古盟に屬する異

住民

人種の土地と爲し、只人口稠密土地欠乏、衣食を辨するに窮する支那諸省住民の爲、開放せられたるに過ぎずと爲す、實際に於て此地に移住し來るものは、支那本部に於て遠親の援助を有せざるは、勿論親族中にすら頼るべきものなき窮民のみなるを以て、住民が此の如き觀念を抱くも故なきにあらず、而して斯る細民が此地に於て産を立て生を營むとは、極めて困難にして、其生計の拙劣なるを言語に絶す、恐らく郷里に在りし時と異なる所なからん、其結果として最も著しきは社會救策上の混亂にして、其混亂は昨年(一八九二年)より鎮靜に歸したりと稱するも、實は今日に於ても尙秩序整へりと稱し難し、前記の如く此地の住民は支那の無資産者なるを以て、毫も市の膨脹及文化に資する所なきは自ら了解すべき所なり、市は本來堅實なる大市街と爲るの要素に乏しく、四方は高山峻岳屹立して、厚百四五十露里の隔壁を形成し、市に往復する商路は極めて不便にして、商業上の繁榮を期することも亦不可能なり、余の見たる所に依れば支那人は東北蒙古の商業に在りては、殆んど凡て承德府を措き、一層直接にして且便利なる道路に依りて多倫諾爾に向ひ、東南蒙古及滿洲境界地の商業に在りては、亦迅速にして容易なる海路を取り、以て牛莊及山海關に向へり、近來汽船業の發達は特に海路

の交通を頻繁ならしむが故に、承德府の繁榮したるは、只離宮として皇帝の行幸ありし時のみにして、宮殿の關係疎遠なるに至り、市は殆んど何等の意義をも有せざるものと爲り、行政區劃としての昇格も市の生活上助くる所甚鮮少なり。

承德府は主として官都と稱するを得べく、管内の首都として官廳の此地に在るもの少からず、從て官吏特に下級官吏の在住するもの甚夥多にして、都統の配下には滿洲八旗兵二千二百人と、綠營に屬する支那兵八百人あり、而して官殿の守衛としては、別に種々の官吏あり、衛官の一部分は土地の住民より撰任し、一部分は北京の内務部より派遣せらる、而して北京より派遣せられたる者は、北京に於て現役に堪へざる老兵、北京に於て蕩産せる宮内官吏、及宮中又は府中に勢力ある官吏の親族たる無能半痴漢より成立し、是等人員は只食を與ふるために派遣せらるゝものにして、總員五百人を超ゆ、尙同じく官祿を食める二千人の喇嘛、及三百人以内の和尚も此部類に屬するものなり、而して承德府は他の各首府と同じく外來者多く、寺院禮拜者亦少からずして、是等出入一定せざる人員は、市住民を煩はすこと尠少ならずとせず、此の如き住民の組織なるにより、市の外觀も大抵推知するに難からず、以下其狀況を記さん。

市の外觀

考 欄

西方より市街に入り、光天地日門を通過すれば、先づ支那に見られざる建物の離散と宏大とに驚き、且離宮地の住民は市街風にあらずして、別莊風に生活するを見る、然れども是れ市街の眞物にあらずして、此地は尙眞の市街にあらざるなり、營造物の内最大なるもの三個あり、即ち考棚にして學位及官位を授くるため、學生の試験を行ふ官衙にして、受験は毎年一定の期限に管下各地方より來集す、故に官衙は平素は空虚なれども、余の到着したるときは恰かも試験期なりしため、百餘人の青年門前に集合雜談し、反覆牆壁の告示を讀めるを見たり、然れども門は固く鎖されたり、是は不良漢の侵入を防ぐため試験の日に至らざれば開くことなしと稱す、但受験者中試験期日を確知する者なく、只本月二十五日以前なりと云ふことのみを聞きたりと云ふ、蓋北京より試験委員長の來着を待つものにして、其來着後にあらざれば期日確定せざるなり、又受験者は毎回通常六百人に達するも、今日まで到着したる者は尙四百人内外に過ぎずと云ふ、次に考棚と並び、(ロ)老師衙門あり、承德府の高級教官兼試験官の衙門とす、第三は、(ハ)府衙門にして、前記兩廳舎の二倍大あり、管下一般の事務を視る處にして、之より遠からず監獄と主廟あり、廟は關帝を祭り、城隍廟と稱す、是等官衙及廟の對側の市街は旅

(補) 老師衙門は教師衙門なり

舎及小舗兼飲食店にして、是等飲食店は主として下等客を相手とし、府に用事ありて来る者の餓を醫する處とす、入監者に面會を求むる親戚故舊が其手續を容易ならしむる爲、看守を要應するも此處に於てす、又看守等は嫌疑者、及其親戚より騙取若は盜取したる物品を此處に齎して賣却すと云ふ、旅館も亦府に召喚せられたる者、及受驗者の宿泊する所にして、是等は大抵一、二日の滞在客とし、其れ以上滞在を要する者は、市内の旅舎を撰ぶ、是れ市内には店舖も多く人口も多く、且種々の娛樂機關も多ければなり。

住民の考に於ては、承德府市と稱する部分は前記官廳區と商區とを分てる、凱旋門即叙惟功九門より始り、商區は(イ)西端より東に亘る中央の西大街、(ロ)其左方の糧市街、(ハ)右方の漢河岸に沿へる漢河頭街より成立し、漢河頭街は東南隅に於て漢河と離るゝ處より、エルサン、チユイ(二仙居と稱す、是等三條の街路は何れも眞直ならずして、且充分に整齊ならず、支那人は市の美觀を度外視するものか、又は各人各自の自由を許すものか、家屋の建築に際しては單に自己の利便のみを打算し、或は市街より退き或は市街に突出して家を設くるにより、街路は廣狹直歪一ならず、加之市は自然地理上に於ても甚不規則にして、市街の所在なる峽地

郊外並其
物共造營

は西方に於て正しき線を成すも、東に至るに従ひ東南に屈曲するが故に街路の方向も勢ひ之に従はざるを得ず、尙前記三街路の外二三十箇の横町あり、是等横町は人家の密接すること大街路と同じけれども、非常に不潔にして且狹隘馬車を通し難き處なり。

市の所在なる谷は水流に富む、然れ共其水流は殆ど皆市外に遠ざかるにより市の給水は極めて不便にして、住民は皆井水を用ふ、其内熱河は市街の東南端を流れ、市街の東方及東北方には、住民がドウンダ河又は青龍河と稱する稍大なる河ありて市街を繞る、此河は武烈河とも稱す、但し市街より約二露里を距つるにより市住民は之を利用すること能はず、又市の西南隅及東隅には漢河流る、此河は市の南方にある南山より發源し、屢、涸渇することありと雖も、一、二月の解雪期及六七月雨季には、氾濫して水勢猛烈なるものあり、其河床は十二、サージエンに達し、住民は其兩側に石造防水堤を設く、又北方山岳より出づる流水溝子は、前者と同性質なるも、幅は四、サージエンに過ぎず、而して市の中央を流ると雖も、満水の時に於ても家畜に飲ふに足らず、住民は塵埃を此河に捨て、又満水の時排去を便ならしめん爲、邸宅廁等を掃除し其不潔物を河に投ずるの習慣あり、故に此

市の商業

西大街

河は益、雍塞して不便なるに至れるなり。

西大街は二部に分れ、市の西端府衙門及凱旋門より、流水溝子の北部に架する紅橋に至までを一部とし、此部分は商業最繁榮の地にして、豊富にして比較的美麗なる店舗百二十四戸あり、店舗の多數は粧飾品及雜貨類を販賣す店主は主として天津及北京人にして、支那雜貨及外國雜貨を賣し、之を販賣す、雜貨中主要なるものは、種々の花瓶、陶製及木製の椀、阿片飲用器、烟管、煙草袋、管の吸口、價眞珠、腕飾、其他の懸垂飾具、帶、手巾、絹糸、綿糸、針項(裁縫の時)、硝子畫、冠球等とし、外國雜貨に在りては玩具尤多く、次は懷中時計、懸時計、置時計、肉刺、碟、文鎮とし、總て是等諸品の價格は高價ならず、一例を擧ぐれば石油ランプの艶消玻璃製品にして、銅製の點火口を有し、ホヤありて燈蓋なく、高さ九ウエルシヨークのもの六百吊、即露貨約八十哥にして、錫製釣ランプの銅製點火口と、玻璃製ホヤを有するものは、言値三百五十吊なるも、二百七、八十吊即約四十五哥までは低減すべく思はる、但是等店舗には織物は殆ど之を備ふるものなく、此品は山西商人之を販賣す、山西商人は主として汾州人にして、大街道に由り保定府に出で、北京又は天津に立寄りて歐貨を仕入れ、第六章道路の處參照、郷里よりは支那の生産品たる大布及打連

布等を持參す、是等雜貨店及織物店の外、西大門街には尙若干の履物店、三十戸の藥局、竝藥舖、菓子燒製舖、銀細工屋、素燒陶器舖、燒酎及油を容るゝ編籠篋工場、竝店舖及一戸の毛氈マオダン舖あり、製造品として机とす、机は脚を折込み得べき構造にして、上部の板の表面及側面に繪を現し、漆にて塗らる、其賣價は大小と仕上如何に依り、一脚に付四百吊乃至千五百吊にして、大街には其販賣舖十戸あり、次に木製品として木根を削りて作りたるが如き、重ね函の奇なるものあり、同じく花瓶あり、茶碗あり、不具なる支那の木像あり、猿あり、其他の動物等あり、動物の像は何れも兒童の玩具とす、是等も皆木根を以て製するものにして、是木は支那人之を冬青樹と稱し、針葉樹の一種にして常に青しと云ふ、又西大街及其續きなる牌樓街には、古手専門の店七十八戸あり、商品は殆んど皆北京より仕入れ、其内には常に多量の絹布製日常服及會て高價を唱へたるへき絹布製クルマの金絲を以て龍虎を織出したるもの等、甚豊富なり、是等高價品は北京宮内大臣、其他中央政府高官の廢品にして、承德府の同種の官吏中資力の前者に及ばざる者之を購買す、概して承德府の官吏は其資力北京の官吏に及ばざるも、尊大にして邊幅を飾るの傾向は、北京官吏に劣らざるが如し。

ハイビヤ
フイウン

紅橋は長さ僅々十六歩、脚約五サージエンに過ぎず、西大街は此橋より二條に岐る。但此部分は新に出来たる市街にして、西街中稍、右に偏し北に向ふものを西大街の續きと爲す。此街路の殆んど初頭に、ハイビヤオ、フイウン、凱旋門あり、街路は此門より牌樓街即凱旋門街と呼ぶ。又此門より若干歩を距て、火神廟あり、此地火神は紅色即火色の顔面を具へ、同じ色の一車輪上に立てる勇者を以て之を象り、特に萬靈官の名あり、又同時に之を以て宇宙に住む所の、凡ての精靈の代表者と爲す。此廟より牌樓街は更に北に向ひて延き、右側に一小街を分つ、之を火神廟街と稱す。是より東に至るに従ひ、牌樓街は狹隘不潔にして、歪斜し不良の小街となる。此街路中公共營造物の内最良なるものは武廟にして、關帝を祀る。關帝は蒙古人之をゲシエルと呼ぶ。廟は街路の最東端に在りて、宮殿の墻壁と直接す。廟の東壁は政府に屬するものなるを示すものにて、案内者の言に依れば、廟は實に北京宮内省の管轄なりと云ふ。然れども其建物は現今全然放任せられ、其大門前には塵芥山積して、近づき難し。尙牌樓街には店舖三十九戸ありて、殆んど過半は肉商を營む。此外旅舎、飲食店、喫茶店、烟局等の類甚だ多し。此街の東端は宮苑の墻壁に達し、殆んど宮殿の正門たる麗正門に至る。而して街端より此門まで板敷の

都統衙門

道路あり、此部分を宮門口グンカインコと稱す。而して此道路は正門の側を過ぎて尙延長し、宮殿墻壁の附近を通り、宮殿の東門、即德潤門アインムンに達す。

牌樓街の東端より右方に向ひ、無名の小街に沿ひて進めば、熱河都統衙門に至る。此衙門は宮殿門より南方に距ると百サージエンに過ぎず。前記火神廟街に於ける終端の建物たり、尙此街には都統衙門の外小さき關帝廟及近天禪院あり、前記紅橋より左方に向ひ、牌樓街に反して南に延ける街路は之を半平街グンビと稱し、流水溝子の右岸に沿ひて通じ、南半部には私有建物及住宅あり、北半部には水流の左岸に公共營造物なる財神廟及龍王廟あり、其建物を以て全部を占む。半平街は支那にあらざれば見るべからざる。細民と富豪との混住地にして、一方には半倒壊せる土屋ありて、其の内には饅頭屋住居し、僅々銀二錢に満たざる毎日の收入を以て愁むべき生計を僅かに維持するに過ぎざるも、一方には市内第一流の富商もあり、其の内の首位を占むるは、衆口の評定に依れば、家具商の永聚隆商會にして、規模尤廣大なるは、チン、チエンユンの商店とす。後者は山西商人の組合にして、北京に本店を有し、承德府のものは、徹々たる支店に過ぎずと云ふも、承德府に於て絹布の切斷せざるものを求め得べきは、只此の商店あるのみ、但し物品の

種類は甚多からずして、價も張家口に比すれば少くとも二割貴し、尙此地絹布商の特色は、地方産を販賣するに在りて、其物は主として八溝ハコウに於て製し、八溝に隣接する喀喇沁旗の蒙古人に供給する絹糸、及繭を原料に使用す、喀喇沁旗に於る養蠶業は、今を距る少くとも百五十年前、山東人の爲に傳られて起りたるものにて、當時支那人の東南蒙古に移住したる者、其地味の山東省と異なる所なきを見、山東省の植物を以て移すべしと爲し、蔬菜穀類及灌木の種々なるものを移すと同時に、櫛の一種なる菠蘿樹ボロロ(學者ケルクス、オヴオワタ)を齎し、最初之を達子溝タシコウ附近に植樹せしが、現今は喀喇沁旗内の高山及乾燥なれども石少き地に於て繁茂するに至れり、葉は掌大にして山繭の飼料となるものなり、又山東人は之が植樹を計ると共に、蠶種をも取り寄せ以て其飼養を開始せり、而して蒙古人も漸次之に學びて其業に従事するに至り、彼等は繭より絲を取り、之を紡ぎて支那人に賣り支那人は之を以て三種の絹布を織製す、即下等品はダーリヤンツヤンと呼び、尤も粗なるものにして、余は一反即二十五アルシンを、一兩九錢にて買へり、中等品はチン、チヨチン、チヨと稱し、一反の價四兩二錢にして、此一反は以て蒙古人日常服二着を製するに足る、上等品はツヤンドウアンツヤンドウアン(緞)と云ふものにして、同量の一反に對する

價は四兩五錢なり、是等各種の絹布は、下等のチ、チユイ、チーに似て、只之よりも大に厚し、但蒙古人の養蠶業は、今も支那政府の監督を受くるにあらざれば行ふことを得ず、而して彼等は税の一種として、生産高の十分の一を支那の國庫に納むる義務を負ふ、却説承德府の第一位及第二位を占むる商店は前記の通りにして第三位にするものを擧ぐれば、クイ、イ、ユン商會とす、是れも亦山西の出身にして、主として綿布を取扱ふと雖、時々は絹布をも所持することあり、是等商品中麻布は主として牛蘭山ニウラン山を經由し、馬車を用ふることなく、專駱駝に駄して之を輸入し、他の商品は主として帆船を以て灤河に由り、承德府の南方五十里の下板城に至り、同地より駱駝に駄載して販賣地に送達す。

次に糧市街は西大街と並行し、同じく市の西端に起り、北邊に沿ひて延長す、此街も西大街と同じく僅かに流水溝子まで延長するに過ぎずと雖、爾餘の街路よりも廣濶にして清潔なり、此街に於ける公共造營物としては、(一)紅廟にして此廟は街路西端の初頭に於ける紅廟山附近にあり、(二)馬神廟にして前者と同一の場所なるも、稍、北方に位置を占む、(三)老爺廟即蒙古人のゲシエル廟にして、街路の東端に在り、此街は其名の示すが如く穀類市場の中心にして、粉商店並倉庫殆んど

連續並立せりと云ふも不可なく、是等建物は外觀毫も注意を引くに足るものなしと雖、内部の設備は宏大にして確實なり、穀商は凡てに於て三十戸あり、種々の穀類は米を除くの外、悉く附近の農民より買入れ、米のみは南方支那本部より輸入す、此街は市の西端に於ては狭き小街路となり、貧弱なる古手市を成し、尙貧困不潔なる飲食店群集す。

市の北邊を形成する前記糧市街に對し、市の南邊を占むるものを漢河頭街とす、此街は漢河の左側に沿ひ、東部に於ては二仙居の名あり、漢河は雨季の氾濫猛なるにより、承德府民は石堤を築きて之を防ぐ、此街は數個の橋梁あり、其内大石橋は長二十「サージェン」にして最良のものとする、又右岸に於て正に此橋に對し、道士廟なる三官廟あり、三個の靈驗最も畏るべき精靈、即幸福を與ふる天の精罪業を決する地の精、災厄を免れしむる水精を祭る、二仙居街の東端に尙土地祠あり、漢河頭街は全部商家に占領せらるゝと雖、店舖と云ふよりも寧ろ木材、石材及煉瓦等の倉庫たり而して二仙居は悉く承德府の古物市場と稱するを得。

承德府市中記すべき街路は前記の街路にして爾餘の街路は數多しと雖、狹小にして殆んど言ふに足るものなし。

宮殿及庭園

武烈河

次に承德府の最重要なる部分、即宮殿並其四周に關して述べんに、此宮殿は市の東北部にあり、廣大にして其麗正門は承德府市の東端に於ける最後の建物たり、門前には例に依り紅色に塗りたる楯と石像と、巨大なる石碑とあり、碑には滿漢蒙語を以て、王より庶民に至るまで下馬し、徒歩の外入るべからずと示す、宮殿は壁内に深く位置し、屋蓋すらも隠るるが故に、門外より窺ふことを得ず、外牆は宮殿並宮苑全部を圍み、其構造は部分に依りて差異を示し、南側は小石を以て積み、其高さは凸字壁を加へ、四「サージェン」あり、東南側は自然花崗石を以て作りたる連環狀を成し、壁の最下部には熱河の水を苑圍に導くべき穹溝あり、東側は煉瓦より成り高堤上に在り、此の堤は宮殿及び苑圍を武烈河の汎濫より防禦するために築かれたるものなること疑ひなし、尙宮殿及苑圍の東方には、同く水を防ぐため河岸に石壁あり、其の幅は約一「サージェン」にして、高さは二「サージェン」を下らず、故に此部分に於て宮殿の牆壁を廻るときには、二個の高壁を通行す、此處より宮苑の景色は最も善く見ゆ、余も此處より之を撮影せり、是より北するに従ひ、牆壁は山頂に上り頂上に沿ひて西折點に至り、西折點より更に下り、前記宮殿南側の正門に接近す、住民の言に依れば、宮殿牆壁は各邊十里ありと稱するも、苑

園は方形にあらざるを以て、周圍四十里と稱するを可とす、東側に至れば、殿内の數ヶの廟及亭の頂上を望見することを得、庭園内の山上に於ける亭は全部見ゆ、其内第一は永佑寺廟に接する九層塔俗にして、**リユ、ホー、ター**と稱し遠距離より見え、熱河中最高の建物たり、其九階中各階の壁には種々の記事ありて、其内には乾隆帝の作に係るもの多し、又塔の側傍に三間の大廣間あり、其小階に康熙帝の肖像ありて人目を牽く、室に入る者は敬禮せざる可らず、他の室も同様なる乾隆帝の肖像あり、永佑寺塔は歐人の爲に破壊せられたる南京の磁塔、及焼失したる武昌の塔に模し、現状を以て建立せられたるものなりと云ふ、是より先き最初の建築が其工事半に及て焼けたる時、乾隆帝は其工事を停止し、南京塔に模せざる部分は凡て解除すること命じ、其後十年を経て嘉慶(申未)の年竣工せり、支那人は之を首都に於ける塔中の最壯麗なるものと爲す、曰く皇帝行幸を絶ちて既に久しと雖、宮殿牆壁内は舊に依り壯麗清潔整齊にして、庭園には當時狩獵の目的たりし鹿も蹊も野羊も野狼も豹も熊も今尙皆存すと、然れども何れの程度まで信なりや之を斷するは頗る難し、尙此宮殿は昔は入觀禁止なりしが、十年前より北京宮殿事務所に於て證票を受け、之を熱河道臺に示し、同道臺より案内官

(補)
武昌の塔
は武昌黃
鶴樓なり

を出し以て觀覽することを得ることなれり、余は北京に以て之を聞かざりしため、大使に請ひて其手續を爲すを得ず、遂に之を觀ること能はざりしは大に遺憾とする所なり。

熱河に於ける喇嘛寺院

離宮地區の内最壯觀を呈するは、宮殿及庭園の北側及東側に建てる喇嘛寺院にして、是等寺院は美麗なる樹木茂れる山丘に散在し、屋蓋の磁瓦、彩色爛然として、其廟、其亭、其**スブルガン**(塔)其凱旋門等、輪奐枝間に隱現す、而して大寺院の數は十二區の多きに及び、左記の順序に依り西より東に配置せらる。

- 一、羅漢堂 蒙古人は**アリユン、ツン、スメ**と呼ぶ、支那式建築の二階造の廟一個を有し、現今は空虚にして**フラル**も行はず、喇嘛も住せず、門は長へに閉さる。
- 二、戒臺 二個の大廟を有するも、比較的小き寺にして、廟の内西北隅に在るものは西藏式建築とし、東北隅に在るものは三階の支那式建築とす。
- 三、殊像寺 蒙古人は**マンチュシユリン、スメ**と呼ぶ、此等に勤むる喇嘛は察哈爾人系統より撰ぶを常例とし、其喇嘛は滿洲語を以て**フラル**を執行するの義務あり、現今此等は**大喇嘛**ありて之を管理す。
- 四、**ツン、シエン、スイ** 蒙古人は**ブダライン、スメ**と呼ぶ、故に支那の官話に於ても之を

用ひ、佈達拉と稱するに至れり、此等は熱河寺院中最大のものにして、現今喇嘛の之に住するもの二百人に達し、熱河に唯一なるツアニツト學校あり、寺の主廟は西藏式建築にして、ブダラに於ける達賴喇嘛宮殿に模したるものなりと云ふ、寺は特に堪布喇嘛ありて之を管理す。

五、須彌福壽之廟 政府より得たる特權の大なること、及蒙古佛教徒の崇敬を受けること、熱河第一の寺にして、乾隆四十四年の創建に係り、當時特任寺院長は竣工後章嘉胡圖克圖と共に之を奏したり、其上奏に依り皇帝に拜謁する蒙古人は王より一等台吉に至るまで、此廟に於て佛像の間に入ることをなく、扉前の高壇に止まり敬禮すべき規定となり、是等王公の隨員は戸側に立ちて禮拜することを得るのみにして、其他の蒙古人は全然寺内に入ることを許さず、尙寺院に入るの權利あるものと雖、必側門即西門又は東門に由るべき規定にして、決して正門より出入するを許さず、此規定は四個の國語を以て石標に刻れ、其石標は寺院の東西南各側に一基づつ建てらる、此等は高壁を繞らし、壁内には廟の外高塔一個あり、塔内に又廟あり、此寺に屬する喇嘛は壁内に住居せずして、其バイシン(土屋)は官給を常則とし、寺の周圍に於て壁外に在り、喇嘛の定員

は百五十人にして、熱河寺院の總監たる堪布喇嘛も此等に住す、此寺は俗にダシ、フルムボ(札什倫布)と稱す、又是等と並び立てる新宮と稱する小寺は、道光の晩年此寺より分離せられたりと云ふ。

六、普寧寺 乾隆二十年の創立にして、此年皇帝熱河に行幸したるに、當時歸順したるオイラツト(瓦剌)人初めて謁見せり、帝仍て其紀念として是等を起し、此名を與へたりと云ふ、現今定員喇嘛百五十人住す、尙熱河に於て薩嘛祭を行ふは此寺院にのみにして、此祭を執行するため二個の庭あり、第一の庭は樹木繁茂し、ツアムナチンの爲の板敷を設け、第二の庭には主要なる廟あり、廟は支那式建築たり、寺は大喇嘛之を管理す。

七、普佑寺 此等は乾隆二十五年の創建にして、西藏の廟に模し、佛像は皆西藏より移したるものなりと云ふ、寺の外観は大ならず且全然荒廢に委せらる。

八、廣緣寺 此等には三十人の定員喇嘛あり、又諾們罕の本部及び金庫之れに集中す。

以上列記せる寺院は總て宮殿及庭園より北方に在り、而して是等寺院の東方に當り、武烈河の對岸に在る寺院を擧れば左の如し、

九安遠廟 此等は準噶爾人歸順の機會に於て、乾隆の建立せる所にして、乾隆二十四年準噶爾王ダンダワ(達瓦齊)の部下の捕虜を熱河に移し、同二十九年之が爲廟を建て此名を與へたり、此等は最初の建築は固爾札式なりき、傳説に依れば往昔伊犁河の北岸にグリチャ、ドウガンと稱する準噶爾廟ありて、噶爾丹策凌汗朝時代には、準噶爾の大廟と稱せられ、民庶の參拜する者之に群集したりしが、其後起りたる擾亂の時に破壊せられたり、然ども乾隆帝は準噶爾人の胸中に尙之を記念せしめん爲熱河に於て全然之と同じき寺を建てたるなりと云ふ、然るに此寺は三十年前火災に罹りて破壊せられ、今は空しく壁立し、其側に別に寺院を新築せり、三階造なるも内部は舊寺院に比し著しく小なりと云ふ。

十、普樂寺 喇嘛は此寺を **テムチヨク、スメ** と通稱す、現時喇嘛なく支那人の番人二人ありて之を守る、乾隆三十二年章嘉胡圖克圖の處置に依り、本來準噶爾の**ドウルベト** 人の爲に建てられたるものにして、建築の全部を北京の天壇に模せんとしたるを以て著名なり、廟は三階にして下の兩階は方形を成し、上の一階は圓形にして全部格子窓より成立し、屋蓋は黃磁瓦を以て葺き、高欄の各方面には磁瓦製の**スブルガン**(塔)三個づゝ置かる、廟内の佛像は數少しと雖、建物は

殆んど全部巨大なる **ホト、マンダラ、テムチヨク** を以て占められ、**ホトマンダラ** の周囲は約二十 **サージエン** ありて、石造の六階を成し、各階の高さは **アルシン** 四分の一あり、毎月一日十五日に **フラル** を行ひ、其際には附近の凡ての寺院の喇嘛之に集る。

十一、薄善寺 此寺は俗に **ホホ、スメ** と稱し、只一小廟を有するのみにして、外觀何等の特異なしと雖、第五及第六の達賴喇嘛呼必爾罕の聖骸、第六達賴喇嘛の **グセントウク** 及此佛門法王の死體の焼灰より製したる三個の佛像を有するを以て、佛教徒の崇信甚篤し。

十二、薄仁寺 蒙古人は俗に **シヤラ、スメ** と呼ぶ、支那式建築の廟三區あり、此寺は熱河古刹の一なり、傳へ言ふ明朝の時喀喇沁台吉の一人之を建て、其後清朝に至り蒙古之に歸屬せる時、康熙帝に奏上したるに、帝は其修繕改築を命じ、喇嘛百人の定員を制し、每人年額五十兩の給與を定めたり、乾隆時代に至り、其定員を四十人に、給與は二十四兩に減せられ、以て今日に至れり。

市街と寺院との間は、約四露里を距て、此間の區域には滿洲八旗兵の家屋處々に散在す、而して此種軍人の集團せる村落は、宮殿及庭園の北方に於て札什倫布寺

と、普寧寺との間、竝ひに普寧寺の東方に在り、熱河に於ける滿洲八旗の常設衛戍兵は雍正元年始めて之を置き、其人員は將校及指揮官の外八百人にして、同二年其給與を確定し、銀二萬九千五百六十八兩粒穀一萬七千七百六十六石(石)は支那の百二十斤入一石を稱する滿洲語なりと爲したり。

余の熱河を訪問したるときには、戦列八旗兵の數は二千二百人にして、外に宮殿守衛兵二千五百人ありたり、是等兵は凡て市に於て特權を有し、課税を免じ俸給を受け、尙市街の周圍に於て皇室より受けたる地所を所有す。

前記市街及熱河の壯麗なる寺院の建築を觀たる後、余は市外を觀覽せり、而して先づ人力に非ずして自然の無限の力に非ざれば成り難き卓出せる現象を觀たり、即余は有名なる棒極峯岩を記せんとするなり、此岩は住民之を棒極山と呼び、千七百九十三年初めてロード、マカートネイ氏の研究したるものにして、其後は歐人にして之を精査し之を記述したる者なきが如し、マカートネイ氏曰く、英人等の旅行(北京より熱河)の第七日目即最終日に於て、道路と並行せる一山脈あるを見る、其山脈は花崗岩より成りて水平狀を呈し、花崗岩は大小甚一ならずして恰かも一種の四足動物の脊椎の狀を爲し、是等岩石の頂部は少しく芝土を以て

棒極山並
其碑

覆はるゝも、側面は全く露出せり、是れ之を蓋ひたりし土は漸次剝落せるなり、而して山上の殆んど中央に一岩の屹立するあり、此岩は又往古の建物の廢墟とも見えたり、其高さは二百呎に達し、形狀は不規則にして頂部は基礎よりも廣く大なる灌木叢を以て蓋はる、而して此岩は道路より稍遠きが故に、我々の一人は之を精査せんが爲に近づきて觀察したるに、何等建物の趾にあらずして、粘土の硬固したるものに多く砂を混じたる巨塊なりと云ふ、想ふに倒立せる此 **ピラミツ** **ド** は曾て其頂上と地面と同高にして平均したるも、其質は周圍の土よりも僅かに堅固にして、周圍の土の水に洗はしたるに拘らず、獨り殘存して當時の地球の高度の紀念として殘存し、而して其脚部は地球の掘り崩されたる深さを示すものなり、山麓より移りて漸次散布せる柔軟粗鬆の土壤は、北直隸に至るまで坦々として、植物の成長に適する平原を成し、之よりも堅硬にして重量多き土壤は、移動の際忽ち其途中に停滯して高低一ならざる韃靼谷地の地表を構成せり、此の如く山上より二百呎の地層を剥ぎて廣き地面に移したるは、地面變動の著しきものにて、地面の變動は、人類史の記述する所なりと。

是れ今日まで歐人の知れる棒極山に關する全部なりとす、尙支那の著書熱河

絶美なり(寫眞省く)山は之を三部に分つことを得べく、第一部分は緩なる斜面、第二部分は此山の岩石より成立する處、第三部分は尖岩とす、全速力にて歩み四十分にして山頂に達したり、麓より西側の半腹迄は耕地にして其れより上は砂石地と爲り、登路は漸次急峻となる、山頂の西側は殆んど絶壁を爲し、之を登るには急處に滑り易き靴を脱して跣歩し、手を以て突出せる石を捉へ、時々は匍行せざるべからず、然れども後に至り東側より登れば、傾斜も緩にして行路は西側に比し適かに容易なるを知れり、斯の如くにして山頂に至り岩の根に達したり、然るに此岩を巡廻するは極めて困難にして、特に南側は全山麓より頂上まで殆ど絶壁を成し階段状を爲せる處は幅僅かに半アルシに過ぎずして、辛じて匍行せり、一小徑路の之あるとなく、人跡未だ曾て印せられざるを信じたり、然るに東側に出でたるに、此處に於ては岩に至ることを得、且微々たれども階段状の處もありたれば、行歩比較的容易にして、只一の高處を踰ゆるに膝行せし處ありたるのみ、岩の最頂は長十二 サージエン 幅約三 サージエン あり、岩は厚層の砂石より成り、立し層は處々断裂を有し、断裂間には小弱なる草を生ず、砂石層の中央に凹處あり、水を堪ふ、多分一日前の降雨の水を残すものならん、又尖岩下に於て其東北側

に洞穴を成す處あり、其中には白帯片及羊骨堆積せり、今も支那人及土地の蒙古喇嘛の時々此山を訪ふものありと見ゆ、勿論東側より登るものなり、尖岩には登らることおも寄らず。

岩山の頂上より下りて直北二百 サージエン を隔て、棒錘山岩に對する丘の上部の洞穴内に、一小古廟の趾あるを見たり、之を喇嘛屯と稱す、佛像六體、宗喀巴一人並其弟子二人、シヤキヤムニ、マイダリ、及青身の アユシ、岩石に彫刻せられて完存せり、屋根及庇は既に壊敗し、古の壯麗を保つは此六體佛像のみ、是より稍、東に下りて一小亭を見たり、半壊に傾き何等外観の美なしと雖も、余の爲には好個の研究材料なるが如く見えたり、即此亭は六角堂にして高さ二 サージエン あり、煉瓦を以て四方より密閉し、各角面には個々の彫刻あり、即西側及南側には龍を現はし、東北、東南、西北及西南各面には大理石を嵌め、其石面に篆書體の一字づつを彫刻す、之を精確に示すこと左の如し。

東北面



東南面



譯者按字
に篆書
の文字は
なるに
の道に
なり符
文家字
字の書

西北面



西南面



是等漢字の存在に付ては、支那記述家は其著書に示さず、又支那人も特に注意し、余も既に説明したる前の四文字は、六角堂の南面にも縦に刻せらる、其字畫は支那の博學なる大官の言ふ所とは多少異なるが如し、余は之を石刷にしたり、歐洲の支那學者にも之を示して其然るを證せんぞす。

蓋東邦の文學を研究する者には、棒錘山は大に興味を誘起するものたるや疑なし、故に余は詳細に之を記述し敷衍せり、而して余の研究時代と **ロード、マカートネイ** 氏の研究時代とは、正に百年を隔つ、大體の形狀と位置は英國使節の觀たる時と異なることなきが如きも、岩山及尖岩の高さは多少減じたるが如く、尙當時突岩の上面にありし灌木は消盡して、**全山** 著しく露出せり、風雨の作用を以て然らしめられたるものならん、**棒錘山** の漢稱は「棍棒の山」の義にして、其形之に似たるに基くなり、其尖峰の由來に關しては **ロード、マカートネイ** 氏の説を以て根據ある説と爲すべし、而して砂石及巒岩より成立せる山岳には、此種の形狀を形

成する事情あり、**棒錘山** の奇象も亦此事情に基くものなり、他に其の例を求むれば **モンブラン** 山脈の西北麓に於ける **セント、ジェルウエ** 谷地の **コロネストウフェース** (Columnes de Fels) の如きものとす。

終りに余の滯在中に於ける熱河の氣温は左の如く示せり、

	午前六時	同	九時	正午十二時	午後三時	同	六時	同	九時
二十一日	九度			二十度	二十度	十六度	十四度		
二十二日	八度			十五度	二十二度	二十四度	十七度	十一度	
二十三日	九度			十六度	二十度	二十五度	十四度	八度	
二十四日	七度			十七度	十七度半	二十度	十五度	十度	
二十五日	八度			十三度	十七度	十五度	十四度	九度半	

但二十三日は午後五時より雷雨あり。

(補)

熱河(承德)

位置及沿革

熱河は北京の東北七十餘里、古北口の東北三十餘里にあり、雍正元年熱河廳を設け、後乾隆四十三年承德府に改め、爾來全直隸蒙古を統轄したるが、民國元年所轄州縣の獨立と共に承德縣を改む、此地は熱河都統の駐在地として行政上の中心たり。

第五章 承德府(熱河)

第五章 承德府(熱河)

市街の状況

市街は四圍山岳の間であり、赤峰朝陽等各地より北京に通ずる要路に當り、熱河は市の東南端より西南端を流れ西南三里許りにして大清河と會す、此地は商業地にあらずるを以て商況不振なり、然れども行政上の中心たるは離宮の所在地なるにより重要地たるを失はず、離宮は市街の東北及獅子溝の西南を掩ひ、市街は其の西南にありて北方離宮の外墻に覆はれ、南熱河を隔て、巍々たる山嶺に對し、行宮嶺の東南麓より西南麓に廻りて、東西約一里餘南北九町位の一條街にして、街衢を分て五區とし、草市街、皮衣街、石橋街、大神廟、紅橋街と稱す。

戸口

戸數三千人口三萬ありと稱す。

官公衙

都統府、承德縣、熱河國稅廳、警察廳、東、中、西、三區警察署、電報局、郵政局及び各種學堂あり其の他老道廟財神廟等の寺院、天主堂、福音堂、等あり。

商業

イ、商店

當地商店の營業別左の如し。

點心舖	一四	藥舖	一一
染房	一七	皮蠟舖	一五
鞭房	一〇	猪肉舖	一二
木匠舖	一六	猪肉舖	一四
冥衣舖	一七	當舖	一五
成衣舖	一五	錢舖	二
刻字房	三	鹽舖	二
香房	四	書舖	二
		紙房	三

主なる商店名左の如し。

靴舖	一七	首飾舖	一六
布舖	二〇	估衣舖	四
雜貨舖	二八	米舖	五〇
雜粉舖	四	京舖	一八
粉店	一八	酒舖	二
油店	一	鐵店	二
煤局	三	旅店	二一
錫舖	四	飯舖	二四

糧店	永和成	德臣成	天順興	義合成	巨盛興	
客棧	乾元店	榮陞店	泉河店	大同客棧	寶陞棧	慶隆客店
三陞車家店	廣陞客店					
車店	寶源車店	養新車店	源成店水車店			
炭店	同裕	天源	魁元	孫家		
錢店(別に掲ぐ)						
糧棧	福成隆	天順興	永和成	聚盛興	裕合成	益新陞
驛局						

第五章 承德府(熱河)

第五章 承德府(熱河)

隆泰驛局 元成驛局

口、商業機關

當地商業機關として商務總會あり、其の會員名簿左の如し。

承德縣商務總會々員

聚義長	錢舖	魁聚興	布舖
義成富	當舖	裕合公	米麪舖
公益錢局	錢舖	永豐源	布舖
天順興	糧店	官銀號	銀號
永聚德	米麪舖	聚源昌	雜貨舖
同仁堂	藥舖	永聚隆	鐵店
東福成	布舖	天成酒店	酒店
聚豐齊	點心舖	永和成	糧店
同裕當	當舖	協成泰	布舖
德裕興	米麪舖	德泰泉	雜貨舖

ハ、金融機關

金融機關として公益錢局(官民同辦)一、官銀號(官辦)一、錢舖九、滙兌莊一あり。

錢舖(錢局)名左の如し。

裕合德 長義局 公益局 聚義長 長興厚 德發祥
 官銀號 金生潤 蔚泰長 豫泰局 義興長
 爲替は何れも料金高きを以て、商家の委託するものなく、何れも驛局子に託送す、隆泰驛局、元成驛局の二ありて
 北京を本據とし毎年一、三、四、五、七、九、十、十二月の八回來る、此外小驛と稱するものあり當地商人は京津地方に
 仕入るときは金を携へずして行き、此驛局に託して代價を仕拂ふ其の手数料左の如し。
 北京 六錢 天津 七錢 饒陽 一兩 武定 一兩一錢 寶坻 七錢

通貨は銀兩、大小銀貨、制錢にして(此外小銀貨單位の帖子あり其の發行商戸は三十餘戸にして發行額並に發行戸
 數は凡て商務會の決定による。
 市内流通貨幣は帖子を合算し七、八十萬元なり、換算相場は銀子五吊五百六十文、銀貨(大)三吊八百文、小銀貨一
 元三吊、銅貨一仙二十五に當る。

工業

當地にては特に工業の記すべきものなし。

交通

當地より各地への距離は左の如し

赤峰	四八〇	圍場	三〇〇
隆化	一九〇	寧平	一八〇
古北口	一八〇	平泉	四〇
多倫	五六〇	朝陽	一八〇
塔子溝	三六〇	深州	七二〇
天津	六八〇	州	五〇〇
北京	四〇〇		

水路は灤州より上航八、九日下航三、四日を要す、上航は二千斤下航は五、六千斤の積載量あり其の運賃は左の如し。
 上航 百斤に付 灤州より四吊
 下航 同 一吊乃至二吊
 船積場には當地より二十支里あり此間の運賃十石に付六吊六(小銀貨二十三毛)なり。
 陸路は北京に五日にして達す、其の運賃は毎百斤に付六、七吊乃至八吊文なり。

第五章 承德府(熱河)

第六章 承德府より多倫諾爾に至る

東南蒙古通行の不可能—本道に出づること—廣仁嶺—元寶山及びソリ
ター—山岩群—灤平縣—玉家營村—知縣の旅行—沿道の飲食店—蒙古へ
移住の途にある支那人との出會—癩癘の蔓延—露國石油及び之に對す
る支那人の觀念—豐寧縣への途中—千八百九十年乃至千八百九十二年
承德府管内に於ける蒙古人及基督教徒に對しての支那人の暴動—承德
府管内の住民及其相互關係—千八百九十一年秋季に於ける第一回暴動
—基督教徒に對する非難—附近都市に對する暴徒の侵入—軍隊長の如
き社會黨の頭目—敖漢及土默特旗に對する暴徒の行動—官軍の行動—
葉志超の派遣及其報告—暴動の結果—基督教徒排斥の原因の複雑—基
督教傳導に對する天津條約の意義—歐人及基督教徒に對する支那地方
大官の觀念—千八百七十年天津の紛擾—支那の歐洲政府に提出せる八
箇條—支那に於ける最近の對基督教徒反抗—外人及基督教徒に對する憎
惡の近因と遠因—神に對する支那人の誹謗—支那政府の暴動の原因熟
知—多倫諾爾到着—前途の運搬具雇入の困難

四月二十六日(月曜)

氣温午前六時八度同九時十度半、正午十二時十四度午後三時十五度同六時十
一度同九時九度、

余は平泉州に至り、蒙古に於ける千八百九十一年、光緒十七、八年の暴動事情
を精査せんと期したるにより、承德府より先、同地に向はんとせり、而て余は之が
爲北京滯在中知人なる支那官吏より、平泉州知州に對する紹介狀を受領し、尙八
溝の加特力教主教に對して、Père Favier 氏の親切なる紹介狀を得たり、仍て平泉
州より建昌縣に赴き、更に老哈河兩岸に沿ひて北行し、赤峰縣(烏蘭哈達)に赴かん
とせり、此途に於て余は親しく喀喇沁、敖漢、翁牛特及土默特を研究し、自然物とし
ては、敖漢王府より東北四十里にありと聞きたる老哈瀑布を觀んとせり、此瀑は
支那人が玉瀑と云ひて其名高く、峭乎たる巖上より落ち、岩壁と落水との間に
馱載せる駱駝を通じて濡れず、水勢奔激音響轟々として遠く聞ゆるにより、支那
に於ては俗に之を響水とも稱し、風致絶佳なるを以て、乾隆帝は屢之を訪問し其
訪問する毎に必ず紀念を與へたり、即千七百四十四年(乾隆九年)陰歷八月の訪問
に於て、之に玉瀑貴重なる瀑の意の名を與へ、或時は又詩を詠じて之を稱揚せる

東南蒙古
通行の不可

本道に出

が如き其例なり、然れども支那人は此地に余を導くことを峻拒せり、馬夫等は曰く
暴動の爲、荒廢せる此道路には、客店もなく休憩所もなく、驛を飼ふ方法もなきを
奈何せん、駱駝ならば行くを得べし、然れども熱河には之なし、縱令ありとする
も斯る地方に旅行するの危険を冒すとを諾する者なしと、余が張家口より雇ひ
たる馬夫は曰く、大なる駱駝隊を編成せば以て行くべし、彼地は晝間は危険少し、
而して多人數なれば夜間は相當なる警戒を行ふことを得、然れども余等二人の
馬夫のみを以て行かんか、出立當日の夜ならずんば、二日目の夜には賊徒の襲撃
を受けて驛を失ふや必せり、是れ余等の忍ぶ所にあらずと、而して熱河の馬夫は
余の旅行日程を聞き、只、行かずと云ひて直に立去れり、故に余は引還すの外方法
なき境遇に陥りたり、而して承德府より豊寧縣に至る途中は、未だ記せざるのみ
ならず、殆んど見しこともなければ遂に同地に引返すことを決せり。

四月二十六日は朝より少しく降雨ありしが、十時に歇みたり、十時四十分旅舎
を出て歸途に就く、市の端に萬富寺あり、之を余等の市内に於て見たる最後の建
物とす、是より稍濶き峽地に入る、峽地内には兩々五十、サージエン、乃至百、サージ
エンを隔てたる個々の房子、竝其菜園あり、行くこと約一時間にして、峽地狹窄す、

十二時頃に一廟を見たり、此廟は大ならざれども良好にして、十年前熱河シヤラスメ(普仁寺)の達木齊喇嘛が、張老爺の名に依りて建てたるものなりと云ふ、廟の内部は三間に分ち、**ジン、ハウ**と、紅教の古昔の佛像とを混じたるが如き廟なり、廟には關帝と共に蜀の先主劉備を祀る、此廟より登路始り、其頂上に至れば熱河の峽地竝其四周の景を眺めて美なり、但市街は見えず、又眺望區域の中に棒錘山の岩群は岩山の上に屹立し、黒塔の如くに見ゆ、峠より少しく下れば又廟あり、其側に亭あり、亭には完存せる石碑あり、乾隆時代のものなり、尙峠の道路は岩を切り通したるが如き道路にして、深さ約 **サージエン** あり、岩壁に承德府交界と題す、又題字の上の方に於て岩上に碑あり、旨廣仁嶺康熙五十年歲次戊仲秋穀旦と題す、即此時廣仁嶺と勅名せられたりとの意なり。

廣仁嶺

廣仁嶺より溧河谷地に至る降路は、極めて急にして、齒止を用ふるも馬騾は猶車を轆くこと能はず、故に支那馬夫は車軸に挽索を後向けて結び、車後より之に馬騾を繋駕し、馬夫は轆畜の前に立ちて行進し、常に鞭を獸口の附近に支持し、轆畜は全力を脚に集中し、以て車をして急下することなからしむ、然れども一騾を以て行進するものは、其騾が車體の壓力を支ふる能はずして倒れ、車と共に墜落

元寶山及
雙塔山岩

することあり、車體及積載貨物の破損は勿論、轆畜を不具ならしむること多しと云ふ、此急道を通行すること二十分間にして、一時二十分に山下の嶺底下村に至る、六戸あり、是より溧河に向ひ、坂は緩なれども、甚長くして、稍廣き峽地内に在り、石多し、此沿道には蒙古として普通ならざる電柱の建てあるを見る、是れは天津と滿洲を聯絡する電信線なり、坂を下るに従ひ、峽地は廣大なるも左側の山は愈々高し、一時五十分に至り杜家 **ヂヤン** 村あり、是より南方山岳の景奇にして、先づ元寶山上に黒巖の倒立せるを見る、其形五十兩銀塊に似たり、因て此名あるならん、行くこと半時間にして、宛然棒錘山の縮圖たる風化岩群を見たり、其内の二岩は特に大なり、各岩は棒錘山と同じく倒立し、特に並立接近せる兩岩中の一岩の上ハイツィンに一小石廟を存す、土地の支那人の言に依れば廟中に佛の石像ありと云ふ、而して此廟は目下土人も近づく能はざるにより、彼等は之を以て自然に生じたるものと爲し、或は佛陀の所作なりと信す、然れども此地は地質上の變化急激にして、此岩群を生じ、爾來幾星霜を経たるものなるべし、其所在は雙塔山と稱し、岩群を雙塔山岩群と稱す、若し此廟に就き細かに之を観察することを得ば、其建立時代も解せられ、從て此山上に未だ風雨の爲に變化又は移動せざる軟土ありて、人間

が之を踏み交通したる時代をも明かにすることを得べし。

双塔山岩群線に於ける峽地は既に五露里に擴がりて耕地連続し其耕地の爲山に近づくこと困難なるにより、余は其山を距る四露里の村に於て、村民に其語を聞き、同地より撮影せり、此村は屯瓢兒トウピョウヤウと稱し、十五戸の寒村にして、一部分は石を以て、一部分は藁を以て造りたる牆壁を繞らし、民家は皆半壊傾頽し、其屋根は藁葺とす、此村の廟は約四分の一露里を隔つる茶棚に在り、此部落は四戸に過ぎざれども、其存在は屯瓢兒よりも迥かに古しと云ふ、午後三時峽地を出でて灤河谷地に入る、此處に於ける灤河は東南流し來り双塔山に遮ぎられ、急に西南西の谷に向ひて屈曲し、道路は河に沿ひて上り、北々西に屈曲す、灤河谷地の此部分に於ける幅は十露里を下ることなく、山岳に近き處の土壤は主として粘土にして近頃過ぎし雨の爲め泥濘となり、殆んど通行すべからず、但下りて河床に近づけば砂地となる、砂地は通行容易なるべきも、凹地多くして水を堪へ、爲に通行者は山の方に登らざるべからざるが故に、今は同じく困難を免れず、是より約三露里行きて灤河を渡れば、其對側は直に灤平縣なり、河は此處に於て二條となりて流れ水流靜平なり、各分流の幅は三十サイジエンにして、深さは概して半アルシン

屯瓢兒

を超えず、又各分流の橋梁は周圍約五六サイジエンの圓形なる樺枝の籠を水中に投じ、之に土石其他の重量物を容れ、其上に橋桁として木材又は小枝の編みたるものを並べ、其上に土石及枝條等を敷きたるものなり、編枝は通行車馬の重量を受けて既に凹陷し、馬車は之に頻々陥り、輓畜を勞すること甚し、河の右岸は深き粗砂を以て蓋はれ、以て市街に至る、但此岸より市街までの距離は二十分行程に過ぎず。

灤平縣

灤平縣は豊寧縣よりも貧なれども、之よりも大に廣濶なり、但其狀況は郭家屯の如き支那の良好なる村落に比するも、尙遜色を示し、灤河の氾濫に依りて形成せられたる、數個の無水凹地の岸に立てる矮屋群たるに過ぎず、是等凹地は平素は市街の道路となる、戸數は七百に達するも、人家の内には支那家屋として稍良好なるものすら、十戸以上を算する能はず、尙此市は天津、北京、熱河、及多倫諾爾を聯絡する大商路に當り、戸々馬車宿を業とすと雖、其馬車宿は皆下等とす、本來支那旅行者は古より定りたる休憩地及宿泊地に必停止するの習慣あり、而して馬車宿にして宿泊地に在るものは良好なれども、休憩は通常四十五分までにして、一時間に亘るものは甚少く、之が爲飲食の準備等も複雑なるを要せざるが故、其

地に於ける馬車宿も從て粗末なり、而して大都會より出發したる馬夫は、輓畜尙疲勞せずして行進を繼續し得と認めたるときは、休憩地を抜きて直に宿泊地に赴くとあり、斯る位置に當れる休憩地の馬車宿は、更に不良なり、而して灤平縣は正に此境遇に於ける場所なりとす、市内には灤河氾濫の時を除く外、一水流も之あるとなれば、住民は井水を専用す、廟は只四區あるのみ、商業は八戸の大商店と、是より新古品の受賣を營む口錢取式の細小なる店舗四十戸あり、商店中第一流の者は**ダーチーチュアン**、**ダーチーシエン**及**ダーシエン**とす、是等商店に於ても、茶は土地の需要に供する**サンビヤン**の外求むる能はず、此茶は熱河より仕入れ、綿布は天津及北京より、鹽は多倫諾爾より買入る、鹽の仕入高は毎年駱駝三十駄に過ぎず、絹布は之を取扱ふ店なし、前記三戸の大商店は、茶及紅色品を販賣するの外兩替を兼ね、銀行は勿論兩替商すらも專業のものなし、市の西端には滿洲八旗の居住地あり、兵數は四百人にして、白藍鑲紅各旗より百人づゝ出したるものなり、兵は一般住民の多數と同じく、主として耕作に従事し、支那人の言に依れば時々弓射を弄ぶのみ。

道路は市より之に近き西方山岳に至るまでは、緩斜の登路なるも、路盤は溪流

の爲作られたる小河の河床に由るを以て平滑なり、附近は一面の耕地にして、其耕地は市住民に屬するが故に、山岳に至るまで人家を見ず、四時三十五分灤平縣谷地を過ぎて峽地に入る、初めは廣くして耕地連續し、人家は狹谷のみに見えて岩側に在り、二十分間に於て八里庄村を過ぐ、十一戸の寒村たり、五時二十分に至り峽地は**シャオツヤチヤン**村より石多く、五時三十五分九戸の**ファンツヤチアン**に至れば石更に多く、五時四十五分二戸の**ウエウツヤチ**に至りたるに道路の石は益増加して殆んど通行し難き程度となり、巨石道に横はり、馬車之に觸ること強くして、車中に在ること能はず、五時五十五分登坂の下に着きたるに此處には通常**嶺底**下と呼ぶる、八戸の村あり、庭園及樹木あり、遠望甚美にして快感を與ふ、坂の方には山路修繕の時集めたる石堆ありて、自ら村の障壁を成す、坂は**虎頭嶺**と稱し、麓は緩斜なれども、其道路は修繕したるに拘らず、尙石多し、而して半登れば傾斜急と爲り、且以後許多の丘陵ありて登降頻々行歩頗る困難なり、頂上に近づけば更に峻にして、更に通行に艱む、頂上より北方へ降る此道も峻なること登路方面と同じと雖、山の形狀稍圓滑なるにより、道路は多少蜿蜒して勾配を減す、六時三十分老爺廟に達す、廟側に和尙と見ゆる老翁の一小家屋あり、此廟より傾斜

は緩となり、十五分を経てフン、チュウラ村に到る、十戸あり、其内二戸は客店にして一戸は商店とす、此村より南方古北口に通ずる大街道あり、客店主は馬夫が此道路の状況を熟知せざるを察知して、宿泊を勧めたるも、馬夫は前回の往途に於て宿泊したる家まで行かんと決したるにより、行進を繼續し、七時サン、ヘー、ユイ、チュアン村を過ぎ、虎頭嶺峽地を出で、七時三十分王家營子兵村に着きて之に宿る。

四月二十七日(火曜)

氣温午前六時六度、同九時十六度、正午十二時十九度、午後三時十八度、同六時十四度、同九時十二度、

王家營は一大村落にして又商業地なり、普通民家六十戸と商店十戸あり、往昔離宮ありて支那皇帝の狩獵せし處なりと云ふ、但今は離宮の跡一石を殘すことなし、午前六時三十分此地を出發し、峽地内を通行す、其峽地は多石にして、小河子と稱する河あり、河幅は一サージエンに狭り、或は二サージエンに廣がり、峽地は甚狭くして、峽底は全部此河の爲に占めらるゝ處あり、兩崖は甚殺風景にして、山岳は斷崖絶壁を成し、懸崖の岌々乎たるあり、又形狀多種なる巨石の秩序なく集

王家營村
知縣の旅
行

合せる群を成す處あり、此峽地は青家溝と稱す。

七時十分楊子溝に達す、細民の家六戸あり、余等が是れより通行すべき峽地は、豐寧縣知縣通行中なるを以て、其通行を了るまで、余等は此村に於て十分間待たざるべからず、而して馬夫の一人は走りて前進し、余等入峽せりと告げたり、實は王家營子を出づるや否や、該一行の先頭に出會し、此地まで互に車輪相觸れて來りたるものにて、此一行よりも先きに入峽せりとは笑止なりき、知縣は今回老河口楊子江流域に在りて漢口の西に位すに於ける新なる任務に轉じ、今赴任中なり、一行は十八車より成り、各車護衛一人あり、透明白球、白球及銅球を着けたる官吏十人、騎馬して隨行し、次に四馬二騾を繋駕せる狭長四輪車あり、其内には知縣の輿丁八人之に座し、其次に綠帳を以て張り廻したる知縣の輿、輿は八人にて擔はる輿丁は楊子溝に於て、前記車中に在りし者と交代せり、又輿の後には十六人の擔夫あり、或は手にし、或は肩にし、或は頭にして、輿を運ぶ、第一の輿は知縣の冠を容れたるもの、如く、二の輿は武器、三の輿は蓋書類を入れたるもの、其他の輿は雜品を容れたるものならん、馬夫の言に依れば、余等の此行列の爲、楊子溝に於て二時間又はそれ以上待つべかりしに、只十分間の停止を以て足りた

るは、余の大に喜びたる所なりき、但余が此事情を知りたるは前進後なりき。
 青家溝峽地は楊子溝村より西に向ひ、約四露里の間鈍角を倒立せる状を示し、
 兩邊は良好なる車道を通ずるに至らずと雖も、傾斜は頗る緩なり、又此區域の右
 方の山側には三個の階段地全通す、即頂上に近き幅十五 サージエン のもの、其稍
 下方の幅約八、九 サージエン のもの、及脚部に於て幅一 サージエン より處に依れ
 ば一、アルシン 四分の三を超えざるものとす、上部の兩階段地は凡て耕地と爲り、
 下部の狹隘なる階段地は通行路となるも、馬車二輛を並ぶること能はず、故に峽
 端に於て馬夫を先發せしめ、其道路の占領せられたるを來者に告ぐるを常とす、
 余は幸にして峽地の入口に於て、既に知縣の行列の後尾を見たるも、若時間を失
 することありたらんには、更に入峽せしばかりの百五十頭乃至二百頭の牛車群
 に出會し、其通行完了まで二時間又は其れ以上待つべく餘儀なくせられしなら
 ん、斯る道路は眞に世界中文明なる支那にあらざれば見るを得ざるものにして、
 社會生活發達の程度を示せるものなり、八時二十分青家溝門兒村に到る、東北よ
 り峽地に入る處に七戸あり、皆飲食店にして、通行人及峽地通行中の待合車夫を
 顧客とし、相應の收入ありと云ふ、村の廟も良好にして、廣側には旅役者の爲、蘆葦

沿道の飲
 食店

の假劇場建設中なりき、是より峽地は廣がり、道路は谷に沿ひて通じ修繕せられ
 たるものにあらざるも、石は極めて少くなれり、是より一時間の後四道梁に到る
 稍大なる村落にして、戸數七十を下らず、客店馬車宿及飲食店あり、飲食店は北支
 那に見ざる構造にして、主人の家の前に於て入口の戸側に四柱を建て、簷を以て
 葺きたる建物あり、其内に竈を据え、長き食卓及店の板又は屢粘土より成れるも
 の、造り附けられ、通行人は家に入るることなく、此建物内に於て茶を喫し、饅頭等を
 食ひて行くことを得るなり、而して飲食品も廉價なり、又是等飲食店と並立して
 露店あり、烟草、燐寸、烟管、粉麻布片等を小賣す、此村より谷は擴がり、道路は平坦と
 なり、石も見えずなり、九時五十五分三道溝村を過ぐ、二十五戸の外通行人の爲の
 飲食店二戸と、居酒屋一戸あり、十時三十分チユエ子溝村を過ぐ、是より高からざ
 る嶺に向ひて登路と爲る、餘り峻ならず、頂上には あり鞍子嶺と題し、乾隆五年
 之を建てたることを刻せり、北に向ひて降れば、其途中に鞍子嶺村あり、甚不良な
 る細屋二十戸あり、是より駱駝山の奇景を望む、即此山は横臥せる駱駝に似たり、
 嶺麓より遠からずして長山峪村あり、大村落にして、十一時二十五分、之に達し、之
 に休憩す、一時五分、此村を辭し、此處に於て支那文化の徵象の一たる電柱と分れ

鞍子嶺

長山峪

ざるべからず、是等電柱は灤平縣より余等の行路に沿ひたりしも、今は滿洲に對し東方に向ひ、而して余等の方針は西北に向ふなり、二十分を経て十四戸の寒村西營子^{シヤンイン}を過ぐ、村は又朝陽洞^{チヤウヤウドウ}とも稱す、沈思默想に従事する支那和尚の洞窟の名に基けりと云ふ、此地に於て再び峽地に入る、比較的廣しと雖、石多くして通行困難なり、長さは約八露里にして、其間には只牛營子^{ウイイン}の一村あるのみ、此村は此地方に於ける支那村落の最も特質を示せる者にして、峽の兩側の山岳は斷崖絶壁を成し、其斷崖絶壁中地面を距る三十^{サイジエン}乃至三十五^{サイジエン}の處に一廟あり、而して廟の兩側に各一個の洞穴あり、危險を冒して山頂に登りたるに、山頂より廟に到るには幅半アルシン^{アルシン}以内の小徑に由り、實際四ツ這と爲りて進まざるべからざりき、案内者の言に依れば、此廟は娘々廟と稱し、少年少女及婦人の廟なりと云ふ、娘々廟^{ニヤニヤノミヤ}は女神の意なるも、單に女神のみにては真相不明なるを覺ゆ、蓋兒童の守護神にして、佛教のグイズイム^{グイズイム}の再現者の一なるヌイスン女神^{ヌイスンノカミ}を祀る者なり、余は只此廟に參拜する爲には、支那の少年少女は堅固なる神系を具へざるべからずと考へたり、廟は岩に切り込みたる者にて、洞窟状を呈し、戸すら設けず、偶像の座、祭壇及供饌具等皆石を以て製せられ、佛像は多くは粘土製に

山東より
蒙古への
移住の途
に於ける
支那人の
出會

して、各之に應じて着色せらる、主廟には觀音像^{クワンイム}一體のみを安置し、主廟の右側の廟には軀幹小き兒童に取巻かれたる佛像あり、此廟より行くこと十五分にして岔道兒^{チヤウダニ}村あり、此村より峽地廣く石少く道平かなり、此處に於て山東より蒙古に赴かんとする支那移住民一行に出會せり、各騾三頭を駕したる馬車八輛にして、移住者の荷物は外套襪、瓜杓、食物煮沸釜を除く外何物もなく、之を秩序なく馬車に積み、母子は之と同乗し、主人は徒歩す、馬車は長四アルシン^{アルシン}幅一アルシン^{アルシン}あり、彼等は郷里の土地欠乏せるにより移住を企てたりと云ふも、單に蒙古に赴くと稱するのみにて、何れの處に止まるべきか自ら知らず、曰く蒙古には土地多しと、而も彼等は長城外に於て既に此の如く遠行する心算にはあらざりしと云へり、四時二十分ツアイスイ^{ツアイスイ}コル^{コル}村を過ぐ、五戸あり、此處に緩斜面なれども石非常に多き降路あり、之を降れば瀾如たる平原に出で、耕地の綿々たるを見る、作物は小麥のみにして、支那の六月に播種すと云ふ、是より原野を通行すること半時にして、大街道に出で、西北に直折す、此處は豐寧縣街道の分るゝ所にして、東南に向ふものは灤平に至り、西南に向ふものは支那本部に對し、直に古北口に至る、其分岐點は殆んどヌガツヤト^{ヌガツヤト}ウン^{ウン}の側に在り、此村は大にして繁榮し、戸數七十を下

ることなく、店舗馬車宿多く、且概して支那村落に稀なる市場の廣濶なるものあり、此村より道路は良好平滑にして原野中を通ず、行くこと三十分にして、不圖半壞の小道溝門村に出づ、此村より少時耕地絶え、道は又峽地に由りて王家溝村に至る、此の村は **ヌガツヤ、トウン** とは性質を異にすと雖、之よりも大にして住民は製革を専業とし、百十二戸中店舗は只三、四戸にして、爾餘は悉く製革工場たり、店舗の少きは寧ろ奇に感せらる、又此地の住民中一人として瘰癧患者ならざるものなきは驚くべき現象にして、豊寧縣及灤平縣管内は概して此疾病蔓延すと雖も、此村の如きは少からん、住民の言に依れば是れ飲料水の所爲なりと云ふ、此村より約二露里行きて **イン、フオー** 兵村あり、七時十分之に達して之に宿る。

四月二十八日(水曜)

氣温午前六時六度、同九時十七度、正午十二時二十四度、午後三時二十二度、同六時十九度、同九時十四度、

インフオー 山は興州河の高岸に在り、河床を距ること一露里以内にして四十餘戸あり、住民は綠營の豫備軍人及現役軍人にして、現役部隊は二十四人より成り、把總之を統率し、豊寧縣と熱河、灤平縣及古北口との間の官の書信送達を任務

運搬の要

とす、余の宿りたる客店主の言に依れば、是等兵は常に旅行し、特に灤平縣街道の往復を爲すこと多し、灤平縣は此地より直道に由れば七十里に過ぎず、然れども此の道は興州河に沿ひ、彼此岸に轉々し、結水中は交通甚だ便利なるも、河底は泥砂深く徒渉すること困難にして且つ危険なり、故に此道路を利用するには少くとも二個の橋梁架設を要するも、官民共に之を圖るものなきにより、現今兵は古北口街道(余の經由せし道)に由りて往復し、直道よりも五十里の距離を加ふ、即此里程は百二十里なりと云ふ、**インフオー** は外觀清潔にして富めり、客店に於ては夜間普通の粘土製麻油行燈にあらすして、石油**ランプ**を與へたり、主人の言に依れば石油は美油(米國油)と稱し古北口より仕入ると云ふ。

余は露國石油も亦支那人に知らると聞きて甚満足せり、但支那人の之に對する評は區々にして、或は米國油に勝ると云ひ、或は露國油は品質良好なるも高價なり、而して廉價品は使用に堪へすと云ふものあり、余は之と關聯して天津滯在中、露商 **ベロゴロフ** 氏と談じたることを回想せり、同氏の言に依れば目下支那に於ける最初の石油輸入者は米人にして、現今最も廣く行はるゝは米油なり、即輸入高に於て米油は露油の四倍に達せずとも三倍以上なることは確實にして、此

露國石油
及之に對
する支那
人の觀念

の如く輸入の盛なるは其送達に便なるを主因とす、但米油は支那人の言ふが如くに良好なるものにあらず、價も比較的廉なり、然るに露國油は専ら支那人之を取扱ひ、當業者は香港に於て之を仕入れ、多額の口錢を拂ふが故に、之を價ふために水を加ふ、尙米油を販賣する支那人及歐米人は、務めて其販路の擴張を計るも、露商は之に熱心せざるのみならず、殆んど斯る運動を度外す、仍て歲月と經驗とに依り、露油の良質を證するに至るまでは、其輸入は米油よりも少額なるを免れざるべし、特に米油の販賣者は露油の競争者として、露油の多烟弱光を吹聴するに依り、露商も之に對して相當の方法を取らざるべからずと云ふ、余の聞く所に依れば、古北口に於ても露油は米油よりも高價にして、一倍半に當ると云へり。

興州河は蒙古人之れを **シヤラ、タラ** と呼び、水源は豊寧縣管内に屬する白旗鎮内、郭家屯の西八十里の **シヤルフ** 山にして、最初東南流す、沿岸の著名なる地は **フア、ツヤイン、チー、シヤン** 山、及び博羅諾兒ボロノエ、博羅諾兒ボロノエより遠からざる處に於て、深平縣管内に入り、間もなく直東に流れ、**チン**道屯村附近に於て、深河に注ぐ、興州河は陰曆十一月に凍結し、二月に解氷し、六、七月に氾濫し、氾濫の際は水深十二尺を超ゆること少しとせす。

豐寧縣の途中

興州

興州河

午前五時三十五分 **イン、フオー** 出發、凹地に降る、凹地は多砂にして一河床の通ずるあり、此凹地は村より遠からずして、大に廣がり、一河川の流るゝ谷地も甚廣濶なり、七時二十五戸の小城子村を過ぎ、七時二十五分大村落たる興州ウシウに到着す、七、八十戸あり、村の中央に牆壁あり、高さ一尋半にして生煉瓦位の厚あり、最近東南蒙古に於ける暴動の際、之を防がため築きたるものなりと云ふ、此の壁は露國農民の菜園を圍める土壁よりも不良なれば、暴徒は如何に弱かりしにせよ、一擧して之れを占領したるものゝ如し、行くこと半露里にして十戸の **ダオ、チー** 村を過ぎ、五分間の後興州河を徒渉す、河は幅二十 **サー、ジエン** 深さ半 **アル、シン** にして、水底は砂なり、渡河後道路上小窩堡村まで砂多し、此村には二戸あり、八時二十五分に達したり、是より大ならざる耕地を隔て、四戸の藍家溝兒村あり、是村を出で、土地漸く狭く、九時に至り峽地に入る、之を **チャオ、リヤン、ゴウ** と稱し、辛うじて二馬車の對行を許すに過ぎざる狹隘地なり、此峽地に由り高峻なる、大嶺巴嶺に登る、驛は殆んど一分毎に停止せんとし、纜に行進することを得たり、頂上に碑あり、正面に豐寧縣南界道光元年初一日と刻し、側路には北、都城子に至る五十里、南、深平縣に至る九十里と刻す、此の如くにして十時三十分豊寧縣管内に入る、

頂上より望めば此嶺を西より繞る、興州河谷地の景色佳なり、地方人の言に依れば此處より興州河と呼び**ダーリンバ**以北は大石河と呼ぶと云ふ、降路は登路と同しく峻岨にして長く、北麓に至り嶺底下村あり、此村より谷地の平坦なる道路に由り、博羅諾兒村に至りしが、十一時三十分にして比較的良好なる店に休憩せり。

午後一時、出發狭き道跡に由りて原野中を通行し、一時三十五分に營盤村を、二十分に十一戸の下河營子村を過ぐ、同村より大石河は状況少しく變化し、先づ狹隘となり、兩側の山岳は處々多岩骨立し、處々緩にして混砂粘土より成り、斯る場所に於ては山岳の沃土は砂地の河谷に移りて、一面の良耕地を成す、二時五十分大石河を徒渉す、河床は十四**サージエン**水深は半**アルシン**あり、岸には四人の支那人ありて、小さき掬ひ網を用て魚を漁せり、**バケツ**を窺ひたるに白楊魚と小魚あるのみなりき、行くと十五分間にして三戸の**シャオジャイル**村に到る、大石河沿岸に於ける比較的廣大なる耕地の限界にして、此村より土壤は全然砂地に變ず、砂道の通行困難にして、三時五十分十五戸の八里營子村に到る、此村は到る所樹木ありて、河川ある谷地の砂石中緑一點の觀を呈す、是より二十分間行き

て劉家營子村に至る、一の良好なる店と一の大なる廟と、一の古けれども未だ損せざる佛像とあり、佛像には西藏の**オム**文字あり、村を出で、大石河の河床に接近し、四時四十分又此の河を渡る、水深は前と同じけれども、幅は十五**サージエン**あり、此の渡河後殆んど直に道の左方の高岳上に遠く何物かの建てるを望む、是れは豊寧縣一知縣が父の墓に建てたる塔なりと云ふ、余は之を撮影せり、而して近づいて觀れば基礎を除き五階を有する高塔なり、基礎は高さ一**アルシン**十二**ウエルシヨーク**にして灰色の混砂岩を以て積み、六角形にして各角邊は二**アルシン**十五**ウエルシヨーク**あり、塔の其他の部分は煉瓦積にして、同じく六角形を成し、上るに従ひて軽く狹縮せらる、而して下階は高さ二**アルシン**四**ウエルシヨーク**あり、全塔の高さは十四、五**アルシン**なるべし、屋根は瓦葺にして尖頂と球彈とを有す、塔の前面は歸化城に於ける宋朝時代の**バイタラ**塔と同一なり、余は基礎の東側を觀たるに、一小石塊堆ありて、其下に棺なくして葬られたる一人の骨あるに驚けり、塔は餘り古きものにあらざるべし、但何等の文字も畫像も存せず、多分初より之なかりしものならん、此塔を觀たる後五時五十分山を下り、今其出口に來りて余を待ちたる馬車に座し、六時十五分行進を起し、又大石河を渡る、此處は幅

一八八九年九月十八日
乃一千九百零九年
官內承九至八
人及至九千九
教人及至九千九
動那し教人及至九千九
人及至九千九
ののに基蒙に德十千九
暴支對督古於府二

僅に六 **サージエン** たるに過ぎず、岸より前方に豊寧縣明かに見ゆ、大石河谷地の堅砂土を通行し正七時之に達す。

此地より多倫諾爾に至る途中の溝門子村までの状況は、四月十四日十五日及十六日の記事に載せたるにより、(三四五—二六二参照) 茲には之れを贅せず、余は旅行中及熱河滯在中、蒐集せる千八百九十年、九十一年及九十二年の殆んど三ヶ年に亙り、蒙古人及基督教徒に對し、支那人の起したる暴動に關する資料を今より整頓し、記述し、必要あれば増補もし、註釋をも加へんとす、此問題は前途に於ては問ふべき人もなかるべきにより、今之を研究すること必要なり、尙支那に於ける非基督教徒の變亂は、余の疾く興味を起したる問題にして、北京に於ては余の敬愛する宣教師 *Père Fabier* 氏より、極めて多くの有益なる談話を聴取し、天津に於ては千八百七十年の有名なる一揆の實見者に會見し、此事件の犠牲として一姉妹を失ひたる、**ブト井リナ** 女史と談じ、歸化城、南號、欠及び張家口に於ては、多くの歐人並に宣教師ありて、彼等は此問題に關し記述を爲さざる者と雖、見聞廣博にして種々の意見を有するを以て、余は之に就きて知り得たる所少からず、又東南蒙古諸旗の人は、實際に暴動の慘苦を嘗めたるものにして、且現今に於ては支

承德府管内
居住民
相互
關係

那の勢力に服し、純支那的觀念を抱くもの多きに依り、之と語りて資料を得たることも亦甚多く、此の如くにして余は本文記述の基礎を築くことを得たり。

今之を述べむに、東南蒙古、即尙狹義に言へば千八百九十二年の支那暴動の區域は、南長城を以て限られ、東滿洲に接する區域にして、其面積は五百平方露里を算し、土地肥沃にして既に八百年を下らざる以前より蒙古の領内に屬したるも、住民尙稀薄にして、少くとも蜂巢の如く密集する支那本部に比すれば甚悠暢なる地方なり、北支那の衣食に窮せる住民が、之に着目して生計の易きを得んとするは當然にして、支那政府も亦既に十八世紀の後半期より、此地を重んじ、離宮地としたる後、支那人移住の爲之を開放するに至れり、然れども未開地の常として移住者は主として擔石の貯なき細民、職を失ひたる者、職を得ざるもの、市井の無賴等にして、多くは怪しき德義を以て事件の發生、及一攫千金の利を求むるの徒なり、然るに農業を知らざる蒙古人は、最初は其荒蕪地にして未だ曾て收入を與へしことなき場所も、支那人に貸せば收入を生じ、又支那人の移住は之と物々交換を爲すの便利を與へたるにより、寧其移住を歓迎せり、而して尤も簡易なる遊牧生活を爲す蒙古人は、支那人の爲に御せられて利益を壟斷せられたりと雖、無

識なるが故に、初は之を感知することなかりき、然るに蒙古に於ける生計裕々の風説は支那に傳播し、之が爲支那人中移住する者益増加し、特に郷里より放逐せられたる政府反對黨、社會黨宗派等の人物、續々移住し來るに至りしが、是等の移住者は經濟上に於ては各自の理論を逐ふものなりと雖、只中華帝國の建制に反對するの意見、之を呪咀するの感情に於て一致したるものなり、而も改革意見は亦各異れり、而して前記區域の住民は千七百八十五年より、既に百萬人に達し、前記赤裸々の窮民は忽にして物質上の欠乏を感じ、精神上の慰安を求むるの必要に驅られたり、是時に當り多くの宣教師が愛を絶叫し、困苦を救ひ、新附の教徒の幸福の爲金錢を投じたる其成功の迅速なるは勿論にして、東南蒙古の信徒既に幾千人の多きに達したり、然るに一方には支那よりの移民益盛にして、千七百七十八年皇帝が支那本部と同一の制度を布くべく豫定したる地方は、住民愈稠密にして、爾來支那官吏及夥多の官吏候補者、即全然儒教の頭腦を有するの支那學者、(Scholar)及無資力にして惡評ある者等、續々來住し、支那官吏は例に依り大にシエミヤーク 裁斷譯者曰く露國に於ける十五世紀の封建時代の末年に於ける裁判の不公平を唱られたる物語にして、恰も日本大岡裁判の正反對なるが如きもの

を振り廻はせり、而して蒙古人が支那人と雜居しながら、未だ支那人の習慣に化することなく、支那貨幣を使用することなかりし間は、支那人が蒙古人の利益を奪ひたること幾何なるを知らず、然れども後に至り蒙古人も其利害關係を解するに至り、支那人が土地を蒙古に得んとするに對し、蒙古諸王は之に反對せり、仍て支那人は團結を固くして又之に抵抗する方法を取りたるが當時支那人の數は日に増加し、最近に至り蒙古人は全人口中僅々一割五分を占むるのみとなりたれば、兩者の争に於て支那人が勝を制するは固より明かなり、然れども在留支那人は本來所屬の省を異にし、信仰を異にし、政見を異にするものにして、決して團結力強大なるものにあらず、終始互に怨恨忿争して互助の精神を缺き、富者は貧者を壓制して其感情を激し、家なき浮浪群は賊と爲りて住民に對し暴威を振ふこと猛獸の如し、即承德府の一博士にして金丹道派(金の人又は哲學の石の人)に屬する許榮は、千八百九十一年夏此種徒黨を嘯集して建昌縣附近を騷がせたり、而して地方官憲が之を逮捕せんと決し、只其時機を窺ひつゝあるを知り、彼は建昌縣管内三家子に走れり、而して此地には彼の徒黨群集したるにより、彼は之を用ひて強盜生活を繼續することを得たり。

千八百九十一年秋
第一次回
の運動

然るに同年は凶作にして秋收殆んど皆無に歸し、建昌縣農民は殆んど皆飢饉に
 通りたる結果、返還を約して官憲及商人に米の貸與を請ひたり、支那に於ては此
 約束は貸與を受けたるときは必之を履行するも、貸與を拒みたる者は暴力を以
 て掠奪せらるゝことあり、故に請求を受けたる者は同意不同意に拘らず之に應
 ずるを常とす、仍て商人等も之れを承諾し、土着農民たると新に登録せられて家
 を有せざる者とを問はず、必要ある者には米を貸與することゝし、其貸與期間を
 指定し、同時に商人等は前記許榮を雇ひ入れて倉庫の戸前に立たしめ、少くとも
 農民の一部分は彼の威を畏れて引返すならんと期待せり、二日を経て袋を手に
 したる男女の隊列は來れり、許榮の立てるを見て一時動搖せり、然れども飢饉は
 遂に恐怖心を制し、民衆は許榮に突貫し、之を地上に伏せて徹塵に踏殺せり、然る
 に民衆は此行爲の結果を恐れ、許榮黨の復讐を慮り、罪を他に嫁せんが爲是れ基
 督教徒の所爲なりと吹聴せり、金丹道派の徒黨は之を聞くや否や、事件の眞想を
 も探究せずして到る處の牆壁に檄文を貼示し、又救世主基督に對する誹謗歐洲
 宣教師の獸行、支那人の基督教徒に對しての爲すべき行動を諷する繪畫を掲示
 し、以て基督教徒殺戮を企圖せり、歐洲宣教師は容易ならざる事件と爲し、毎日衙

基督教徒
非難する

補
東華續
一〇八
參卷錄

門に使を馳せて保護を求めたるに、知縣は冷然として毎に曰く、當該官吏より何
 等報告なく秩序は異動ありと認めず、何等恐るべき事情なしと、基督教徒の保護
 は斯の如くにして謝絶せられたり。

同年陰曆十月十六日(十一月二十七日)猛惡なる群集は遂に三十家子に於ける
 宣教師宅を襲ひ、屋内に闖入し支那人の傳道士林某を捕へ、所在財物は悉く之を
 破壊し、加特力教徒の建てたる寺院、家屋、及育兒院は悉く之を燒棄し、而して此に
 在りたる男女及孤兒は之を塵殺せり、是等被害者は或は家屋内に於て燒殺せら
 れ、或は現場に於て殺戮せられ、或は遁げんとして追跡を受け途中に殺されたる
 なり、尋て群衆は四方に分れて、尙も基督教徒の家の在る所は、悉く之を襲撃して
 教徒を殺戮し財物を掠め、住宅は破壊し又は燒棄し盡したり。

此の如く數百の基督教徒を殺戮したる後、暴徒は平泉州に向へり、此地の宣教
 師は是より先き、前記檄文及諷刺畫に依り召集せられたる暴徒の初めて出現し
 たるとき、平泉州知州文卜年(ウエンブナイ、フニヤン)に保護を求めたるに、知州は毫も之を採用せざりき、
 但北方より來れる暴徒は急に平泉州に於て公々然たる行動を開くことなく、試
 験的行動を演じて先づ地盤を固むるの方針を探り、支那大官に使を遣して、彼等

附近都市
暴徒の侵入

は政府に反抗するにあらず、殺戮を行ひ家屋を焼きたる基督教徒に報復するを以て目的とするものなりと通告せり、衙門官吏及び兵は功を立て、又は掠奪物の分配に與らん爲、皆に之を鎮定せざるのみならず、基督教徒の搜索を許し、且該教徒を隠したるものは其教徒と同じく罰せらるべしと告示せり、而して文卜年ウフフシ、ニヤンは長官に辯疏を爲すため、熱河都統兼支那軍隊指揮官たる葉將軍志超に報告して、北方より來れる暴徒は三萬にして守備兵に十倍す、之に對抗し之を防遏するは危険なり、特に管内の加特力教會の倉庫には、人食人種たる歐人の犠牲と爲りたる支那兒童の骨堆積し、眼と心臓を抜きたる兒童の死體累々たり、故に暴徒の事を擧ぐるは正當防衛なりと認めざるを得ずと云へり、特に寒心すべきは、彼は此報告書を熱河に送りたる後、之を一般に告示するため、暴徒の檄文と同じく之を牆壁に貼付したることにして、民衆の誤解は之が爲益深くなりしこと固よりなり、加之葉將軍も自身既に金丹道主義者なりとの事にて、彼は此報告を受領したる後、自ら基督教徒排斥の告示を發したり、故に暴徒の誣罔は益、之を信するもの多く、暴動到る處に起り、今は既に基督教徒に對してのみにあらずして、種々雜多の宗派、互に拮排する結社、及蒙古人特に民衆が主なる壓制者なり、貧困に陥らし

軍隊長の
如き社會
黨の頭目

(補) 東華續錄
には掃北
武聖人李
國珍とあり

めたる元兇なりと爲す所の蒙古政府に對して蜂起し、金丹道派は在禮派の信徒を脅し、在禮派のものは之を防禦すると同時に道教の根本義を宣傳する者を逐ひ、孔子教の學者に率ゐらるゝ彼等は基督教徒を殺戮し、平民は蒙古人及び支那富商に對して奪掠を行ひ、間もなく是等純宗教的及經濟的一揆に純政治的一揆も聯合し、社會黨の頭領等は一週間内に各數千人の軍隊を編成し、軍旗を制定し、自己の尊稱を設け、平泉州の北方に行動したる黨の領袖チユイは皇帝と稱し、威勢を張るため殺害せられたる大官の妻女は凡て之を妾と爲し、其同僚衛老道は妖術を以て名著はれ、配下の軍隊に救死劑を配與し、兵士は毎朝大なる丸藥を呑みて非常の勇氣を發揮するを得たりと稱す、而して是等兩領袖の旗には、興大明滅大清と標し、他の旗には、榮華富貴在咱門と記せり、西方に行動する暴徒の領袖修傑は平西王と稱し、烏丹城市附近を擾亂せる北方黨の領袖は、北方を征する名將の尊稱を有し、爾餘細小なる一黨一派の引率者も、王公首長、強大なる妖術師等の僭稱を唱へしめたり。

暴徒の蜂起は最初市街地即建昌縣に發したること、既記の如しと雖、其後蒙古曠原及び旗内に蔓延せり、而して余は蒙古人に就て研究したる結果、是等蒙古曠

原及旗内に於て演じたる暴徒の行動に關する、多くの資料を蒐集することを得たり、即建昌縣の暴徒の一部分は南方平泉州に向ひ、他の部分は東北朝陽縣に赴き、其人員は途すがら逐日増加し、朝陽縣には武装せる暴徒の八千人を下らざる群を見るに至れり、市は殆んど三十分にして占領せられ、入監者は出され住民の財産生命共に奪はれ、富豪名族と雖、毫も寛假する所なく、十戸中全きもの僅々一戸に過ぎざるの慘狀を呈し、數百里の地は修羅場と變じ、碧血を以て洗はるゝに至れり。

敖漢旗及土默特旗に對する暴徒の行動

朝陽縣管内には、敖漢旗及土默特旗ありて、此兩旗の住民の大部分は殺戮せられ、又は逃散し、財物は掠められ、或は焼かれて全然壊滅に歸したり、而して第一に此慘苦を嘗めたるは敖漢旗にして、此旗地は山岳及高地處々に在り、住民は久しき以前より谷地を支那人の耕作に供し、山脚に住居し、山頂の森林に牧畜せり、然るに支那人は耕地に適せる谷地の讓渡を受けて猶足らずとし、建築材及燃料を得べき前記森林の割讓を求めたり、然れども蒙古人固より之を諾せず、是に於て支那人は大に憤懣し、道士教の尤も狂激なる徒黨と聯絡して暴動を起せり、本來蒙古人の部落は非常に離散し、而して五六戸の天幕を以て一村と爲す故に、百

五六十騎の賊徒にして之を襲撃するに、天下之より易きなく、平和のホトン(村落)は忽ちにして修羅場と爲り、人は殺され財物は掠められ、賊徒は此の如く殘虐を敢てして、或は其地に止り休み、或は更に新なる獲物の爲に前進す、但王府は平素より武器を貯へ、且暴動起りて以來兵を召集したるにより、牧畜部落より多少防護力強しと雖、是も殆んど論ずるに足るものなく、土默特王府は千八百九十一年露曆十一月二十日千人の賊群より攻められ、王は管内の兵二百を率ひ、廟内より銃を以て敵に對したるも、衆寡固より敵せず、初日に於て六十人を失ひ、翌日は管内より援兵を得たるも、亦戰敗して餘す所僅に三十人と爲れり、抵抗愈強ければ暴徒は益猖獗にして、敖漢王府は防禦五日に亘りたるが故、之を占領したる賊徒の行動の酷烈なりしこと言語に絶す、即王府に侵入せる支那人は、男子全部を殺したるのみならず、其身體を四裂し、片々杭及樹木に懸けたり、而して血に酔ひたる兵は婦人をして羊を屠り、食物を調理せしめ、其婦人の兒童を鎗先に懸けて弄べり、又北方黨の頭目李國珍は、王邸に於て食事を爲し、台吉の妻女をして杯盤の間を周旋せしめたるに、其婦人妊娠中なりし爲め衆の注意を惹き、李國珍は一件侶と其妊娠なりや處女なりやを論じたる末、賭して其腹を割き胎兒を抽出せり、

又彼等は他の一妊婦に石油を注ぎ、生きながら焼殺せりと云ふ。
支那政府は從來其國民中に於ける非基督暴動及經濟的蜂起に對し頗る平然たるものにして、承德府管内に事變あるを知りたる時にも、普通の慣例に依り滿洲軍隊總指揮官及熱河軍隊指揮官に、必要の際は援隊を派遣するの權を與へて鎮定を命じ、李鴻章は暫くにして其部下の軍隊を援助のため、前記兩指揮官に送るの處置を取りたり、地方衛戍軍隊は、各縣下に多くは武裝不良、教育更に不良なる滿洲八旗の騎兵一中隊、及之より又劣れる支那綠營半大隊より成立せり、而して先其行動を開きたるは第一の暴動發生地たる建昌縣にして、其衛戍兵は長官の召集に應じたるも、榆樹林村に於て敵と衝突するや否や逃亡せり、仍て首府承德府に援隊の派遣を求めたるも、其行進の遅々たること驚くべく、官文書に依れば承德府より平泉州までの距離は僅々六十露里なるに、右派遣兵は出發の日より七晝夜を要し、八日目に任地に到着せり、而して到着後に於ける暴徒鎮定の爲めの行動は、戰史の記する所に依れば實に左の如きものあり。

今之を記さむに、十一月十六日、官兵は建昌縣に至る途中、同地の南方瓦房站に於て敵二千と衝突し、敵は戰死九百人を出だし、其内には刀の上に呪文を唱へた

(補)
東華續錄
一〇七
二〇参照

る一人の道士も斃れ、官兵は砲三門及大なる五色旗を鹵獲せり。

十一月十八日、官兵は既記建昌縣守備隊の逃亡せる榆樹林村に到り、同地を四方より圍み四時間に亘る激戰を交へたる後、二千餘人より成立せし敵群を鏖殺せり、敵の援助のため附近より集りたる者亦戰敗して百餘人の戰死者を出だし、王及魔術師と僭稱せし李も死し尙四人の僭稱頭目戰死せり。

十一月二十一日、官兵は建昌縣の東方葉伯壽と稱する處に於て、千人に餘る敵と出會し、敵は最高魔術者魏老道に引率せられて戰を開き、其隊長は康熙帝が土地の關帝廟に寄附したる神輿に乗て出陣せり、然るに官兵が正面より敵を攻撃すると同時に、建昌縣守備隊も敵の後方より突進したるにより、敵は敗潰して戰死四百七十人、捕虜百人餘を與へ、魏老道も戰死し、殘兵は三家子方面へ逃走したるに、熱河軍隊之を追ひ、途中に於て尙四十人を銃殺せり、而て此後金丹道暴徒は尙一萬人餘ありたるも、武裝最も不良にして、單に頭目の魔力を信じたるのみ、群なれば忽官兵の爲に破られ、僭帝は捕虜と爲り、滿人の爲死刑に處せられたり。十一月二十二日、官兵は馬家窩堡農村に於て、強烈なる敵の抵抗を受けたるも、遂に之を擊破し、馬賊及道士教徒より成れる二千餘人の群の内、千三百餘人を殺し、僭稱王二人及其他の頭目八人又戰死し、銃砲及馬を鹵獲すること多く、僭稱道